

都城市公共施設等総合管理計画

平成29年3月
令和4年4月改訂
都 城 市

ごあいさつ

平成 18 年 1 月 1 日に 1 市 4 町が合併し、新たなスタートを切った都城市は、現在、人口 160,640 人(国勢調査・令和 2 年 10 月 1 日)で南九州では鹿児島市、宮崎市に次いで第 3 位、面積では 653.36 ㎢と県内第 2 位となっています。また九州縦貫自動車道、5 本の国道をはじめ、J R 日豊本線、吉都線の鉄道、40 k m 圏内に宮崎空港と鹿児島空港が位置しており、志布志港と直結する地域高規格道路「都城志布志道路」も着々と整備が進み、「広域交流拠点都市」としてのまちづくりが期待されています。そのような中、地域の特色を生かした施策を展開しながら、多様化する市民ニーズに応えるため、中心市街地中核施設 Mallmall や早水公園体育文化センターサブアリーナ等の拠点施設を整備するなど、市民生活の利便性の向上と南九州のリーディングシティの確立に努めてきました。



一方で、昭和の時代に整備された施設やインフラの多くは、改修や更新の時期を迎えています。人口減少や少子高齢化の進行する中、将来的に全ての施設をこのまま維持していくことは困難な状況が予測されますが、必要な公共施設は、安全・安心でかつ快適な状態で未来に引き継がなければなりません。また、南海トラフ地震等の災害へ備えつつ、デジタル化の進展や新型コロナウイルス感染症による新しい生活様式への転換など、社会状況の変化にも適切に対応し、本市の発展や地域活性化に資する施設を着実に整備する必要があります。

そこで、本市では、公共施設の質的・量的な適正化と安全・安心の確保を図り、持続可能な行政サービスの提供と財政の健全化を実現することを目的に、平成 29 年 3 月、『都城市公共施設等総合管理計画』を策定しました。

今回、計画策定から 5 年が経過したことや新たに個別施設計画を策定したこと等から、それらを反映した計画の改訂を行いました。

今後も本計画を基に、施設類型ごとにより具体的に計画を進め、住民満足度を高めつつ持続的に公共サービスが提供できるよう取り組んでいきますので、引き続き御理解と御協力をお願いします。

令和 4 年 4 月

都城市長 池田 宜永

目次

第1章 はじめに	1
1-1 計画策定の背景・目的	1
1-2 都城市公共施設等総合管理計画の位置づけ	2
1-3 対象施設	3
1-4 計画期間	3
第2章 都城市の現況と課題	4
2-1 社会状況	4
2-1-1 都城市の概況	4
2-1-2 人口の推移・将来目標・将来予測	5
2-2 財政状況	6
2-2-1 歳入の推移	6
2-2-2 歳出の推移	7
2-2-3 普通建設事業費の状況	8
2-2-4 維持管理経費の状況	10
2-2-5 地方債残高の状況	10
2-2-6 基金残高の状況	11
2-3 公共施設等の保有状況	12
2-3-1 建築物系施設	12
2-3-2 インフラ系施設	16
2-4 将来更新費用の推計	20
2-4-1 建築物系施設	20
2-4-2 インフラ系施設	22
第3章 公共施設等の総合かつ計画的な管理に関する基本的な考え方	31
3-1 公共施設等の管理に関する全体方針	31
3-2 建築物系施設	32
3-2-1 建築物系施設の管理に関する基本方針	32
3-2-2 具体的な手法	35
3-2-3 類型別方針	42
3-3 インフラ系施設	93
3-3-1 インフラ系施設の管理に関する基本方針	93
3-3-2 類型別方針	93
3-4 フォローアップの実施方針	96
第4章 推進体制	97
4-1 推進体制の構築	97
4-2 市民との協働	98
4-3 情報管理・共有化の必要性	99

第1章 はじめに

1-1 計画策定の背景・目的

高度経済成長期の急激な人口増加や社会構造の変化に対応するため、昭和40年代から50年代にかけて全国で公共施設が盛んに建設されました。都城市においても、同時期に多くの公共施設が整備され、市民生活の基盤や地域コミュニティの拠点等としての役割を果たしています。

現在、これらの多くが完成後30年以上経過して大規模な改修や建替えを迫られている中で、公共施設を取り巻く環境は大きく変化しています。本格的な人口減少社会の到来による市民ニーズの変化や厳しい財政状況、公共施設の老朽化の進行と更新時期の集中、南海トラフ地震を想定した防災・減災への強い要請等、様々な課題に対応していかなければなりません。

このような社会環境の変化に対応するためには、公共施設の現状と課題についての調査・分析を随時行いながら、その結果を踏まえた必要な見直しを図り、効率的・効果的な運営、維持管理（日常的な修繕を含む）、更新（大規模改修・建替え）等を実施することが必要です。

また、国においても、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することを重要な課題と捉えており、平成25年11月には「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、国や地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を進めることとしました。平成26年4月には、総務省から地方公共団体に対し、公共施設等総合管理計画の策定及び平成29年度には、個別施設の長寿命化計画（個別施設計画）の策定が要請されました。

本計画は、これらの背景を踏まえて、公共施設を「資産」として捉え、今後の運営、維持管理、更新等に総合的かつ経営的な視点を持って取り組んでいく「公共施設マネジメント」を推進することで、公共施設の質的・量的な適正化と安全・安心の確保を図りつつ、持続可能な行政サービスの提供や財政の健全化を実現することを目的に策定するものです。

「都城市公共施設マネジメント」とは

本市が保有する公共施設・公用施設を「資産」として捉え、現状や課題の把握、維持管理・更新等の在り方について、総合的かつ経営的な管理運営を目指す取組のことです。

【本計画を御覧いただくに当たっての注意点】

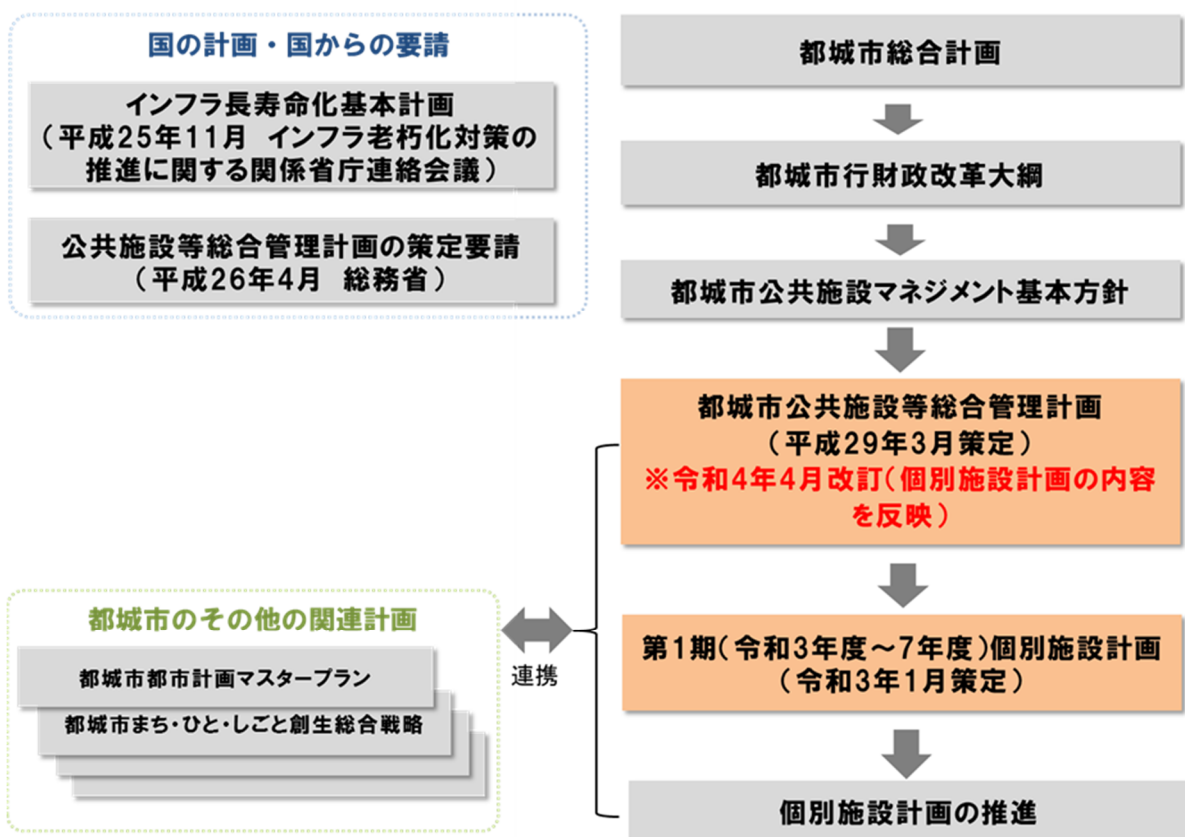
- ・公共施設の現状については、令和2年度末時点の値を用いています。
- ・本計画に掲載してある数値は、表示単位未満を四捨五入して掲載しています。そのため表示数値の合計は合計値と一致しない場合があります。

1-2 都城市公共施設等総合管理計画の位置づけ

都城市公共施設等総合管理計画は、都城市総合計画及び都城市行財政改革大綱の中に位置づけられるものとして策定します。また、国の「インフラ長寿命化基本計画」に基づく「インフラ長寿命化計画（行動計画）」に該当するものとして位置づけます。

総合管理計画に基づき、施設の状況等を分析し、安心・安全な環境を確保し、必要なサービスを適切かつ持続可能な形で提供するために、施設類型及び個別施設の適正化計画として第1期個別施設計画を策定しました。これらの計画の策定・実践に当たっては、「都城市都市計画マスタープラン」や「都城市まち・ひと・しごと創生総合戦略」等の関連計画との連携を図っていきます。

また、これらの計画を実践した際には、適切な評価を行い、都城市公共施設マネジメント基本方針や都城市公共施設等総合管理計画、個別施設計画の見直しを行っていきます。



都城市公共施設等総合管理計画の位置づけ

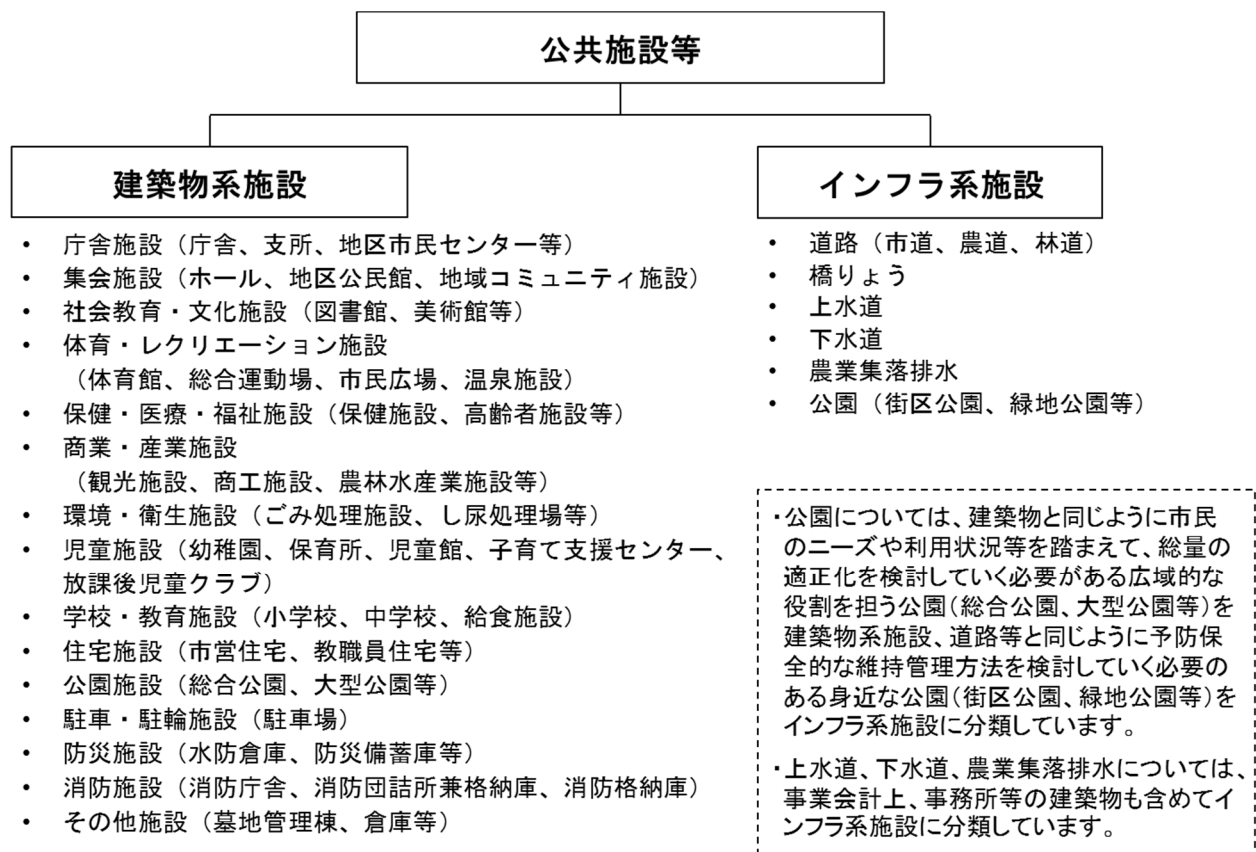
1-3 対象施設

公共施設等とは、「公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいう。具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設（上水道、下水道等）、プラント系施設（廃棄物処理場、斎場、浄水場、汚水処理場等）等も含む包括的な概念である」とされています。（総務省策定要請より）

この概念を踏まえ、本計画では公共施設等を「建築物系施設」「インフラ系施設」に区分し整理します。

建築物系施設については、庁舎施設、集会施設、社会教育・文化施設、体育・レクリエーション施設、保健・医療・福祉施設、商業・産業施設、環境・衛生施設、児童施設、学校・教育施設、住宅施設、公園施設（総合公園等）、駐車・駐輪施設、防災施設、消防施設、その他施設の15類型を対象とします。

一方で、インフラ系施設については、道路（市道、農道、林道）、橋りょう、上水道、下水道、農業集落排水、公園を対象とします。



建築物系施設とインフラ系施設の分類

1-4 計画期間

公共施設等のマネジメントにおいては長期的視点での取組が必要であることから、計画期間は平成29年度(2017年度)から令和28年度(2046年度)までの30年間とします。

ただし、計画期間内であっても、都城市総合計画との整合を図るために、同計画の見直し時期に併せて見直しを行います。また、社会情勢の変化等、見直しの必要が生じた際は、適宜見直しを行います。

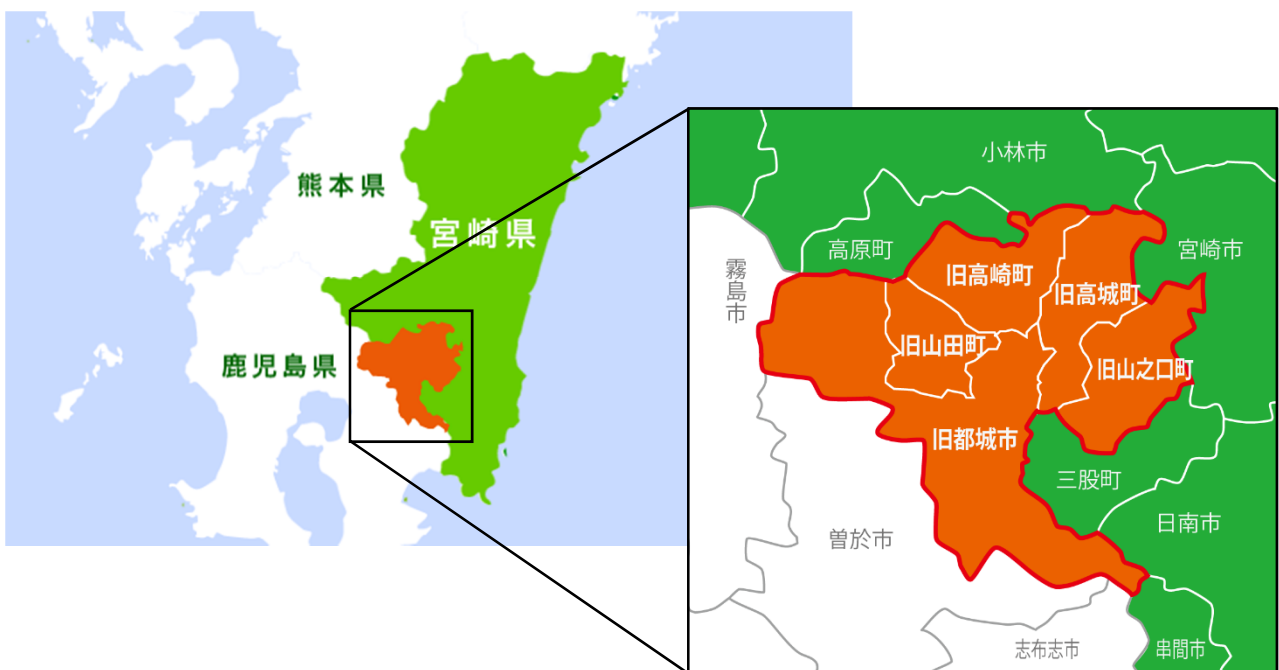
第2章 都城市の現況と課題

2-1 社会状況

2-1-1 都城市の概況

- ・ 平成18年1月1日に、都城市、山之口町、高城町、山田町、高崎町が対等合併し、人口17万人を超える新「都城市」が誕生しました。
- ・ 宮崎県の南西部に広がる都城盆地に位置し、北西に霧島連山、東に鰐塚山系等三方を山に囲まれています。市域は東西・南北とも約36kmに広がり、面積は653.36km²と県内で2番目の大きさとなっています。
- ・ 市域内に海岸はなく、東方に日向灘、南方に志布志湾、西方に錦江湾があり、海岸線からの直線距離は約30kmとなっています。大規模災害発生時（特に沿岸地域等が甚大な被害を受けた場合）の、後方支援拠点都市としての役割を担っています。
- ・ 一方で、土壌や地形の特殊性から、浸水被害や土砂災害が発生しやすいと言われています。
- ・ 都城島津家による統治や都城県の設置等、歴史や経済を共有し発展してきた三股町、鹿児島県曾於市及び志布志市と定住自立圏*形成協定を締結しています。主な産業は、農業（特に畜産）や乳製品等の農産物加工、焼酎製造、和弓や木刀製造です。
- ・ 本市は、人がいきいきと暮らし、活力ある産業に支えられた、豊かな自然を愛するまちづくりを目指してきました。このまちに生まれて良かったと誰もが実感できる都市となるために、「農林畜産業」、「地の利」、「次世代を担う子どもたち」の3つの宝を輝かせ、「市民の笑顔が広がる南九州のリーディングシティ」を目指していきます。

※定住自立圏：一定の都市機能を持った中心と、それに隣接し経済や文化等で密接なつながりを持つ関係市町村が、集約とネットワークの考え方にに基づき、互いに連携協力して、圏域全体の活性化を図るもの。

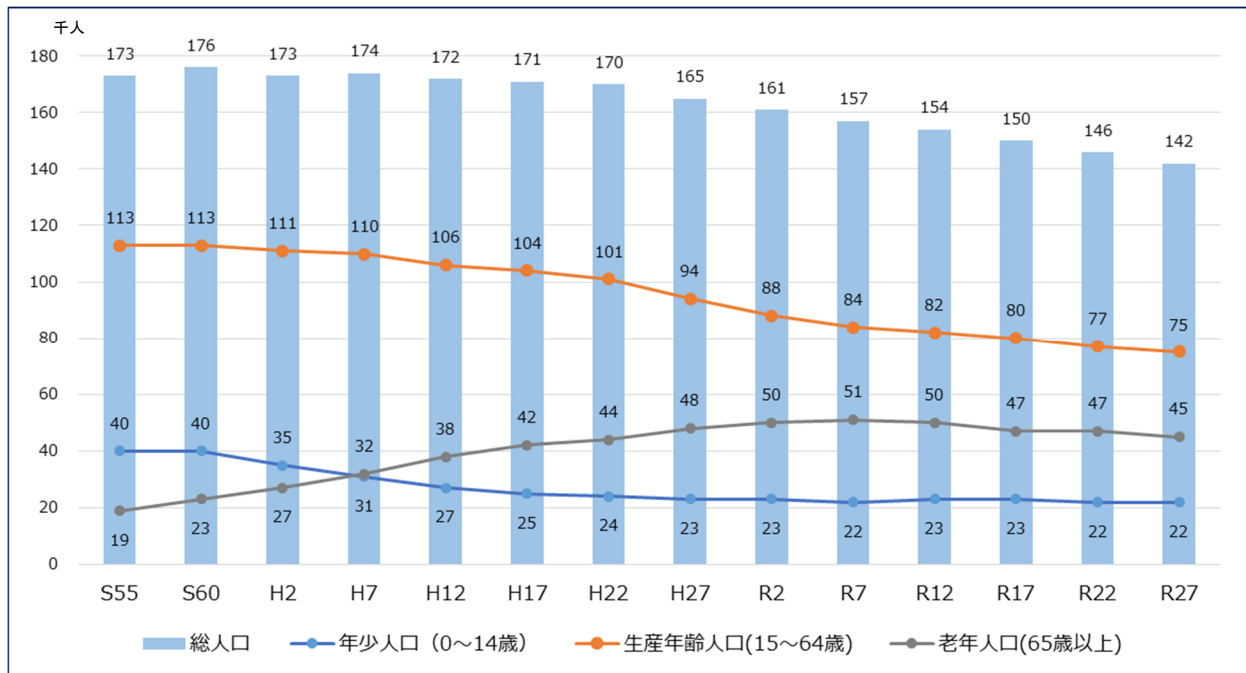


都城市の概況

2-1-2 人口の推移・将来目標・将来予測

都城市の令和2年の人口は、16万640人となっています。都城市の人口は、昭和60年代をピークとしてゆるやかに減少が始まっており、令和27年には約14.2万人にまで減少することが予想されています。人口が減少するだけでなく、少子高齢化も進行することが見込まれ、高齢化率は、平成27年の約29.0%から令和27年には約31.7%にまで上昇することが予想されています。

公共施設等は、整備された時からほとんどその役割を変えていませんが、今後、人口減少と人口構成の変化により、利用者の減る施設や、逆に需要が増える施設が生じると考えられます。



出典：都城市まち・ひと・しごと創生総合戦略

人口の推移と今後の予測

2-2 財政状況

2-2-1 歳入の推移

平成18年度以降の普通会計の歳入決算の状況を目的別に見ると、市税は、給与所得の増や新築家屋件数の増等により、平成18年度から32億円の増となっていますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により減少しています。

寄附金は、ふるさと納税により、平成27年度以降毎年増加し、令和2年度には135億円となっており、本市の財政に大きく寄与しています。また、寄附金の増加に伴い、ふるさと応援基金繰入金が増加し、その他自主財源も大きく増加しています。

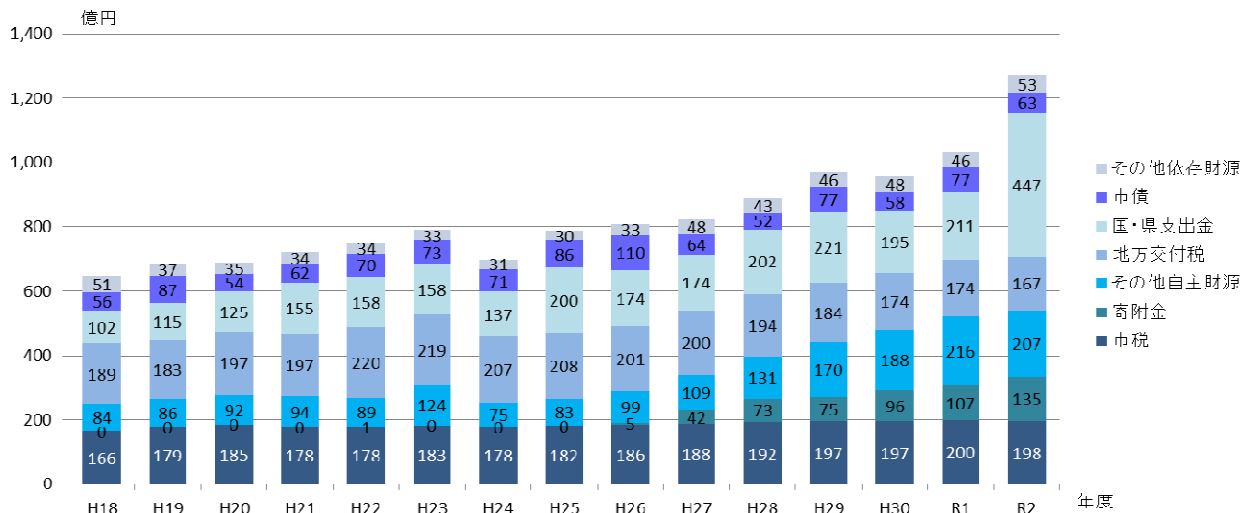
地方交付税は、合併算定替による普通交付税の特例措置を受けていましたが、段階的に縮減され、平成22年度の220億円をピークに53億円減少しています。

国・県支出金は、子どものための教育・保育給付費負担金、障害者自立支援費負担金等の増や普通建設事業の動向により、ここ数年、200億円前後で推移していましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により大きく増加しています。

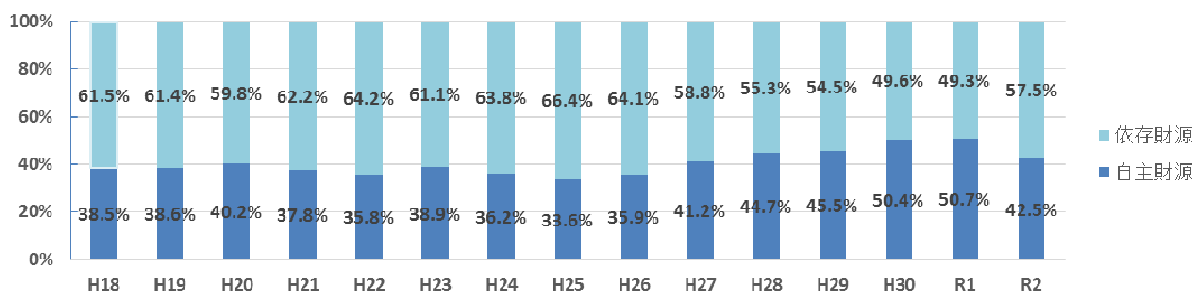
市債は、健康医療ゾーン整備事業やクリーンセンター建設事業を実施した平成26年度の110億円をピークに52億円から77億円の間に推移しています。

また、行政の自主性と安定性を示す自主財源が歳入総額に占める割合は、市税やふるさと納税寄附金の増等により増加傾向にあります。

今後、人口減少や少子高齢化が進行する中で、税収の大幅な増加は見込めず、また、合併特例事業債や合併算定替の終了による地方交付税の減少が見込まれ、本市の財政は一層厳しくなることが予想されます。



歳入状況の推移



自主財源・依存財源比率の推移

2-2-2 歳出の推移

平成18年度以降の普通会計の歳出総額の推移を見ると、令和元年度の歳出総額は、平成18年度の約1.6倍となっており、大きく増加しています。また、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による対策費が大きく増えたことにより、決算額も大きく増加しています。

歳出状況を性質別に見ると、扶助費^{※1}及び社会保障関連の繰出金^{※2}は、平成18年度と比較すると令和元年度は約1.8倍となっています。これは、障害福祉サービス給付費や子ども子育て支援給付費の増加等によるものです。

公債費^{※3}は、起債残高の減少により、平成23年度に比べ、27億円減少しています。

人件費は、行財政改革大綱に基づく職員数の削減により、平成19年度以降減少していましたが、令和2年度は、会計年度任用職員制度の創設に伴い、大きく増加しています。

補助費は、20億円から56億円で推移していましたが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による特別定額給付金の給付等で大幅に増加しています。

積立金は、ふるさと納税によるふるさと応援基金積立金の増加等により年々増加しています。

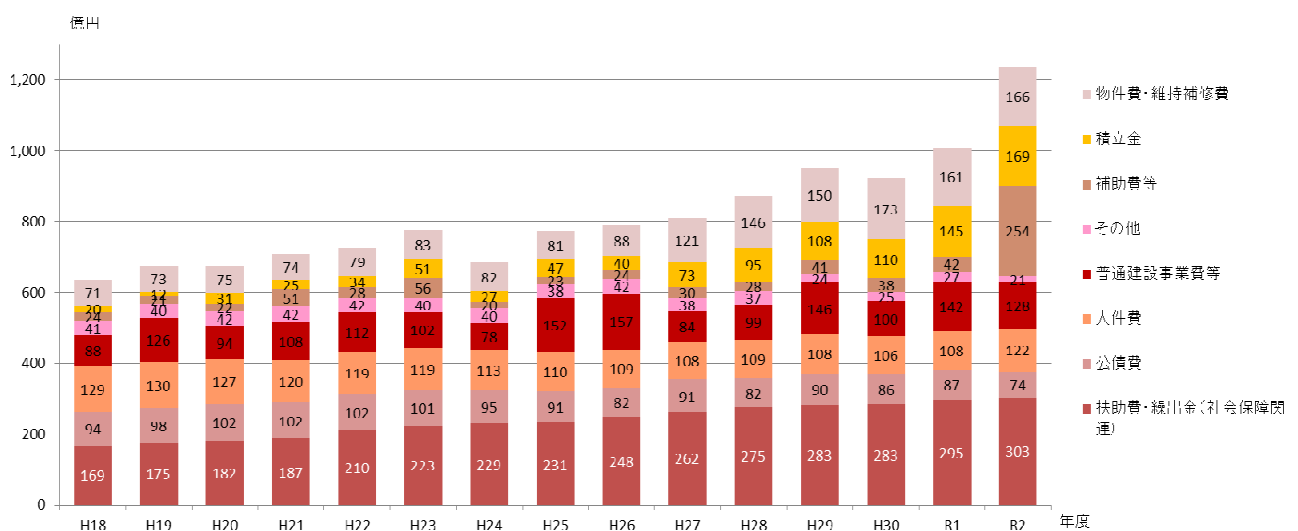
物件費・維持補修費は、ふるさと納税推進事業や指定管理料の増等により、平成27年度以降増加傾向にあります。

今後、少子高齢化の進展による扶助費・社会保障関連の繰出金の増加や山之口運動公園、道の駅整備等による普通建設事業費、施設管理費の増加が見込まれ、本市の財政は一層厳しくなることが予想されます。

※1 扶助費…生活に困窮している方、子ども、高齢者、障がい者等の支援のために支出される経費

※2 社会保障関連の繰出金…保険料・税収入では、歳出を賄うことができずに一般会計から支出している社会保障関連の繰出金で国民健康保険（事業勘定）特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金等

※3 公債費…市が国などから借り入れたお金の返済に使われる経費で、元金と利子の合計

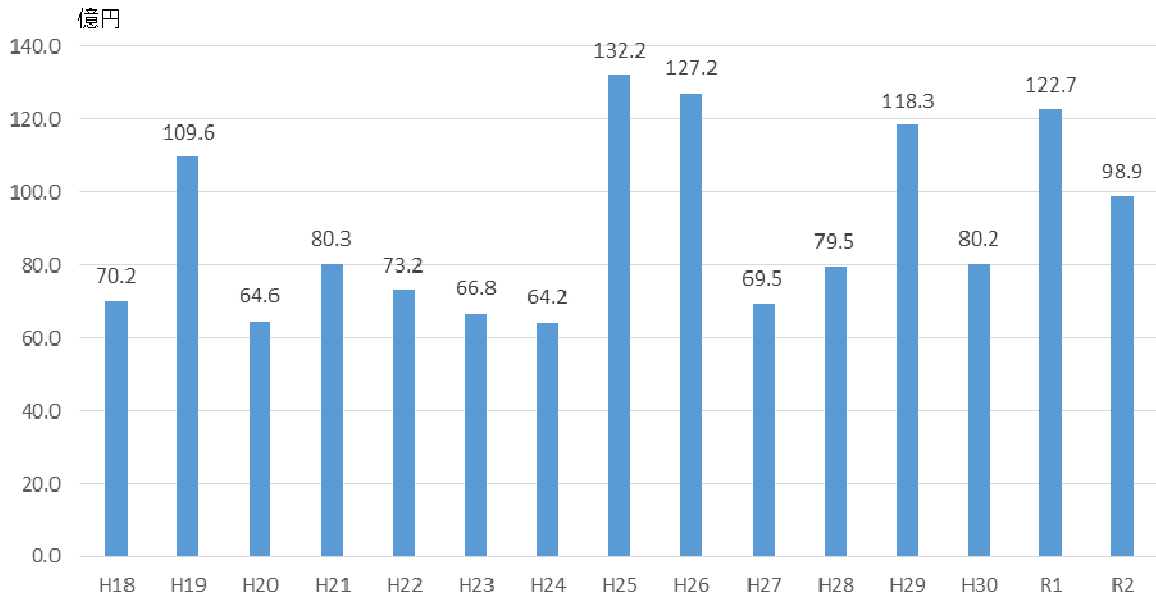


歳出状況の推移

2-2-3 普通建設事業費の状況

平成18年度以降の普通会計の普通建設事業費*を見ると、平均90.5億円となっており、近年は上昇傾向にあります。平成25年度及び平成26年度は健康医療ゾーン整備事業やクリーンセンター建設事業、平成29年度は中心市街地中核施設整備支援事業や早水公園整備事業、令和元年度は小中学校空調設備整備事業等の大型事業の実施により、100億円を超える事業費となっています。

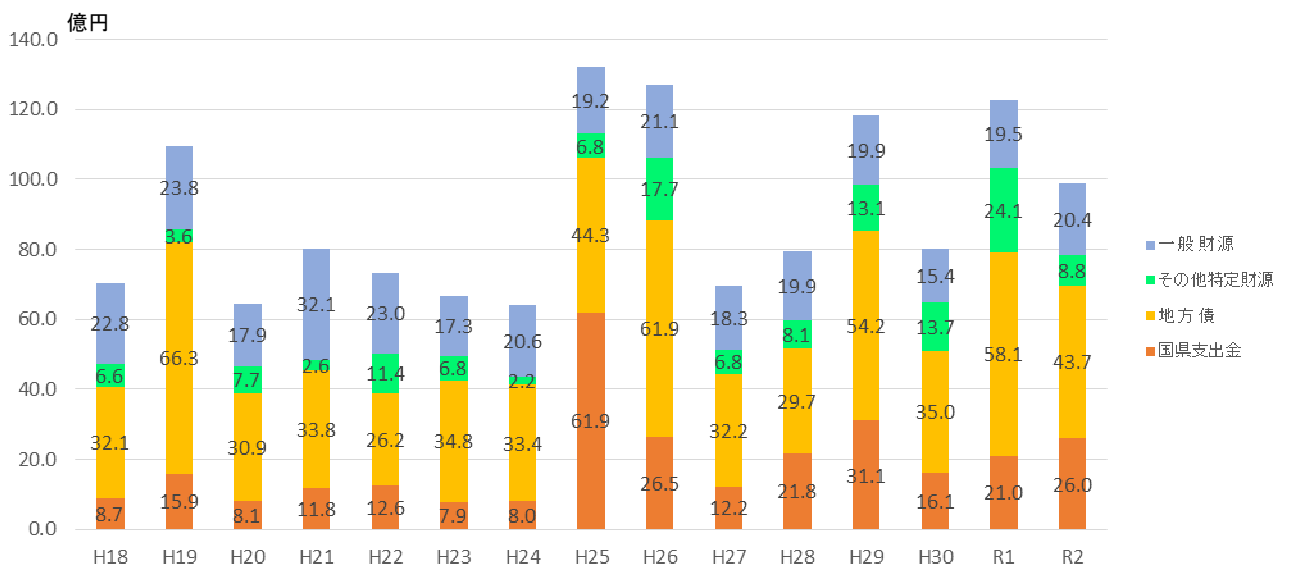
*普通建設事業費は、団体等への補助金を除いた額を表示しています。



普通建設事業費の推移

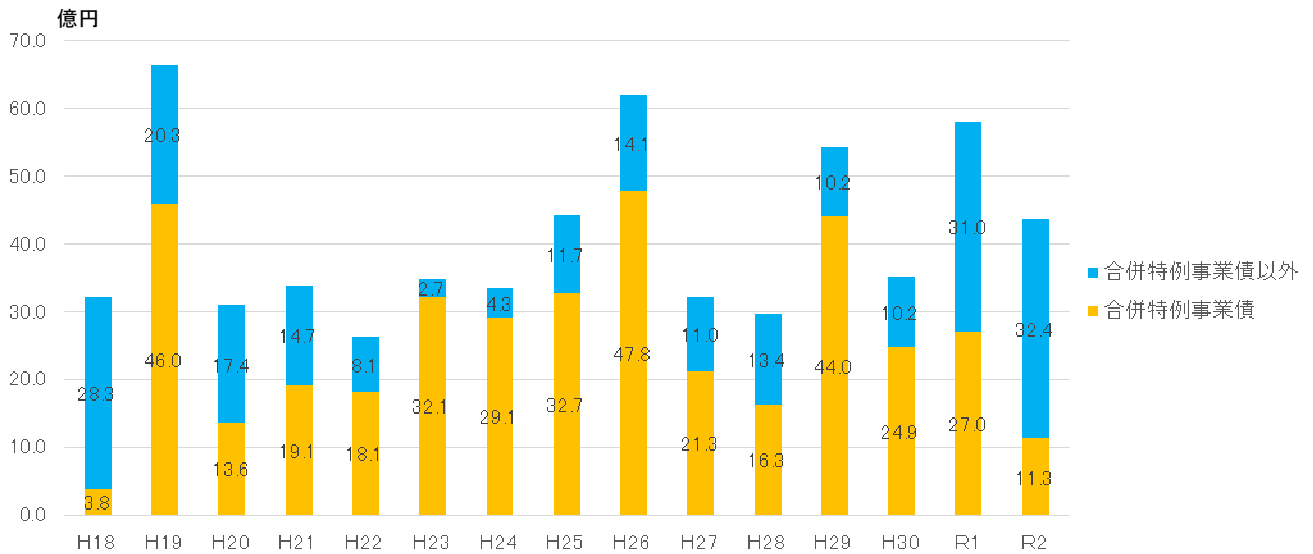
出典：地方財政状況調査（第21～23表 普通建設事業費の状況）

普通建設事業費の財源内訳を見ると、国県支出金が平均約20%、地方債が平均約45%を占める状況となっており、財源の60%以上を依存財源が占める状況となっています。



普通建設事業費の財源内訳

普通建設事業費に係る地方債の内訳については、合併特例事業債が平均約60%を占める状況となっています。合併特例事業債は令和2年度で終了したため、合併特例事業債に代わる財源の確保が課題となっています。



普通建設事業費に係る地方債の内訳

また、特別会計及び企業会計もあわせた過去15年間の建設事業費の内訳を見ると、建築物系施設に係る事業費は平均55.6億円、インフラ系施設に係る事業費は平均56.4億円となっています。

※建設事業費は、普通会計の普通建設事業費のうち団体等への補助金、人件費を除いた額と地方公営企業状況調査の建設改良費から職員給与費、建設利息を除いた額を足した金額を表示しています。

(億円)

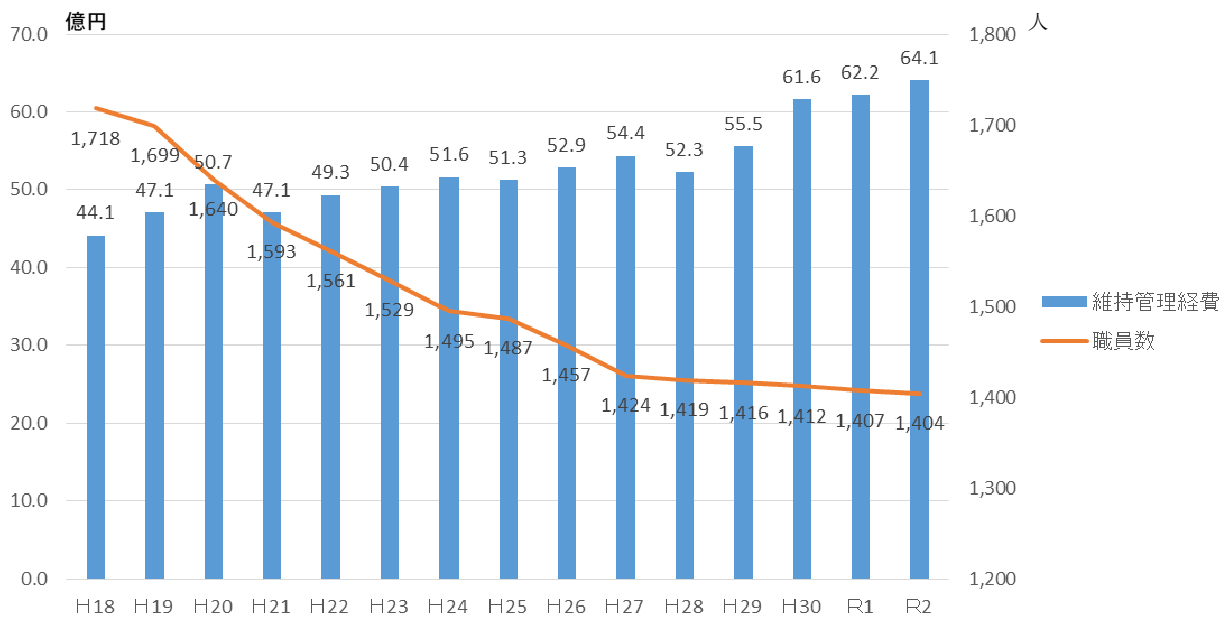
年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
建築物系施設に係る建設事業費	24.2	70.1	34.1	44.8	45.0	40.0	31.6	94.8
インフラ系施設に係る建設事業費	74.8	59.1	52.3	56.8	46.9	44.3	48.4	51.0
年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	平均
建築物系施設に係る建設事業費	94.4	32.1	41.3	81.0	43.4	89.1	67.8	55.6
インフラ系施設に係る建設事業費	46.0	58.5	55.7	50.2	66.4	77.4	58.2	56.4

公共施設等に係る維持更新費用の年度別推移

2-2-4 維持管理経費の状況

平成18年度以降の普通会計の維持管理経費*の推移を見ると、年々上昇傾向にあり、平成18年度と令和2年度を比較すると、約20億円の増となっています。これは図書館やまちなか交流センター等の施設整備による維持管理経費の増加、道路維持管理経費の増加、老人ホーム等の指定管理への移行等が主な要因となっています。なお、指定管理への移行により、維持管理経費は増加していますが、職員数は適正化に努め、減少しています。

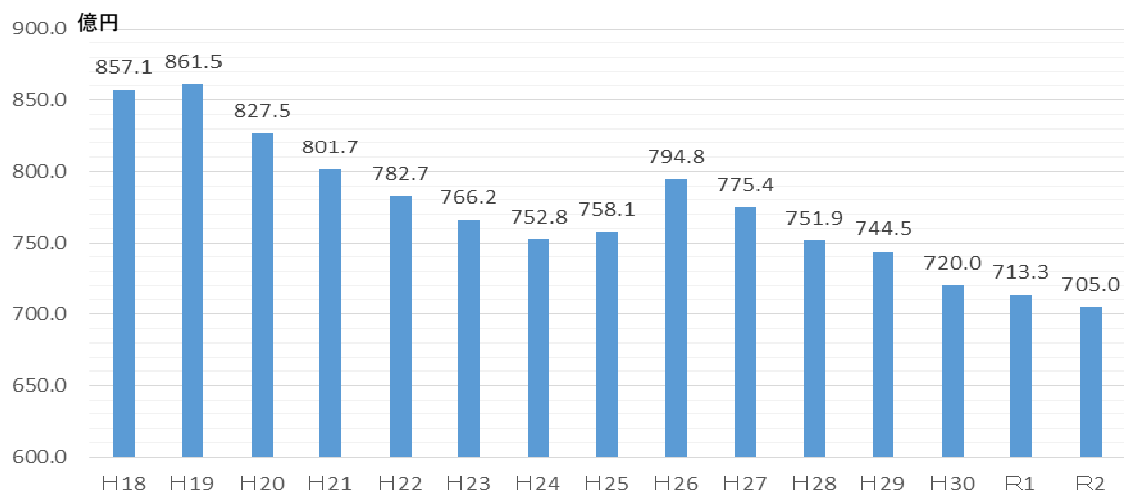
*維持管理経費…施設、道路等の維持管理に係る経費のうち、人件費、臨時経費を除いた額を表示しています。



維持管理経費の推移

2-2-5 地方債残高の状況

普通会計の地方債残高は、繰上償還の実施等により、平成19年度の861.5億円のピーク時から156.5億円減少しています。

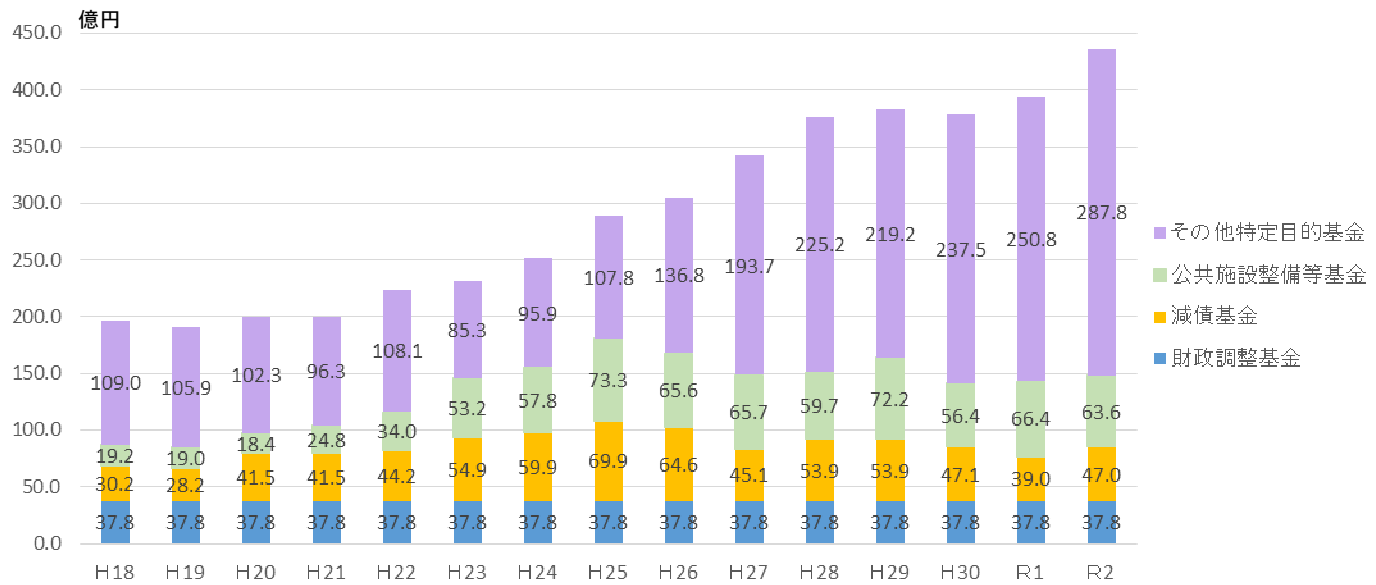


地方債残高の状況

2-2-6 基金残高の状況

普通会計の令和2年度の基金残高は、436.2億円となっており、平成18年度の196.2億円から240億円増加しています。これは、合併特例事業債による地域振興基金の約40億円、ふるさと納税によるふるさと応援基金の約135億円、今後の施設更新に備えるための公共施設整備等基金の約44億円等が大きな要因となっています。

引き続き、施設の老朽化による更新が見込まれる一方、合併特例事業債の終了等に伴い、財源として、公共施設整備等基金等の活用が増えることが予想されます。



基金残高の状況

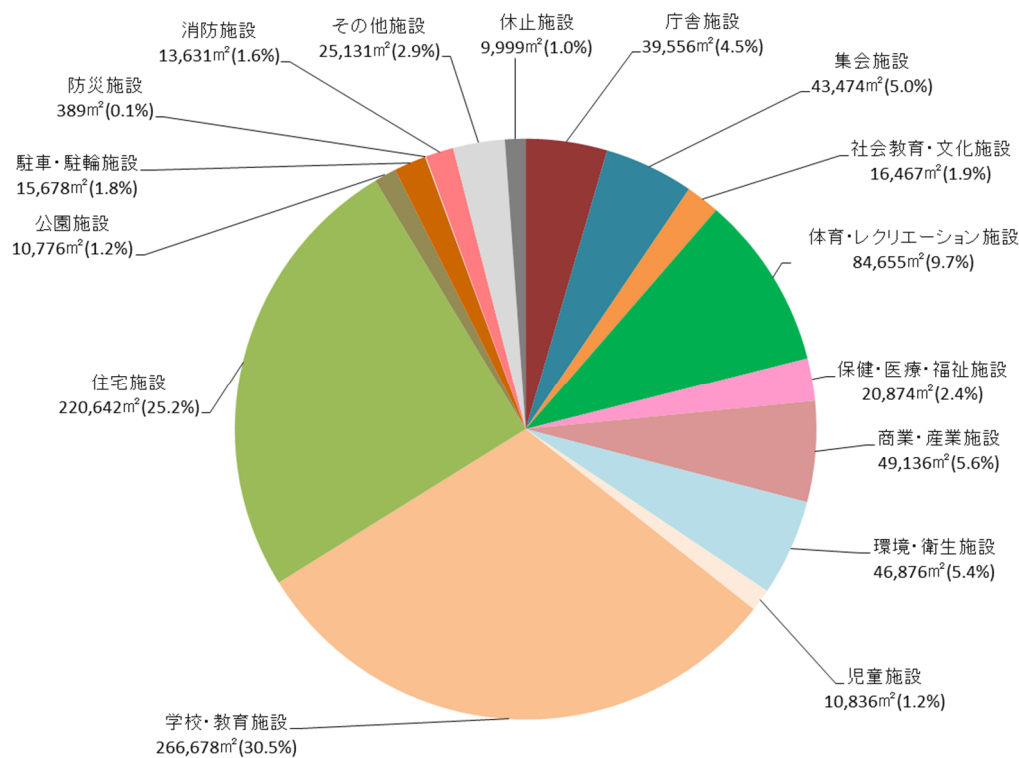
2-3 公共施設等の保有状況

2-3-1 建築物系施設

(1) 保有状況

令和3年3月末時点で、都城市は延べ面積 874,797 m²に及ぶ建築物系施設を保有しています。施設類型別に見ると、学校・教育施設と住宅施設の割合が高く、それぞれ約 30.5%、約 25.2%を占めています。

施設類型	施設名	平成28年3月末		令和3年3月末	
		施設数	延床面積(m ²)	施設数	延床面積(m ²)
庁舎施設	市役所、総合支所、市民センター等	16	41,633	16	39,556
集会施設	総合文化ホール、地区公民館、集会所等	36	44,035	36	43,474
社会教育・文化施設	図書館、美術館等	9	10,605	11	16,467
体育・レクリエーション施設	地区体育館、運動公園、温泉等	87	72,404	88	84,655
保健・医療・福祉施設	保健センター、老人ホーム等	20	22,955	18	20,874
商業・産業施設	道の駅、卸売市場等	25	62,029	29	49,136
環境・衛生施設	クリーンセンター、斎場等	13	47,028	12	46,876
児童施設	保育所、児童館等	41	11,191	36	10,836
学校・教育施設	小学校、中学校、給食センター等	61	264,028	60	266,678
住宅施設	市営住宅、教職員住宅等	93	221,873	88	220,591
公園施設	管理棟、トイレ等	25	11,442	25	10,776
駐車・駐輪施設	駐車場	2	15,678	2	15,678
防災施設	水防倉庫、防災備蓄庫等	14	513	14	389
消防施設	消防庁舎、消防団詰所兼格納庫等	106	12,653	106	13,631
その他施設	墓地管理棟、倉庫等	42	28,261	41	25,131
休止施設		23	8,015	24	10,049
合計		613	874,343	606	874,797



出典：都城市公共施設一覧を基に作成

建築物系施設の保有状況

(2) 施設保有量の推移

当初計画時からの施設保有量は、施設数は7か所減少していますが、面積は454㎡増加しています。これは、山田、高崎総合支所等の複合化、山之口ふもと保育所外2保育所等の集約化、旧都城市民会館等の除却及び山田養護老人ホーム霧峰園等の民営化により施設数は減少したものの、図書館及び早水公園体育文化センターサブアリーナ等の大型建築物の建設により、相対的に面積が増加したものです。今後も山之口運動公園等の大型建築が控えており、保有面積の増加が見込まれています。

施設類型	施設数の増減	延床面積の増減(㎡)	主な増減理由
庁舎施設	0	▲ 2,077	山田・高崎総合支所、沖水・志和池・庄内地区市民センターの複合化
集会施設	0	▲ 561	山田総合センター、高崎地区公民館、たちばな学び館の複合化
社会教育・文化施設	2	5,862	図書館の改築移転
体育・レクリエーション施設	1	12,251	早水公園サブアリーナ、高城運動公園屋内競技場、南部ふれあい広場の新築
保健・医療・福祉施設	▲ 2	▲ 2,081	山田養護老人ホーム霧峰園の民営化、創生館の民間譲渡、高崎デイサービスセンター・高崎老人福祉館の用途廃止
商業・産業施設	4	▲ 12,893	食肉センターの民営化
環境・衛生施設	▲ 1	▲ 152	斎場待合棟撤去
児童施設	▲ 5	▲ 355	山之口ふもと・中央・乳児保育所の集約化、金田・郡元保育所の民営化
学校・教育施設	▲ 1	2,650	東小学校、五十市小学校、祝吉小学校の増築
住宅施設	▲ 5	▲ 1,282	山野原団地の移転集約化
公園施設	0	▲ 666	母智丘関之尾公園、金御岳公園のトイレ・売店等面積の減
駐車・駐輪施設	0	0	
防災施設	0	▲ 124	都北町別館倉庫を休止
消防施設	0	978	北消防署の改築移転
その他施設	▲ 1	▲ 3,130	旧市民会館、旧養護老人ホーム東岳荘、旧総合保険センターの除却、旧五十市地区公民館の譲渡
休止施設	1	2,034	旧山田総合支所外の休止
合計	▲ 7	454	

施設保有量の推移

(3) これまでに実施した長寿命化対策等の実績

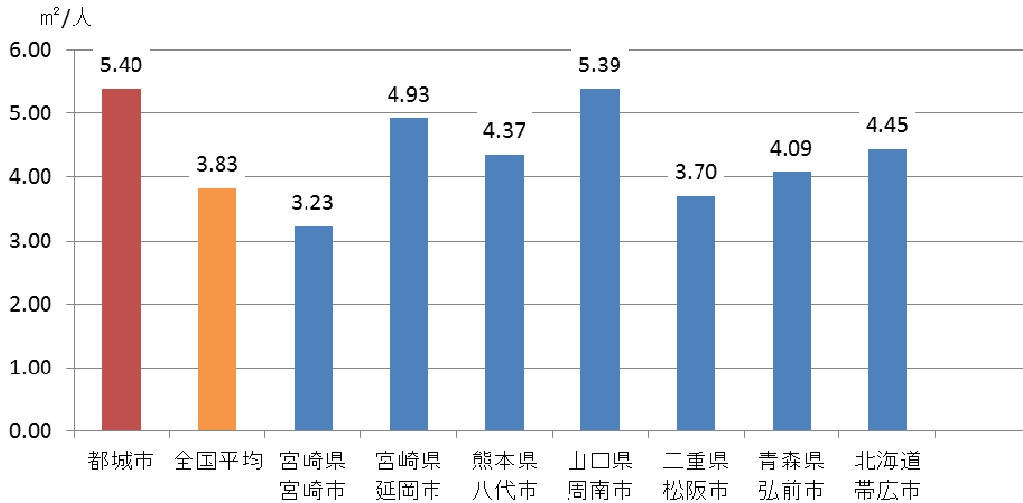
第1期個別施設計画での今後30年間の維持更新費用推計は、教育施設において長寿命化計画の策定及び、各施設の集約化等により、当初計画時から比較すると9.3%の縮減となっています。

施設類型	費用増減(百万円)	縮減率(%)	主な増減要因
庁舎施設	▲ 129	0.9	都北町別館の用途廃止
集会施設	▲ 133	1.0	山田総合センター、高崎地区公民館、たちばな学び館の複合化
社会教育・文化施設	635	▲ 17.2	図書館の改築移転
体育・レクリエーション施設	2,830	▲ 13.8	早水公園サブアリーナ、高城運動公園屋内競技場、南部ふれあい広場の新設
保健・医療・福祉施設	▲ 853	11.4	山田養護老人ホーム霧峰園の民営化、創生館の民間譲渡、高崎デイサービスセンター・高崎老人福祉館の用途廃止
商業・産業施設	▲ 4,998	35.4	複合経営促進施設、増殖センターの用途廃止、食肉センターの民営化、公設地方卸売市場の関連商品卸売場棟の床面積縮減
環境・衛生施設	▲ 1,195	13.3	清掃工場の稼働停止
児童施設	▲ 682	18.1	大王・天神・木之川内保育所の休止、山之口ふもと・中央・乳児保育所の集約化、金田・郡元保育所の民営化
学校・教育施設	▲ 11,586	15.5	小学校、中学校の校舎を長寿命化することにより80年間使用
住宅施設	▲ 1,258	2.1	山野原団地の移転集約化
公園施設	▲ 2	0.0	
駐車・駐輪施設	195	▲ 13.2	中核施設附帯駐車場の類型変更
防災施設	7	▲ 70	庄内防災備蓄倉庫兼水防倉庫の新設
消防施設	157	▲ 4.4	北消防署の改築移転
その他施設	▲ 5,162	67.5	旧市民会館、旧養護老人ホーム東岳荘、旧総合保健センターの除却、旧五十市地区公民館の譲渡
合計	▲ 22,174	9.3	

第1期個別施設計画の概要

(4) 整備状況

人口1人当たりの施設面積は5.40㎡と、全国平均(3.83㎡)を上回っています。類似の都市と比較してみても、比較的大きい保有量となっています。



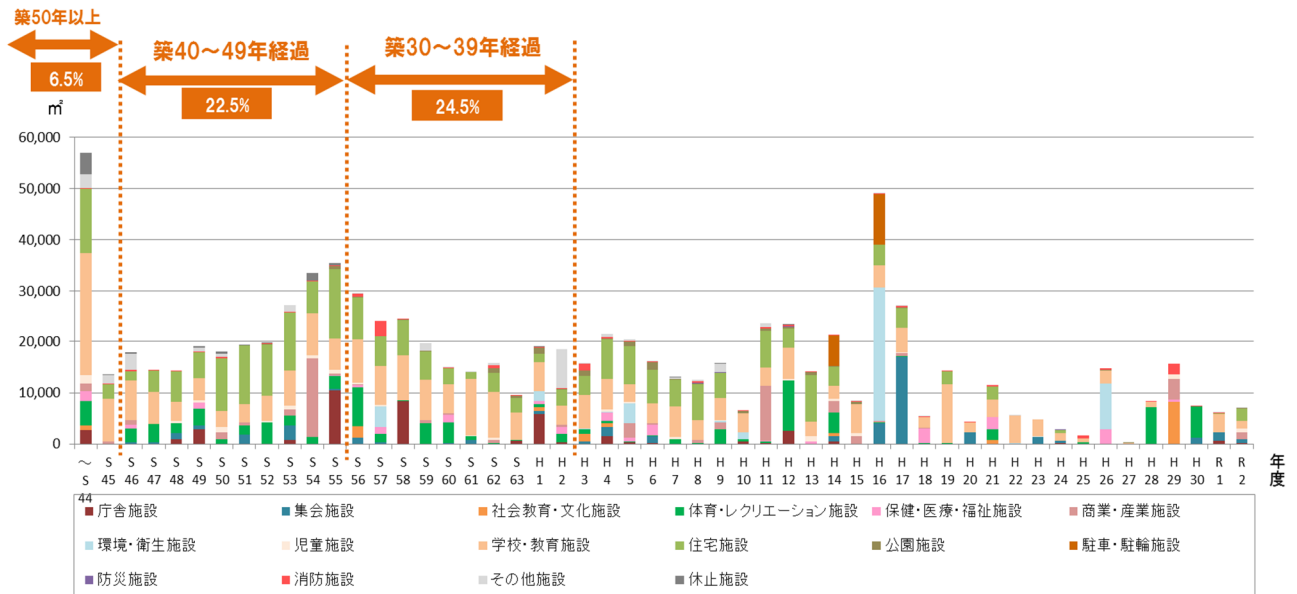
※施設面積は総務省「公共施設状況調」による公有財産の建物面積(平成31年3月末時点)と、住民基本台帳人口(平成31年1月1日時点)から計算。

※比較対象の団体は、県内の2団体及び人口規模と行政区画面積が都城市と類似した団体から抽出。

出典：都城市公共施設一覧、公共施設状況調、住民基本台帳人口を基に作成

人口1人当たりの建築物系施設保有面積の比較(全国平均、類似団体との比較)

都城市の建築物系施設は、延床面積ベースで考えると、建設後30年以上を経過した施設が全体の53.5%に及んでいます。保有量の大きい学校・教育施設では、59.2%が建設後30年以上を経過しています。

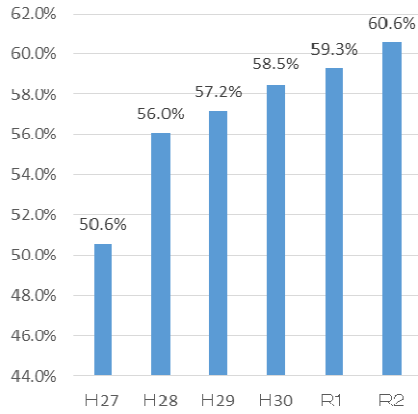


出典：都城市公共施設一覧を基に作成

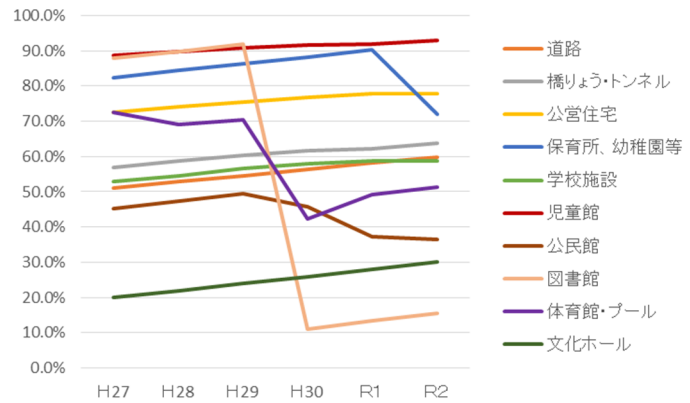
建築年次別の延床面積

有形固定資産減価償却率は、平成27年度は50.6%ですが、令和2年度は60.6%と進行しています。全体的に耐用年数の満了が近づき、施設の老朽化が進んでいる状況です。

また、施設別に見ると、児童館、公営住宅の有形固定資産減価償却率が高くなっており、老朽化が進んでいる状況と言えます。公民館、図書館は施設の建替が進み、有形固定資産減価償却率が減っている状況です。



施設全体の有形固定資産減価償却率



施設別の有形固定資産減価償却率

2-3-2 インフラ系施設

(1) 保有状況

本市のインフラ系施設の保有状況は、次表のとおりです。

施設類型			平成28年3月末		令和3年3月末	
			施設数	施設規模	施設数	施設規模
道路	市道	1級路線	131路線	336,853 m	129路線	337,653 m
		2級路線	110路線	171,553 m	110路線	171,593 m
		その他	7,946路線	2,690,886 m	7,924路線	2,659,960 m
		自転車歩行者専用道路	26路線	8,658 m	23路線	8,695 m
		農道	2,141路線	298,339 m	2,597路線	302,974 m
		林道	28路線	55,197 m	28路線	55,197 m
		トンネル	7本	1,257 m	6本	1,182 m
		歩道橋	3か所	—	3か所	—
橋りょう			1,188橋	16,428 m	1,195橋	17,206 m
上水道	管路	導水管	—	41,521 m	—	46,060 m
		送水管	—	40,107 m	—	45,625 m
		配水管	—	1,514,573 m	—	1,549,460 m
	施設	浄水場	10施設	—	24施設	—
		排水池	31か所	—	43か所	—
下水道	きよ 管渠	污水管	—	512,096 m	—	519,430 m
		雨水管	—	43,056 m	—	43,220 m
	施設	下水処理場	6施設	12,930 m ²	6施設	12,930 m ²
		汚水中継ポンプ場	3施設	1,523 m ²	2施設	1,465 m ²
		雨水ポンプ場	3施設	394 m ²	4施設	527 m ²
農業集 落排水	管渠	—	156,454 m	—	156,454 m	
	施設	処理場	12施設	2,309 m ²	12か所	2,309 m ²
公園	街区公園※1		77か所	23.9434 ha	77か所	23.9762 ha
	農村公園		14か所	2.8073 ha	14か所	2.8073 ha
	地区公園		2か所	7.3986 ha	2か所	7.3986 ha
	近隣公園※2		13か所	26.7820 ha	13か所	26.7820 ha
	都市緑地		2か所	61.0457 ha	2か所	61.0457 ha

※1 児童公園含む ※2 市民広場含む

インフラ系施設の保有状況

(2) 施設類型別整備状況

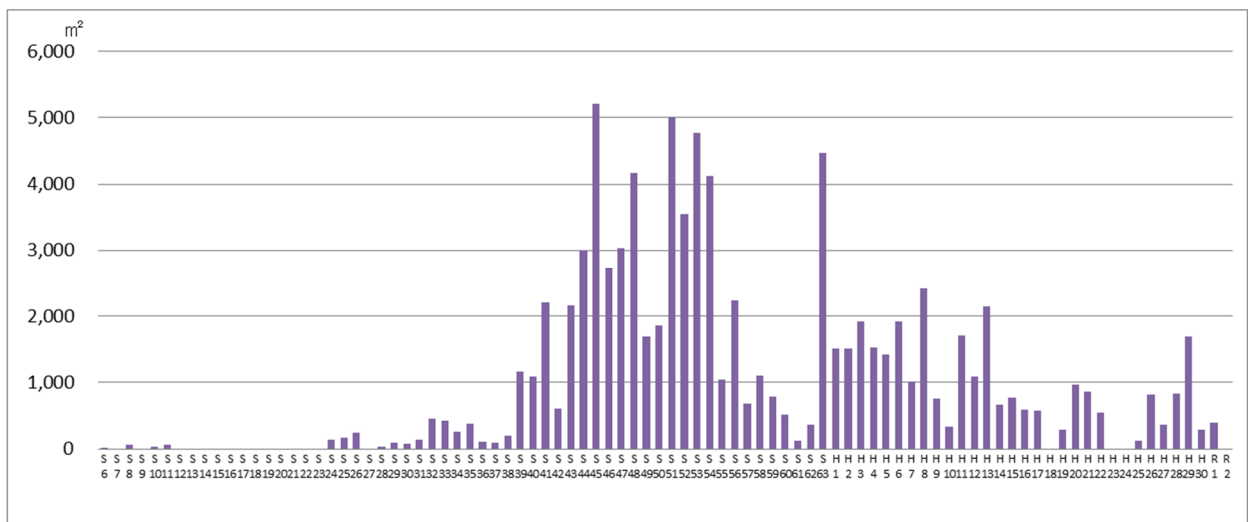
過去のインフラの量ベース又は金額ベースの整備状況は次のとおりです。金額ベースの整備状況については、建設工事費デフレーター*換算前の値を使用しています。

なお、道路（市道、自転車歩行者専用道路、農道、林道）、農業集落排水（管渠^{きょう}）及び公園については、整備年が不明であるため、ここでは年度別の整備状況は整理していません。

※建設工事費デフレーターは、建設工事に係る名目工事費額を基準年度の実質額に換算するために用いる係数のことで、本計画においては、国土交通省が公表する建設工事費デフレーターを使用しています。

① 橋りょう

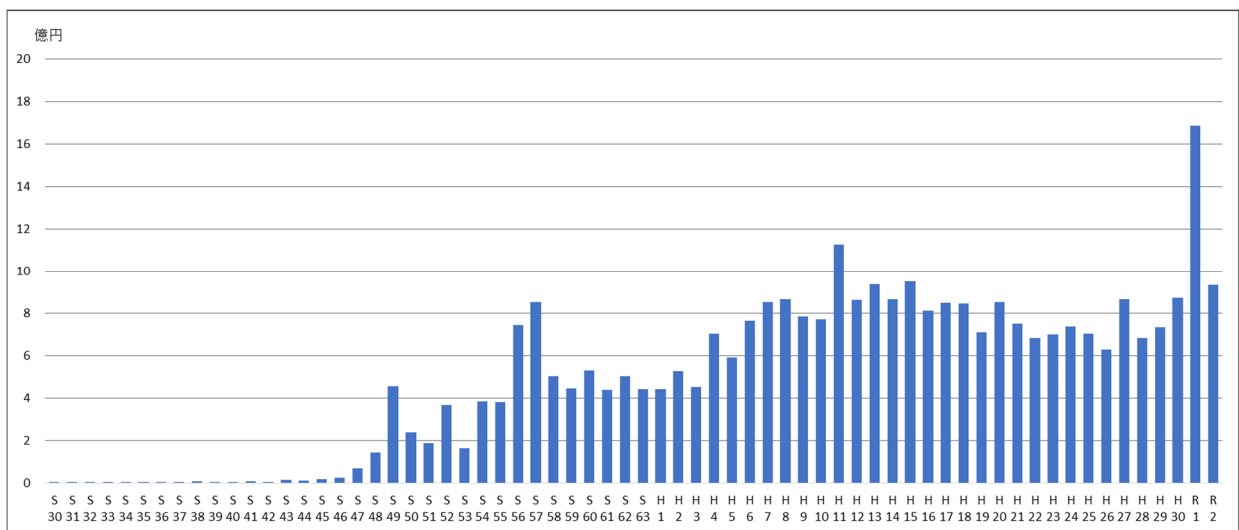
橋りょうは、整備年のばらつきが大きく、最も古い橋りょうは、昭和6年度に整備されています。特に、昭和40年代後半から昭和50年代前半の整備量が多くなっています。



年度別整備状況（橋りょう）

② 上水道（管路）

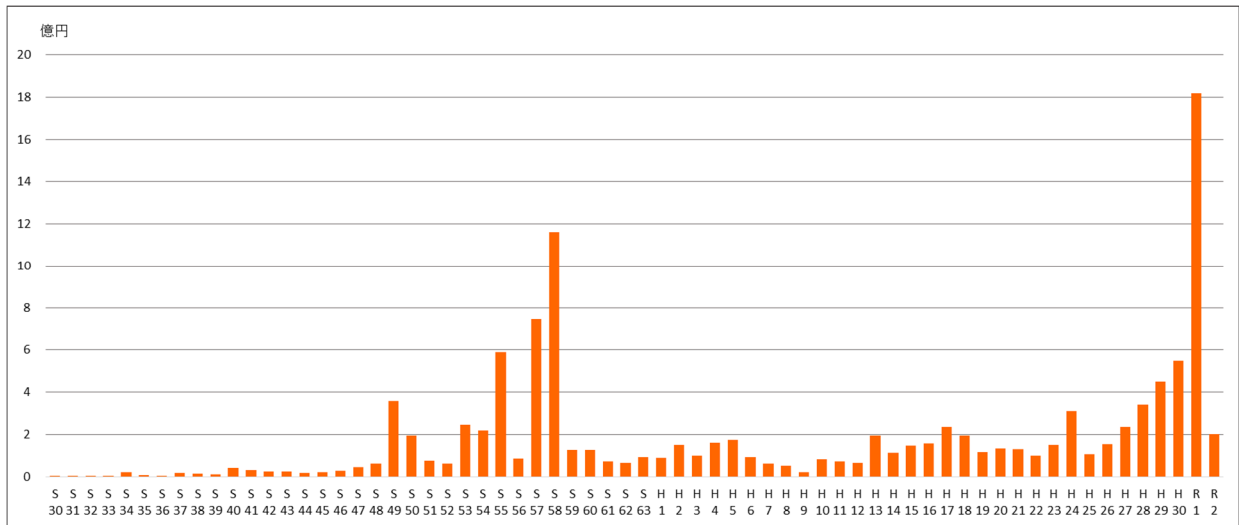
上水道（管路）は、昭和40年代の後半から整備が始まり、特に平成に入ってから集中的に整備されています。令和元年度には、16億円を超える額の管路が整備されています。



年度別整備状況（上水道（管路））

③ 上水道（施設）

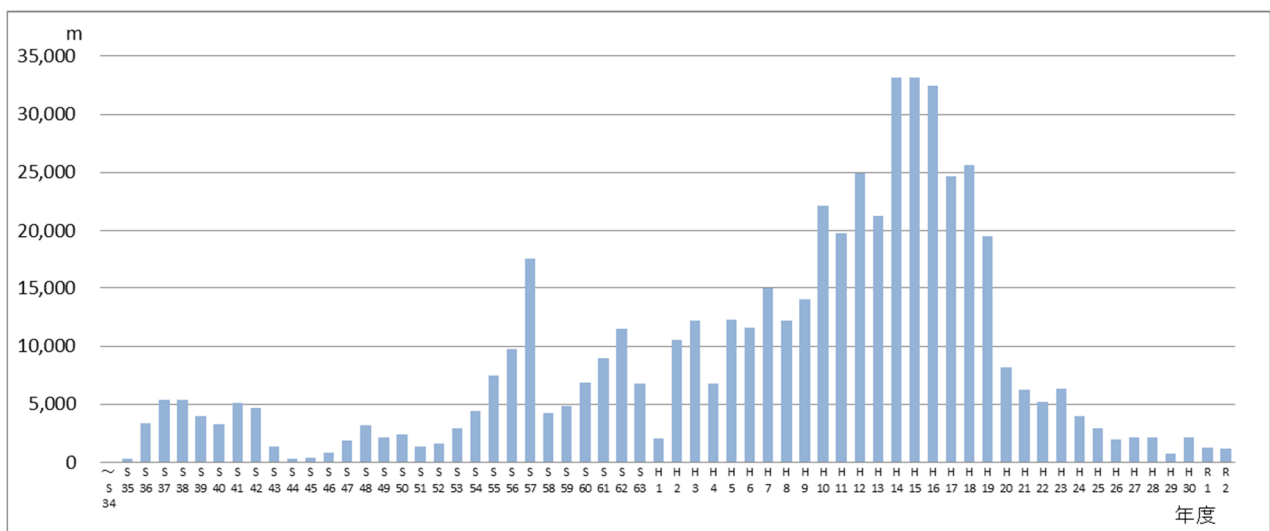
上水道（施設）は、昭和58年度及び令和元年度に複数の浄水施設、配水施設等が整備されたため、整備額が10億円を超え、突出して高くなっています。



年度別整備状況（上水道（施設））

④ 下水道（管渠）

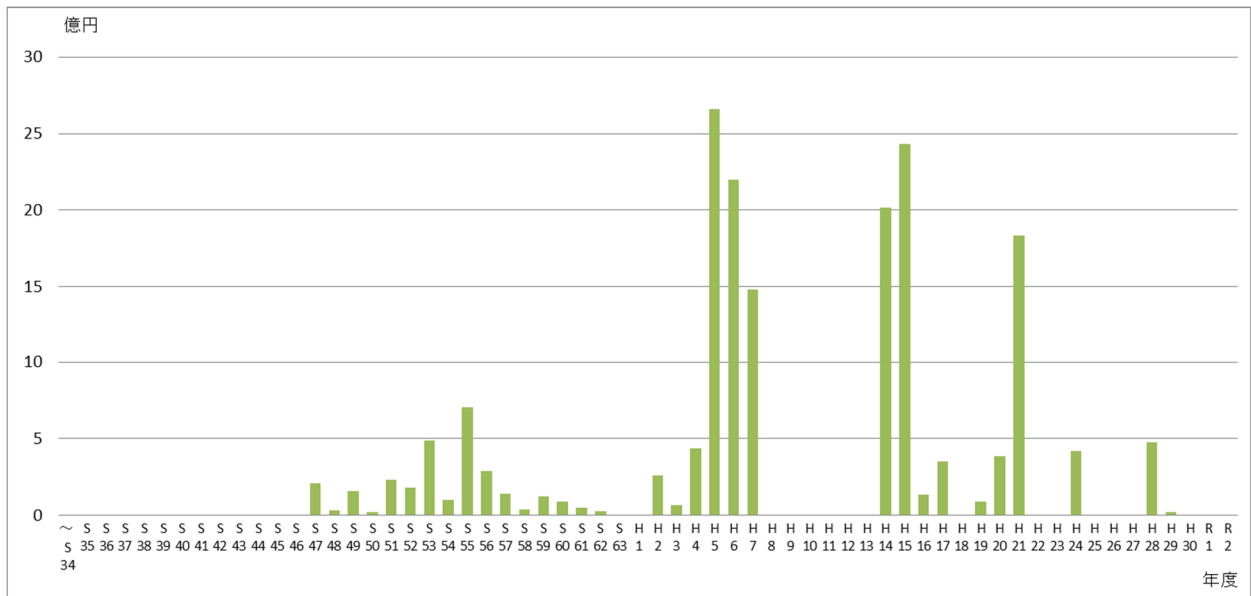
下水道（管渠）は、昭和35年度から整備が開始されていますが、集中的な整備が行われたのは、平成に入ってからです。特に、平成14年度から平成16年度の3年間は、毎年30,000mを超える管渠が整備されています。



年度別整備状況（下水道（管渠））

⑤ 下水道（施設）

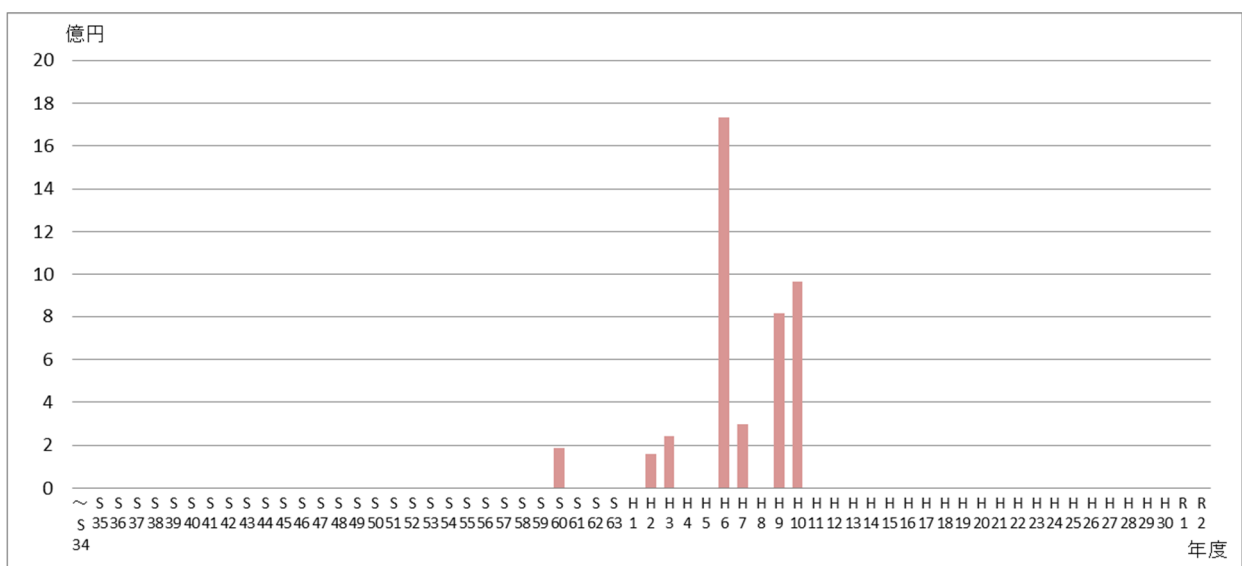
下水道（施設）は、平成2年度から平成7年度、平成14年度から平成15年度に下水処理場が建設されたため、整備額が高くなっています。平成5年度には、26億円を超える額の整備が実施されています。



年度別整備状況（下水道（施設））

⑥ 農業集落排水（施設）

農業集落排水（施設）は、平成6年度に、高崎地区を除く4地区（本庁、山之口、高城、山田）で処理場の整備が行われたため、整備額が高くなっています。



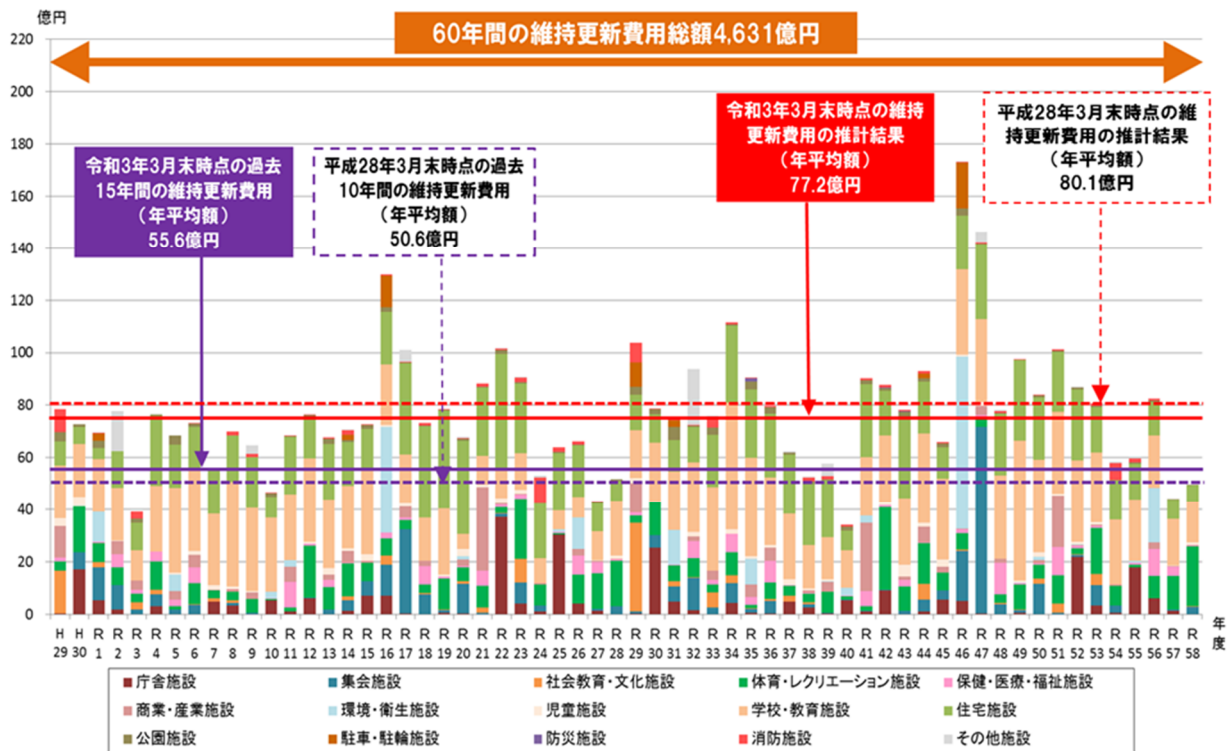
年度別整備状況（農業集落排水（施設））

2-4 将来更新費用の推計

2-4-1 建築物系施設

修繕、大規模改修、建替の単価を施設類型ごとに設定し、各々の周期を15年、30年、60年^{※1}とした上で、都城市公共施設一覧を基に建築物系施設の将来の維持更新費用を推計すると、平成29年度から令和58年度までの60年間の維持更新費用の総額は約4,631億円^{※2}、年平均で約77.2億円という試算になり、平成29年度から令和8年度までの最初の10年間に必要な費用の総額は約681億円、年平均で68.1億円という試算になります。本計画が策定された平成28年度時点の試算では、60年間の維持更新費用の総額は約4,804億円でありましたが、教育施設において長寿命化計画を策定したこと及び各施設の集約化等が図られたことにより、約173億円減少しています。

平成29年度から令和58年度までの60年間の維持更新費用について施設類型別に見ると、学校・教育施設の維持更新費用が1,453億円と最も大きく、総額の31.4%を占めています。次いで住宅施設の維持更新費用が1,181億円で、総額の25.5%を占めています。年別に見ると、高度経済成長期に建設された公共施設が建替え時期を迎え始める令和16年度以降、公共施設の維持更新費用が一層増大する見込みです。



出典：都城市公共施設一覧を基に作成

建築物系施設の将来の維持更新費用推計

※1 学校・教育施設の更新周期について

学校・教育施設については、都城市公立学校等施設整備計画により、各々の周期を20年、40年、80年としている。

※2 建築物系施設の将来の維持更新費用の推計方法について

各施設の施設類型や延床面積、階数に応じて、部位・部材及びその数量を推定し、各々に実勢価格を踏まえた単価を乗じることで、修繕、大規模改修、建替えの費用を推計している。

なお、延床面積が100㎡未満の建物については修繕・改修を行わず、建替えのみとしている。また、休止施設については推計の対象外としている。

1年間の維持更新費用を推計すると、長寿命化対策を反映したことにより、単純更新した場合に比べ、維持更新費用は2.9億円減少していますが、現在要している経費と比較すると、21.6億円多い状況です。

また、これまでの実績から財源内訳を推計すると、長寿命化対策を反映した場合の一般財源は19.4億円と現在要している経費に比べ、5.5億円多く必要と見込まれています。さらに、これまでの地方債借入の約6割を占めていた交付税措置のある合併特例事業債が令和2年度に終了したことにより、今後の施設の維持更新には、多くの一般財源が必要となるため、更なる施設の集約化や複合化等を進めていく必要があります。

【単位：億円】

	年更新 費用推計	財源内訳			
		国県支出金	地方債	その他 特定財源	一般財源
耐用年数経過時に単純更新した場合 (平成28年度推計)	80.1	16.0	36.0	8.0	20.1
長寿命化対策を反映した場合 (令和3年度推計)	77.2	15.4	34.7	7.7	19.4
現在要している経費 (平成18年度から令和2年度実績の平均)	55.6	11.1	25.0	5.6	13.9

年間の維持更新費用推計と財源内訳

2-4-2 インフラ系施設

インフラ系施設については、各施設類型の耐用年数に沿って将来更新費用を推計します。推計期間は、建築物系公共施設と同様、平成29年度から令和58年度までの今後60年間とします。

なお、公園については、耐用年数の概念がないため、将来更新費用の推計を行っていません。

(1) 施設類型別推計

① 道路（市道・自転車歩行者専用道路・農道・林道）

- 道路全体では毎年約51億3,550万円の更新費用が発生します。
- 市道では約47億2,000万円、自転車歩行者専用道路は約550万円、農道は約3億4,700万円、林道は約6,300万円の更新費用が毎年発生します。特に市道の更新費用が高くなっています。

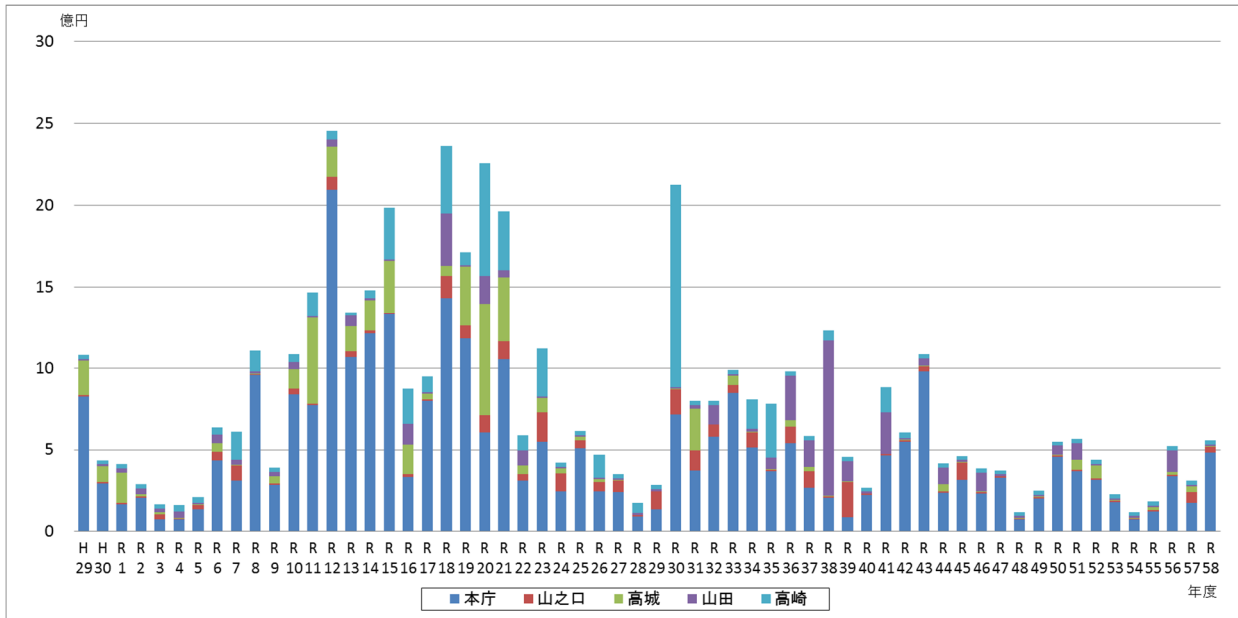
市道	合計	47億2,000万円/年
	1級	8億7,700万円/年
	2級	3億4,000万円/年
	その他	35億300万円/年
自転車歩行者専用道路		550万円/年
農道		3億4,700万円/年
林道	合計	6,270万円/年
	自動車道	5,580万円/年
	軽車道	690万円/年

データ	市道・自転車歩行者専用道路	道路台帳
	農道	農道台帳
	林道	林道台帳
耐用年数		15年
更新単価	市道・農道・林道	4,700(円/㎡)
	自転車歩行者専用道路	2,700(円/㎡)
インフラ更新費用試算ソフト（総務省）で用いられている単価を援用		
算出方法		
<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度以降、新規整備はない（ストック総量一定）と仮定 推計の対象は舗装済の道路のみ 更新費用（円）＝将来年次別更新ストック量（㎡）×更新単価（円/㎡） 将来年次別更新ストック量（㎡）は、過去の年次別整備量（㎡）が不明であるため、総ストック量を耐用年数で除した値を過去の年次別整備量（㎡）と仮定して設定 過去の年次別整備量（投資額ベース）が不明（工期のみ把握可能）であるため、工期内の毎年度均等な整備を仮定し、事業費を工期（年）で除して算出 <p>【市道】総ストック量（㎡）＝総道路部面積（㎡）×道路舗装率（％）</p> <p>【自転車歩行者専用道路】総ストック量（㎡）＝総延長（m）×自転車歩行者専用道路標準幅員3.5（m）</p> <p>【農道・林道】総ストック量（㎡）＝路線別延長（m）×幅員（m）</p>		

道路の将来の維持更新費用推計

② 橋りょう

- ・ 年平均約7億8,800万円の更新費用が発生します。
- ・ 地区別では、本庁、高崎、高城の順に更新費用が高くなっています。
- ・ 令和12年度、令和18年度、令和20年度、令和30年度において、20億円を超える多額の更新費用が発生します。

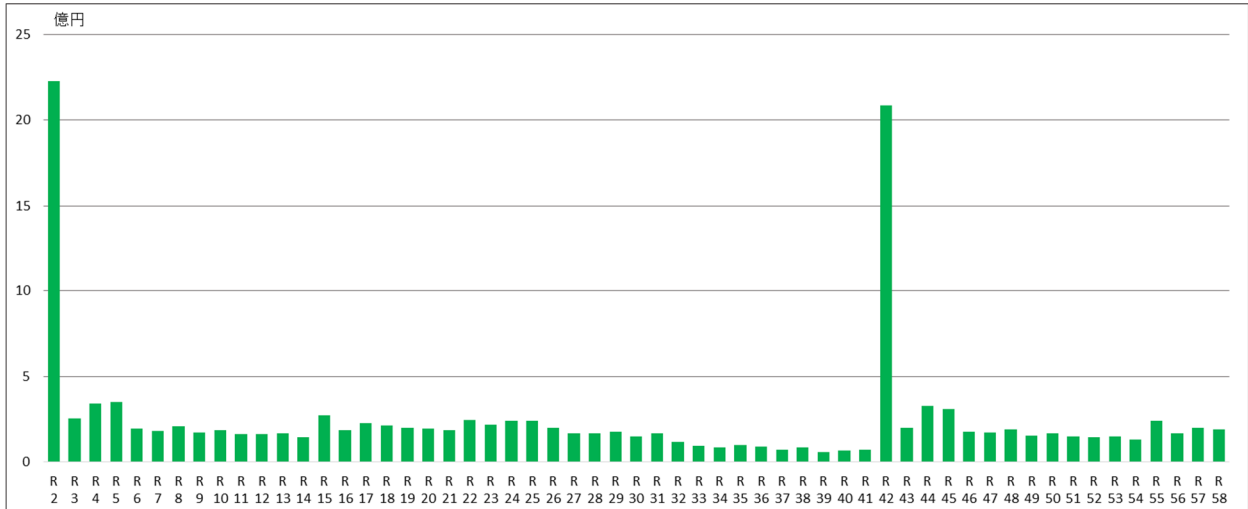


データ	橋りょう集計データ
耐用年数	60年
更新単価	448 (千円/m ²)
	インフラ更新費用試算ソフト(総務省)で用いられている単価を援用
算出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年度以降、新規整備はない(ストック総量一定)と仮定 ・ 更新費用(円) = 将来年次別更新ストック量(m²) × 更新単価(円/m²) ・ 将来年次別更新ストック量(m²)は、過去の年次別整備量(m²)と耐用年数から算出 ・ 過去の年次別整備量(m²)の不明分については、不明分の総ストック量(m²)を耐用年数で除した値を、過去の年次別整備量(m²)と仮定

橋りょうの将来の維持更新費用推計

③ 上水道（管路）

- ・ 年平均約 2 億 4,500 万円の更新費用が発生します。
- ・ 耐用年数に基づく更新費用のため、令和 2 年度及び令和 42 年度に 20 億円を超えており、年度毎にばらつきが見られます。

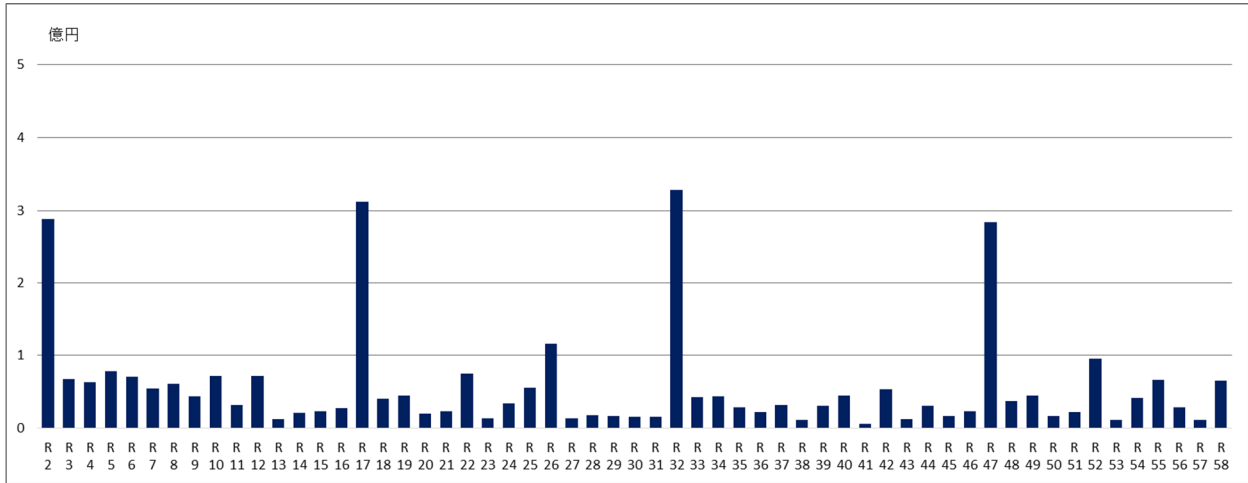


データ	固定資産台帳
耐用年数	施設ごとに個別設定
算出方法	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 4 年度以降、新規整備はない（ストック総量一定）と仮定 ・ 更新費用は、過去の年次別整備量（投資額ベース）と耐用年数から算出 ・ 過去の年次別整備量（投資額ベース）は、建設工事費デフレーターを使用して現在価値化 	

上水道（管路）の将来の維持更新費用推計

④ 上水道（施設）

- ・ 年平均約 5,700 万円の更新費用が発生します。
- ・ 耐用年数に基づく更新費用のため、令和 2 年度以降 15 年毎に 3 億円を超えており、年度毎にばらつきが見られます。

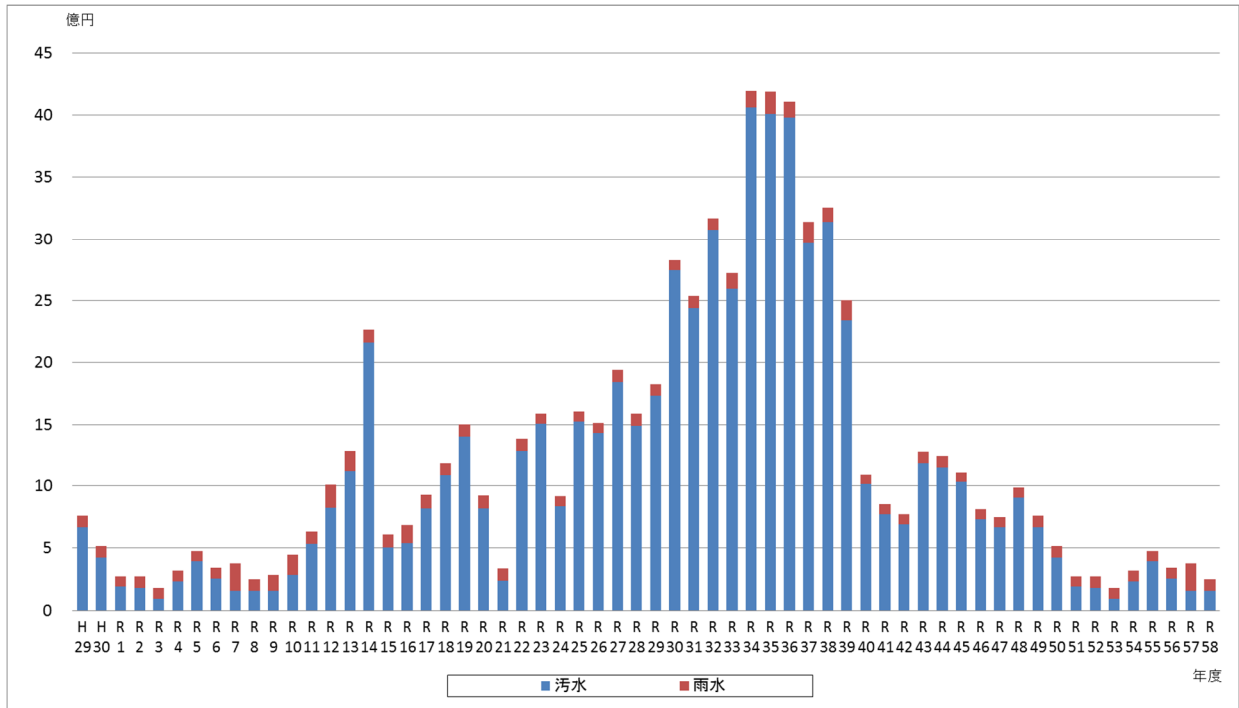


データ	固定資産台帳
耐用年数	施設ごとに個別設定
算出方法	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 4 年度以降、新規整備はない（ストック総量一定）と仮定 ・ 更新費用は、過去の年次別整備量（投資額ベース）と耐用年数から算出 ・ 過去の年次別整備量（投資額ベース）は、建設工事費デフレーターを使用して現在価値化 	

上水道（施設）の将来の維持更新費用推計

⑤ 下水道（管渠）

- ・ 年平均約 11 億 9,900 万円の更新費用が発生します。
- ・ 特に、平成 10 年度から平成 19 年度にかけて集中的に管渠が建設されているため、その更新周期に当たる令和 30 年度から令和 39 年度にかけて多額の更新費用が発生する見込みです。

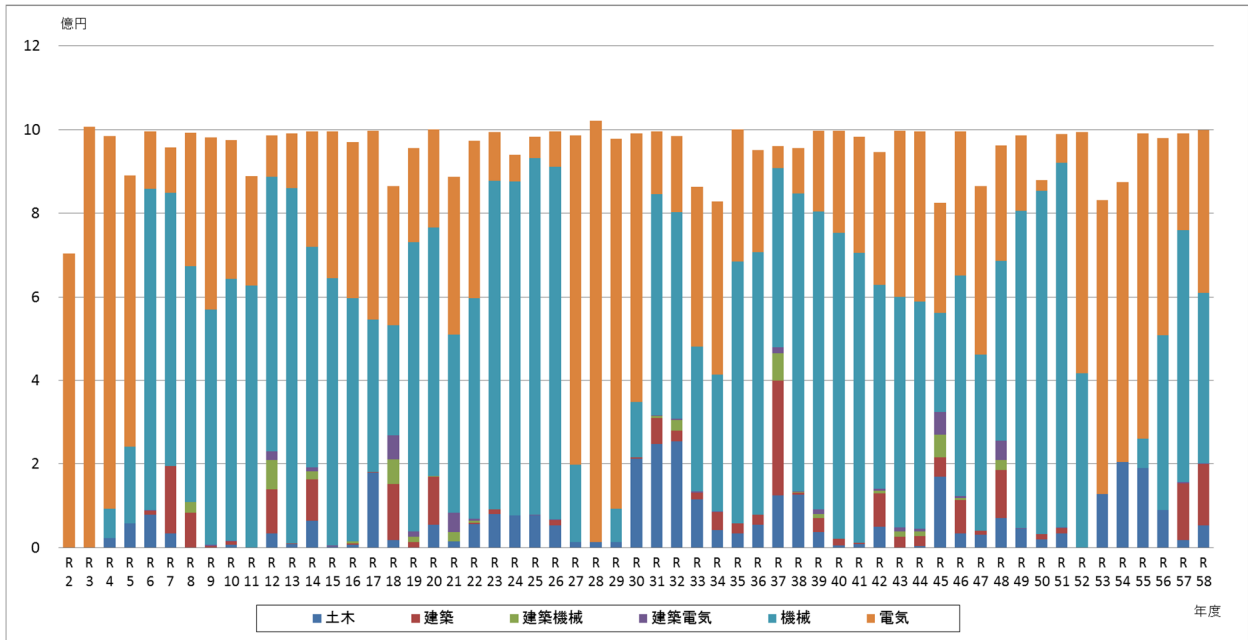


データ	管種別年度集計表
耐用年数	50 年
更新単価	124(千円/m)
	インフラ更新費用試算ソフト（総務省）で用いられている単価を援用
算出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 4 年度以降、新規整備はない（ストック総量一定）と仮定 ・ 更新費用（円）=将来年次別更新ストック量（m）×更新単価（円/m） ・ 将来年次別更新ストック量（m）は、過去の年次別整備量（m）と耐用年数から算出 ・ 過去の年次別整備量（m）の不明分については、不明分の総ストック量（m）を耐用年数で除した値を、過去の年次別整備量（m）と仮定

下水道（管渠）の将来の維持更新費用推計

⑥ 下水道（施設）

- ・ 年平均約10億円の更新費用が発生します。
- ・ 平成7年度・平成8年度にかけて建設された浄化センター・清流館が更新時期を迎えるため多額の更新費用が発生します。

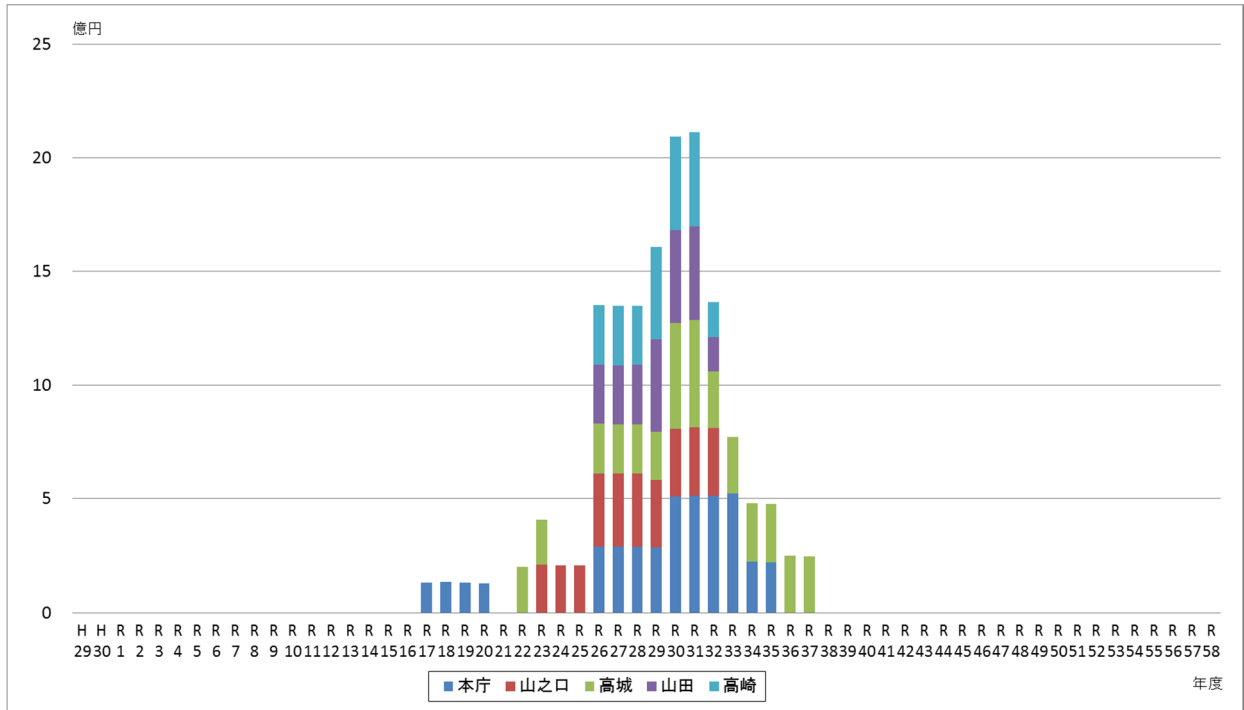


データ	都城市下水道ストックマネジメント計画
耐用年数	施設毎
算出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都城市下水道ストックマネジメント計画より計画期間である令和2年度からの令和58年度までの維持更新費用を抽出

下水道（施設）の将来の維持更新費用推計

⑤ 農業集落排水（管渠）^{きよ}

- ・ 令和17年度から令和37年度にかけて更新費用が発生します。
- ・ 特に、令和26年度から令和32年度にかけては、市内全ての地区で更新が行われ、年間12億円を超える更新費用が発生します。

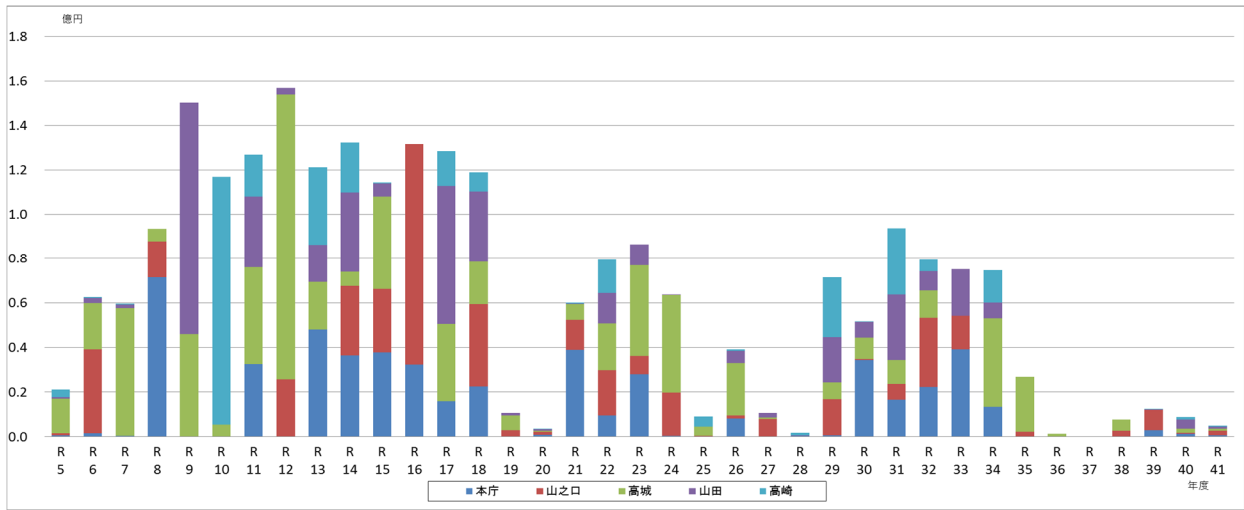


データ	農業集落排水台帳
耐用年数	50年
算出方法	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年度以降、新規整備はない（ストック総量一定）と仮定 ・ 更新費用（円）は、過去の年次別整備量（投資額ベース）と耐用年数から算出 ・ 過去の年次別整備量（投資額ベース）が不明（工期のみ把握可能）であるため、各事業費を各工期（年）で除した値を過去の年次別整備量（m²）と仮定して設定 ・ 過去の年次別整備量（投資額ベース）は、建設工事費デフレーターを使用して現在価値化 	

農業集落排水（管渠）^{きよ}の将来の維持更新費用推計

⑧ 農業集落排水（施設）

- ・ 年平均約1億円の更新費用が発生します。
- ・ 令和42年以降は同様の更新サイクルが繰り返します。

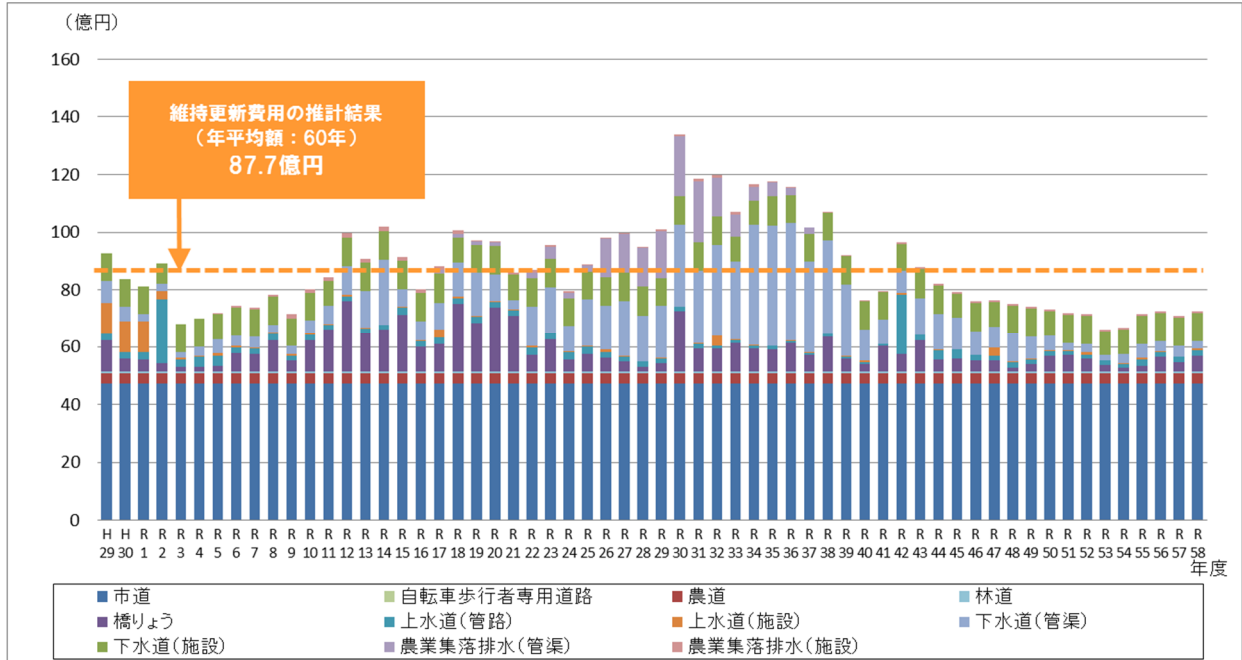


データ	農業集落排水施設最適整備構想
耐用年数	施設毎
算出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業集落排水施設最適整備構想より計画期間である令和5年度からの令和41年度までの維持更新費用を抽出

農業集落排水（施設）の将来の維持更新費用推計

(2) 施設類型別推計の合計

- ・ 今後 60 年間で総額 5,263.2 億円、年平均 87.7 億円の維持更新費用が発生します。
- ・ 施設類型別に見ると、市道、橋りょう、下水道（管渠）、下水道（施設）の更新費用の割合が高くなっています。



※上水道（管路）、上水道（施設）、下水道（施設）、農業集落排水（施設）の計画期間以外の費用については、計画期間の総費用から按分により算出しています。

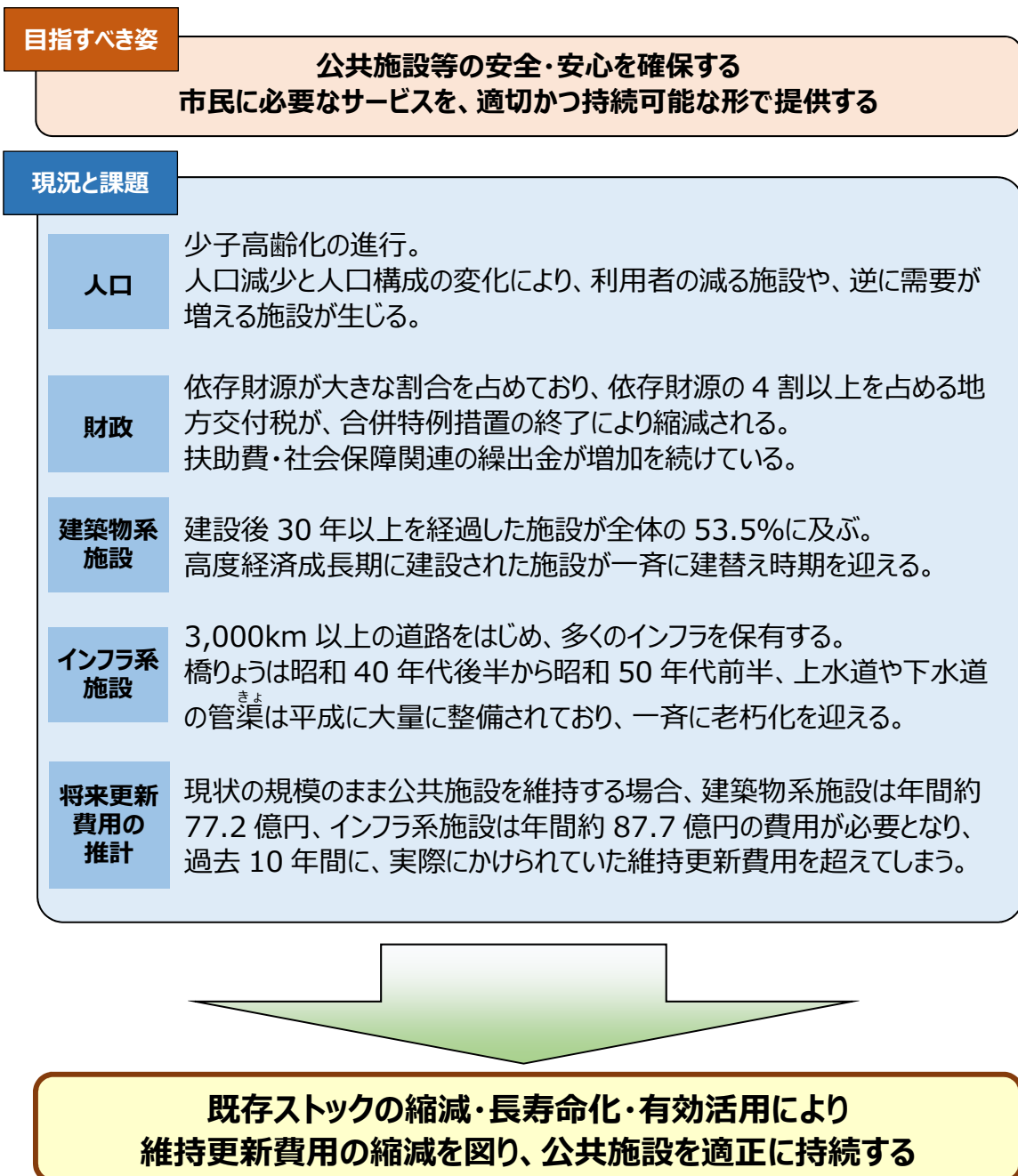
期間	年あたり平均費用	合計費用
将来 10 年間	78.3 億円	783.1 億円
将来 20 年間	83.6 億円	1,671.5 億円
将来 30 年間	86.5 億円	2,593.7 億円
将来 60 年間	87.7 億円	5,263.2 億円

インフラ系施設の将来の維持更新費用推計

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な考え方

3-1 公共施設等の管理に関する全体方針

第 2 章で整理した現況と課題を踏まえ、下図のとおり、「公共施設等の安全・安心を確保する」とこと及び「市民に必要なサービスを、適切かつ持続可能な形で提供する」ことを目指すべき姿として、「既存ストックの縮減・長寿命化・有効活用により維持更新費用の縮減を図り、公共施設を適正な形で持続する」ことを、建築物系施設、インフラ系施設に共通する公共施設等の管理に関する全体方針とします。次ページ以降、建築物系施設、インフラ系施設それぞれの詳細な方針を定めます。



3-2 建築物系施設

3-2-1 建築物系施設の管理に関する基本方針

都城市では、「都城市公共施設マネジメント基本方針」で定めたとおり、以下の「4つの適正化」を建築物系施設の管理に関する基本方針とします。

4つの適正化

- (1) 「内容」の適正化
- (2) 「管理」の適正化
- (3) 「総量」の適正化
- (4) 「財政」の適正化

(1) 「内容」の適正化

人口構造の変化や防災機能への期待、環境面への配慮等、社会的要請の変化に対応し、適正な行政サービスを提供していくため、建築物系施設の内容充実に取り組みます。

<取組方策（例）>

- ・人口構造や市民ニーズの変化に対応できるよう、サービス内容を見直す。
- ・施設の用途変更や複合化、廃止施設の活用等、既存施設の有効活用を図る。
- ・災害時の避難所や備蓄倉庫、大規模災害時の後方支援での活用も視野に入れる。
- ・災害時の拠点施設等のうち未耐震化施設について耐震化を図る。
- ・ユニバーサルデザイン^{*1}を推進し、利便性・快適性の向上を図る。
- ・省エネルギー機能整備やCO2排出量削減等の環境面にも配慮する。
- ・PPP^{*2}等の手法を活用し、より柔軟性の高いサービスを目指す。

※1 ユニバーサルデザイン…年齢・性別や国籍・言語等の違いを問わず、誰もが利用できるようなデザインを指す

※2 PPP…Public Private Partnershipの略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、維持管理等の効率化や公共サービスの向上を目指すもの

(2) 「管理」の適正化

建築物の劣化が顕在化してから修繕・改修を行う「事後保全」から、劣化の進行を抑えるための点検や修繕・改修を重視する「予防保全」への転換を図り、施設の安全性の確保や長寿命化、維持管理費用の縮減に取り組みます。

<取組方策（例）>

- ・建築物の劣化状況や点検、修繕・改修の履歴等の情報を一元管理する。
- ・中長期的な保全計画を作成する。
- ・建築基準法第12条の定期点検の結果をフィードバックし、効率的な修繕・改修を行う。

(3) 「総量」の適正化

次世代に負担をかけないために、施設総量の縮減に取り組みます。

新規の建築物系施設の建設は原則として行わず、やむを得ず建設する場合には、費用対効果・民間活用・類似施設等の有無を十分に検討し、必要性を慎重に判断した上で、他施設の更新を取りやめる等、財政負担増を抑えます。ただし、施設総量の縮減は機能の縮減をそのまま意味するものではありません。例えば、集約化や複合化により施設の共用部分の面積を縮減すれば、占有部分の面積を維持しつつ全体の床面積を縮減することが可能です。必要な機能は残しながら施設総量の縮減を図ります。

また、再配置に当たっては広い視点で取組を進めます。

なお、取組の推進に当たっては、都市計画マスタープラン^{※1}や立地適正化計画^{※2}とも整合性を図っていきます。

※1 都市計画マスタープラン…長期的視点にたった都市の将来像を明確にし、その実現にむけての大きな道筋を明らかにするもの（国土交通省）

※2 立地適正化計画…一部の機能だけでなく、住居や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能と、都市全体を見渡したマスタープランとして機能する市町村マスタープランの高度化版（国土交通省）

<取組方策（例）>

- ・施設の複合化・多機能化、再配置等を検討する。
- ・休止・廃止施設、未利用スペースの活用（用途変更、複合化）を推進する。
- ・施設評価を行い、「継続保有」「改修」「用途変更」「統廃合」「廃止」等の方向性を検討する。
- ・新規の建築物系施設の建設は原則として行わない。
- ・国、県、近隣市町との連携や相互利用も含めて再配置を検討する。

(4) 「財政」の適正化

都城市の財政を健全に保つため、コスト縮減や収入増に取り組みます。

また、特定の時期に施設の維持更新費用が集中しないよう、更新費用の平準化を図ります。

さらに、資産の保有から活用へと発想を転換して、施設の売却や賃貸等も進め、資産が生み出す価値や収益にも着目した方策を推進します。

<取組方策（例）>

- ・自主財源の確保（利用者負担の見直しや広告料収入等）を図る。
- ・維持更新に係る費用（修繕費、改修費等）の縮減を図る。
- ・運用に係る費用（光熱水費、消耗品費、委託料等）の縮減を図る。
- ・特定の時期に施設の維持更新費用が集中しないよう、平準化を図る。
- ・大規模修繕等に備えて基金の活用を図る。
- ・未利用施設や未利用スペースの活用（売却・貸付）を推進する。

(5) 目標設定

建築物系施設を適切にマネジメントしていくため、平成29年度から令和28年度までの30年間で建築物系施設に係る維持更新費用の30%以上縮減に取り組みます。

■目標設定の考え方

目標期間（30年間）と縮減率（30%以上）の考え方は、次のとおりです。

○目標期間（30年間）

現在、都城市が保有する建築物系施設のうち、平成28年度時点において建設後30年以上経過しているものは48.5%と半数近い割合（延床面積による割合）になっており、施設の耐用年数を60年とした場合、それらが建替え完了となるのは、約30年後となります。また、大規模改修の周期を30年とすると、残りの施設も、遅くとも30年後には、大規模改修を迎えることとなります。建替えや大規模改修は適正化に向けた施策を行う重要なタイミングであることから、全ての施設が建替え又は大規模改修の時期を迎える期間である今後30年間（平成29年度～令和28年度）を目標期間として設定します。

○縮減率（30%以上）

第2章で示したとおり、平成29年度から今後60年間の維持更新費用は総額4,631億円、1年当たり77.2億円の費用がかかると試算していますが、過去15年間の維持更新費用は年平均55.6億円でした。仮に、今後の年平均維持更新費用を過去15年間の平均値（55.6億円）以内に収めようとすると、28%不足します。 $1 - (55.6 \text{ 億円} \div 77.2 \text{ 億円})$

就業人口の減少、合併特例債発行の終了、扶助費や社会保障関連繰出金の増加を考えると、維持更新にかけられる費用が更に減っていくことは必至ですが、一方で行政サービスの大幅な低下は避けなければなりません。そこで、建築物系施設に係る将来の年平均維持更新費用を30%以上縮減することを目標とし、さらに運用に係る費用（光熱水費、消耗品費、委託料等）の縮減や、利用者負担の見直しや広告料収入等による収入増にも取り組んでいきます。

将来にわたり継続的なサービス提供を可能にするためにも「4つの適正化」に取り組み、施設の総量縮減のみならず、施設の長寿命化、維持更新に係る費用（修繕費、改修費等）の縮減等も同時に行い、目標達成を目指します。

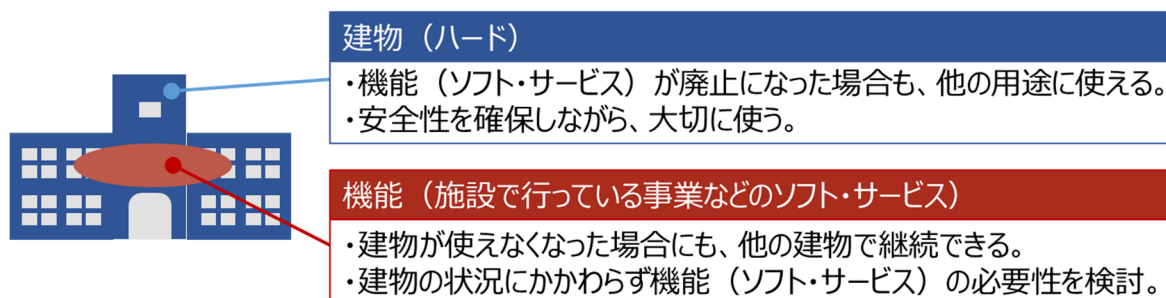
なお、この目標値は、今後の財政収支や人口等、社会環境・経済状況の変化に応じて適宜見直しを行うこととします。

3-2-2 具体的な手法

ここでは、建築物系施設の管理に関する基本方針を実現するための、具体的な手法について整理します。

(1) 機能に基づく適正配置

建築物系施設を建物（ハード）と機能（ソフト・サービス）に切り分けて考えます。



建築物（ハード）と機能（ソフト・サービス）の考え方

スポーツや集会、調理、農産物加工等、一つの建物で複数のサービスが提供されていることが多くあります。今後は、こうした建物で提供される行政サービスを「機能」と考え、これらが一定の地域の中で求められるサービス量に対して不足しているか、余剰があるか、重複しているかについて精査します。それらが適正になるように、建物の配置を考えていくこととします。併せて、市民アンケートや住民の生の声に基づき、ニーズの変化をきめ細やかに把握し、時代の要請に合致した機能の導入を図ります。

(2) 施設総量の縮減

施設の統廃合・再編により、市の保有する施設の総量を延床面積、施設数ベースで縮減し、短期的には施設に係る維持管理費の縮減、中長期的な観点では人件費等の縮減を目指します。その考え方は下記のとおりです。

① データに基づく施設評価

施設の状況を「品質（老朽化の状況）」、「供給（利用状況）」、「財務（コスト状況）」の3つの観点から、モニタリングを行います。

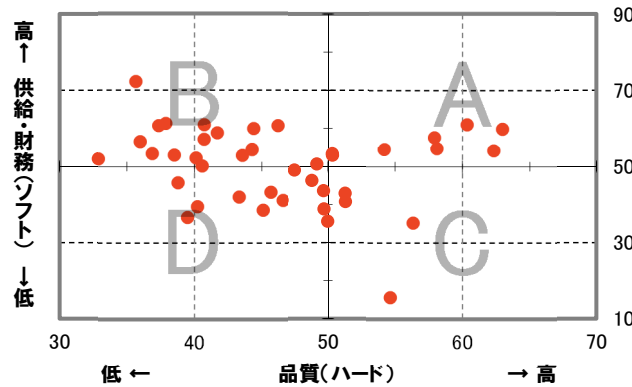
施設管理者に各年、利用率や施設に係るコスト、劣化状況等施設の情報について調査を行い、情報システムを活用したデータベースで評価を行います。

ここでいう品質とは、「市民が安全・快適に施設を利用できるか」を示しており、築年数や劣化度等を指標とします。供給については「行政サービスを効率的に提供できているか」を示しており、利用者数や利用率等を指標とします。財務については「適切な経費で施設が運営されているか」を示しており、市の負担額等を指標とします。

これらの指標の偏差値を算出（複数の指標を用いる場合は平均値を算出）し、品質状況（ハード）を横軸に、供給・財務状況（ソフト）を縦軸に、偏差値50点を中心としたグラフに、各施設の値をプロットすると、そのプロット位置により、各施設の状況を把握することが可能となります。各

施設の指標が平均値と同一であれば偏差値 50 となり、平均よりも高評価であれば偏差値は 50 より大きな値、平均よりも低評価であれば偏差値は 50 より小さな値となります。

なお、品質状況（ハード）については、市が保有する全施設を対象とした偏差値を計算し、供給・財務状況（ソフト）については、当該施設類型の施設を対象とした偏差値を計算します。



分析結果	方向性（分析結果から得られる解釈）
「A」 品質：高 供給・財務：高	<ul style="list-style-type: none"> ハード、ソフトともに課題が少ない施設。 基本的には、現状のまま運営するが、適正配置の観点から統合・再編の対象となる場合もある。
「B」 品質：低 供給・財務：高	<ul style="list-style-type: none"> ハード面から見た課題がある施設。 運営状況は良好であり、ソフト面から市民サービスとの乖離<small>かいり</small>は少ない。 改修又は改築を行い、現状のまま運営する。あるいは、他の品質の良い建物がある場合、移転を検討する。
「C」 品質：高 供給・財務：低	<ul style="list-style-type: none"> ハードとしては良好な状態にあるものの、利用が少ない、コストがかかりすぎている等の課題があり、ソフト面から市民サービスとの乖離<small>かいり</small>が生じている可能性がある。 他の施設への用途転用や、統合の際、他施設を受け入れる候補となる。
「D」 品質：低 供給・財務：低	<ul style="list-style-type: none"> 改修又は改築が必要であり、ハード面から見た課題がある施設。 利用が少ない、コストがかかりすぎている等の課題があり、ソフト面から市民サービスとの乖離<small>かいり</small>が生じている可能性がある。 統合・廃止並びに売却・貸付等を図る。

ポートフォリオ分析のイメージ

この分析の結果、品質（ハード）、供給・財務（ソフト）ともに「課題あり」と判断される施設は「用途変更」「統廃合」「廃止」等による総量縮減の際の候補となります。一方、いずれも良好と判断される施設は既存のまま「継続保有」「改修」又は複合施設を受入先となることが考えられます。また、適正配置の観点から、ハード・ソフトともに良好である施設であっても、他施設へ複合による統合が行われることも有り得ます。

② 既存機能の存続

必要と考えられる機能の廃止は原則として行わず、機能の集約と複合化による施設の利活用の効率化を実現させることとします。面積を減らしつつも、施設で行われる行政サービスが、これまでより便利に充実することを同時に目指します。

③ 新築の制限

新規の建築物系施設の建設は、原則として行わないこととします。ただし、地域の行政サービス機能の充実等、新築を行うことがやむを得ない場合は、費用対効果・民間活用・類似施設等の有無を十分に検討し、必要性を慎重に判断した上で、他施設の更新を取りやめる等、財政負担増を抑えます。また、複合化の可能性を必ず検討することとします。

既存施設の建替えの際も同様に、必要性を慎重に判断した上で、延床面積を現在の面積よりも縮減することや複合化の可能性を必ず検討することとします。

④ まちづくりとの整合

施設の配置は、まちづくりと併せ検討する必要があります。それぞれの地域の人口動向や既存の都市計画等との整合を図るとともに、地域の特色を踏まえた施設の再編を進めていきます。

また、立地適正化計画等に基づくコンパクト化、都市再構築、都市機能立地支援等の方向性を踏まえ、施設の再編・集約、公有地を活用する民間等への支援なども行いつつ、地区全体の公共サービスが適正化するように施設配置を定めていきます。

さらに、災害時の避難所や備蓄倉庫、大規模災害時の後方支援での活用等、防災の視点からも、施設配置を検討していきます。

⑤ 施設レベルに応じた検討

建築物系施設は、「広域・市域レベル」、「地域レベル」の2段階に分類し、それぞれ配置の方向性を検討していきます。

圏域区分と施設の配置基準等

圏域区分	適正配置の考え方	例示
広域・市域レベル	市域全体で捉えて、その在り方・配置を検討していく施設、また隣接自治体・県と連携し、共同での利用を検討する施設	本庁舎、市民会館、図書館、総合運動公園の体育館、消防施設、ごみ処理施設等
地域レベル	まちづくりの方向性等と合わせて、地区全体の行政サービスが適正化するように配置を検討する施設	地区体育館、公民館、小中学校等

⑥ 施設の複合化・多機能化

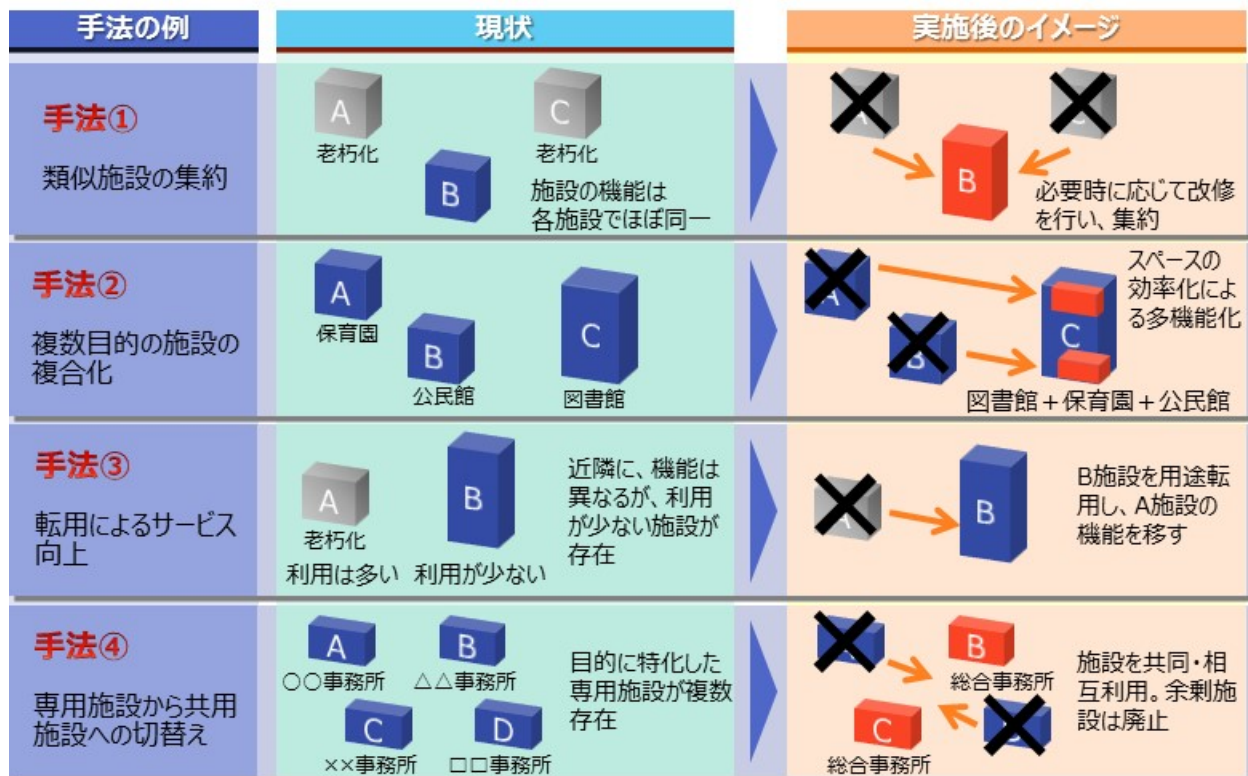
施設の再編に向けて、複合化・多機能化を推進します。機能再編に当たっては、地域の必要なサービス機能は維持しつつ、より機能が適正化するように進めていきます。そのために、地域の方々の意見を聞きながら、より便利で地域の活性化に資する施設機能を検討します。

単体の建物の改修・改築のみならず、複数の施設同士で複合化・多機能化を行い、運営を共同化する等の方策を検討することにより、スペースが余っている施設と足りない施設の間でスペースを補完しあう等、統合することにより施設がより便利になり、新たな機能が生まれる等の効果が期

待できます。

同時に、財政負担増の解消も喫緊の課題であり、複合化・多機能化の際には少しずつでも従前の面積を減らして将来の維持管理費を減らす、運営を共同化して人件費を縮減する等の工夫も行います。

複合化・多機能化の手法については、下図のように、「集約」、「複合」、「転用」等があります。



複合化・多機能化のイメージ

⑦ 近隣自治体との連携

単独で施設を保有するのではなく、国、県、近隣市町との連携や相互利用も含めて、再配置を検討します。集会施設や体育・レクリエーション施設等、日常的に利用する施設の相互利用だけでなく、大規模災害時の後方支援等も含めて、広域連携の在り方を検討します。

(3) 計画的な保全

① 建物の長寿命化

市全体の適正化の視点のもと、事後的な改修や思いつきの改修を回避し、計画的な建物の保全を行い、建物を安全・安心に利用できる状態を維持するとともに、建物の長寿命化やライフサイクルコスト縮減を図ります。

具体的には、修繕や改修等を計画的に行うことにより、建物の寿命を法定耐用年数以上に延ばし、建物の更新費用の縮減等財政的な負担を軽減することが可能となります。そのため、構造耐用年数を効果的に延伸できる建物については、優先的に長寿命化対策を進めます。

② 維持管理費の縮減

改修工事に係る費用を少しでも賄うために、光熱水費、消耗品費、委託料等施設の維持管理に必

要な経常的コストを減らす方策を検討します。

③ 計画的な保全のための改修周期の設定

各部位・部材の改修周期を設定し、組織横断的な視点から、各年度に必要な改修・更新（建替え）工事を決定します。改修・更新工事は、各部材が耐用年数に到達した時点で行うことを原則とします。改修周期は、学術文献等で例示されている一般的な年数を基に、今後、施設類型や構造等に応じて、別途定めます。

ただし、耐用年数に到達したものの全ての改修・更新工事に着手するのは財政制約上不可能です。従って、耐用年数に到達したもののうち、最も優先すべき工事は何かについて精査します。

④ 計画保全のための建築物の点検・診断等の実施

計画的な保全のための情報収集を目的に、建築物の点検・診断を定期的の実施します。現在、特殊建築物については法定点検（建築基準法第 12 条の定期点検）を実施していますが、今後は、これに加え、職員や指定管理者等の施設管理者により日常的に点検を行い、その結果をデータベース等で庁内で共有していきます。

これらの結果は、安全性や大きな機能性の損失への速やかな対応、計画的な改修等を実施していくための基礎的資料として活用します。

⑤ 工事の優先順位の設定

優先すべき工事の検討・決定に際しては、物理的、機能的、経済的、社会的の 4 つの観点から総合的に判断します。

現状で、既に安全性が損なわれている建物や大きな機能低下が発生している建物については、優先的に改修を実施することとなります。この場合は推奨される周期よりも前倒して改修を実施します。

優先順位検討の際に必要な視点

視点	優先順位を高める主な要因
物理的 観点	放置しておく利用者へ直接・間接の物理的被害や大きな施設の滅失が予見される場合 例) 外装材落下の危険性、消防設備の不備等 災害時の拠点施設等の耐震化
	敷地周辺に悪影響（騒音・振動・著しい美観の喪失等）を与えており、解消が求められるもの 例) 空調外部機器の劣化による騒音
	改修により長寿命化が明らかに見込まれるもの 例) 屋根防水の改修、外壁のひび割れ補修、外壁塗装、建具廻りの防水及び鉄骨の塗装等の躯体の構造的強度低下を防ぐために行う改修
機能的 観点	設置当初の本来の要求事項が満たせなくなっており、その解消を行うもの 例) 建具不良による立ち入り不可能な室、設備機器の故障による機能の支障等 災害発生時を想定し健全な状態を特に維持しておくことが必要と判断されるもの ユニバーサルデザインの実現
経済的 観点	予防保全により、将来のライフサイクルコストの低減が見込まれる状況にあるもの 例) 鉄筋の露出等があり、放っておくと大きな機能低下が起こり大規模な改修が必要となることと予見されるもの

視点	優先順位を高める主な要因
社会的 観点	市民ニーズの変化により新規整備、増改築又は用途転用が必要な場合 環境負荷低減に貢献するもの 例) 省エネルギー機能整備やCO2 排出量削減等の環境面への配慮 (例: LED 電灯への交換、負荷の少ない熱源機器への交換)

⑥ 耐震化の確保

災害時の役割による重要度や、利用者の多さ、地域特性、その他の視点（代替性や統廃合の見込み）等を判断した上で、更新や補強による耐震化を実施します。

⑦ 維持更新費用の平準化

市の建物は同時期に整備されたものが多く、今後一時期に改修や改築が集中してしまう可能性があります。一度に多くの整備を実施することは、財政的、執行体制上も困難なため、単年度の整備費及び中期（10 年間）の総整備費の目安を設定して、工事の優先順位の高い施設から順番に実施していくこととします。

(4) 財源の確保等

市が現在保有している休止・廃止施設、未利用地や施設の統廃合等により生じた建物・土地は、公共用としての活用を検討した上で、将来的に活用が期待されるものは一時的な貸付を行い、活用のニーズが存在しないと思われるものは原則として売却します。公共用地の活用を検討する際には、必要に応じて施設の再編のための用地としての活用も視野に入れます。また、最終的には建物付きでは土地を売却できない場合や、そのまま保有し続けても高度の危険性が認められる場合等には、建物の除却を検討します。

活用はなされているものの施設内に余剰や未利用スペースがある場合は、自動販売機の設置や時間貸駐車場による貸付等、財産の有効活用による歳入確保に努めます。

建物内に広告を設置することによる広告料収入、ネーミングライツ（市と民間団体等との契約により、市の施設等に愛称等を付与させる代わりに、当該団体からその対価等を受ける権利）の導入による権利金、利用者負担の見直し等により、施設の運営から得られる収入を増やします。また、維持保全にかかる財源のための基金の活用を進めます。

(5) 地方公会計（固定資産台帳）の活用

固定資産台帳を活用した将来の維持更新費用の推計や有形固定資産減価償却率での施設老朽化の分析等を実施し、適切な資産管理に努めます。

また、施設別の行政コスト計算書等の作成や財務書類の各指標における他自治体等の比較を行う等、財務書類を活用した分析を行い、総量の適正化に努めます。

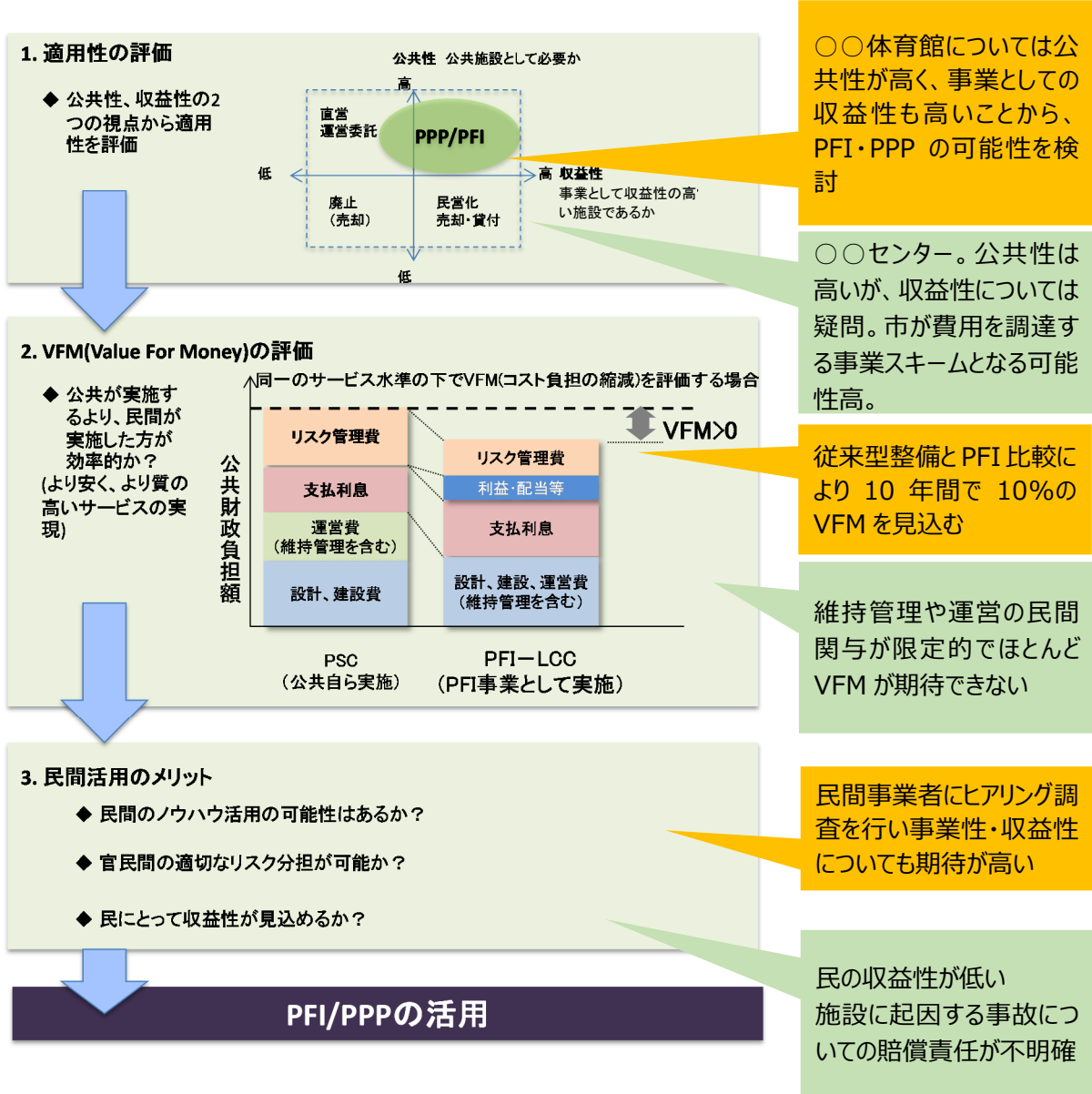
(6) 民間活力の活用

建築物系施設の効率的な管理・運営のために、民間活力を積極的に活用します。民間活力の活用については、基本的な考え方として「適用性」、「VFM(バリューフォーマネー)」、「民間活用のメリット」の3つの視点から検討していきます。

「適用性」については、「公共性(対象とする施設が公共施設として必要であるか?)」と「収益性(事業として収益性の高い施設であるか?)」の2つの視点から評価します。公共性と収益性が共に高い施設の場合、PFI(公共施工等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図る手法)等民間資金・ノウハウの導入を、その他のパターンでは、公共による直営や運営委託、民営化や売却・貸付等を検討します。

また「VFM」の評価を通じて、公共が実施するより民間が実施した方が、より安価で質の高いサービスを提供できると判断される施設を対象として、民間活力の導入を検討します。

「民間活用のメリット」として、民間のノウハウの活用可能性や適切なリスク分担、民間にとっての事業採算性を考慮します。



民間活力の活用についての検討フロー

3-2-3 類型別方針

本市の建築物系施設に関する施設類型別の保有状況並びに長期的視点に立った方向性は以下のとおりです。

各類型における「①保有状況の概要」に記載した現況一覧の各項目は、以下の内容を示しています。

なお、1つの施設に対して、主な機能に沿って1つの施設類型を設定しているため、施設が複数の機能を持っている場合、他の施設類型に分類されている場合があります。

項目	記載内容
No.	地図の配置状況の番号と一致しています。
コード	個々の施設を管理するため市が付与した番号です。
施設名称	都城市公有財産台帳における施設名称を記載しています。
地区	施設が所在する地区名（姫城、妻ヶ丘、小松原、祝吉、五十市、横市、沖水、志和池、庄内、西岳、中郷、山之口、高城、山田、高崎のいずれか）を記載しています。
管理運営	施設の管理運営形態（直営、委託、指定管理、民営（貸付）のいずれか）を記載しています。
開設年度	当該施設が、現状の用途で供用が開始された年度を記載しています。
築年数	その施設の建物の築年数を記載しています。建物が複数ある場合は、その施設を構成する建物の築年数を、各建物の延べ床面積で加重平均した値を記載しています。築年数は建築年月日から令和3年4月1日までの日数から計算しています。

施設類型別の現況一覧の記載内容

(1) 庁舎施設

① 保有状況の概要

No	コード	施設名称	地区	管理運営	開設年度	築年数
庁舎						2 施設
①	6	市役所本館	姫城	直営	昭和56年度	39
②	12	市役所南別館	姫城	直営	平成12年度	20
支所						4 施設
③	1346	山之口総合支所	山之口	直営	昭和49年度	46
④	1422	高城総合支所	高城	直営	昭和33年度	47
⑤	2121	山田総合支所	山田	直営	昭和29年度	42
⑥	1676	高崎総合支所	高崎	直営	平成元年度	33
地区市民センター						5 施設
⑦	2120	沖水地区市民センター	沖水	直営	昭和53年度	2
⑧	2113	志和池地区市民センター	志和池	直営	昭和47年度	2
⑨	2110	庄内地区市民センター	庄内	直営	昭和48年度	1
⑩	1947	西岳地区市民センター	西岳	直営	平成25年度	8
⑪	703	中郷地区市民センター	中郷	直営	平成14年度	19
その他庁舎施設						5 施設
⑫	2126	コミュニティセンター南側別館	姫城	直営	令和元年度	1
⑬	19	八幡町別館	姫城	直営	平成16年度	40
⑭	45	菖蒲原町別館	妻ヶ丘	直営	平成16年度	51
⑮	721	環境業務課 事務所	祝吉	直営	平成4年度	28
⑯	138	都北町別館(旧九州農政局都城盆地水利事務所)	沖水	直営	平成24年度	32

庁舎施設の現況一覧



庁舎施設の配置状況

- ・ 市役所本館は、旧庁舎の建替えの際に建設されたもので、昭和56年度に東館、昭和59年度に西館が建設されました。
- ・ 南別館は、本庁機能の一部を移転するため、平成12年度に建設されました。
- ・ 支所は、旧町役場を利用した山之口総合支所、高城総合支所、山田総合支所、高崎総合支所の4施設があり、地域振興や産業振興等の行政事務の拠点となっています。合併後の組織体制変更や行政事務の効率化等の結果、余剰スペースが発生している場合もあります。山田総合支所は令和2年度に山田総合センターを大規模改修し、移転複合化しました。
- ・ 地区市民センターは、各地域での行政サービスの拠点となっています。令和元年度に沖水地区市民センター及び志和池地区市民センター、令和2年度に庄内地区市民センターを、それぞれ地区公民館と新設複合化しました。
- ・ その他庁舎施設として、事務所や別館があります。

② 今後の方向性

- ・ 庁舎施設は、行政サービスの拠点として必要な施設であり、また、災害時において拠点施設となるものもあることから、計画的な修繕・改修を進め、適切に維持管理していきます。老朽化が進み、建替えの時期を迎えた際には、複合化・多機能化の可能性や適正な面積について検討します。なお、その他庁舎施設については、適宜点検や修繕を行い、長寿命化を図りますが、老朽化が進んだ際は、原則として建替えは行わず、他の未利用建物への移転等を検討します。
- ・ 建物内のスペースについては、他用途での利用等を幅広く検討し、施設の有効活用を進めます。

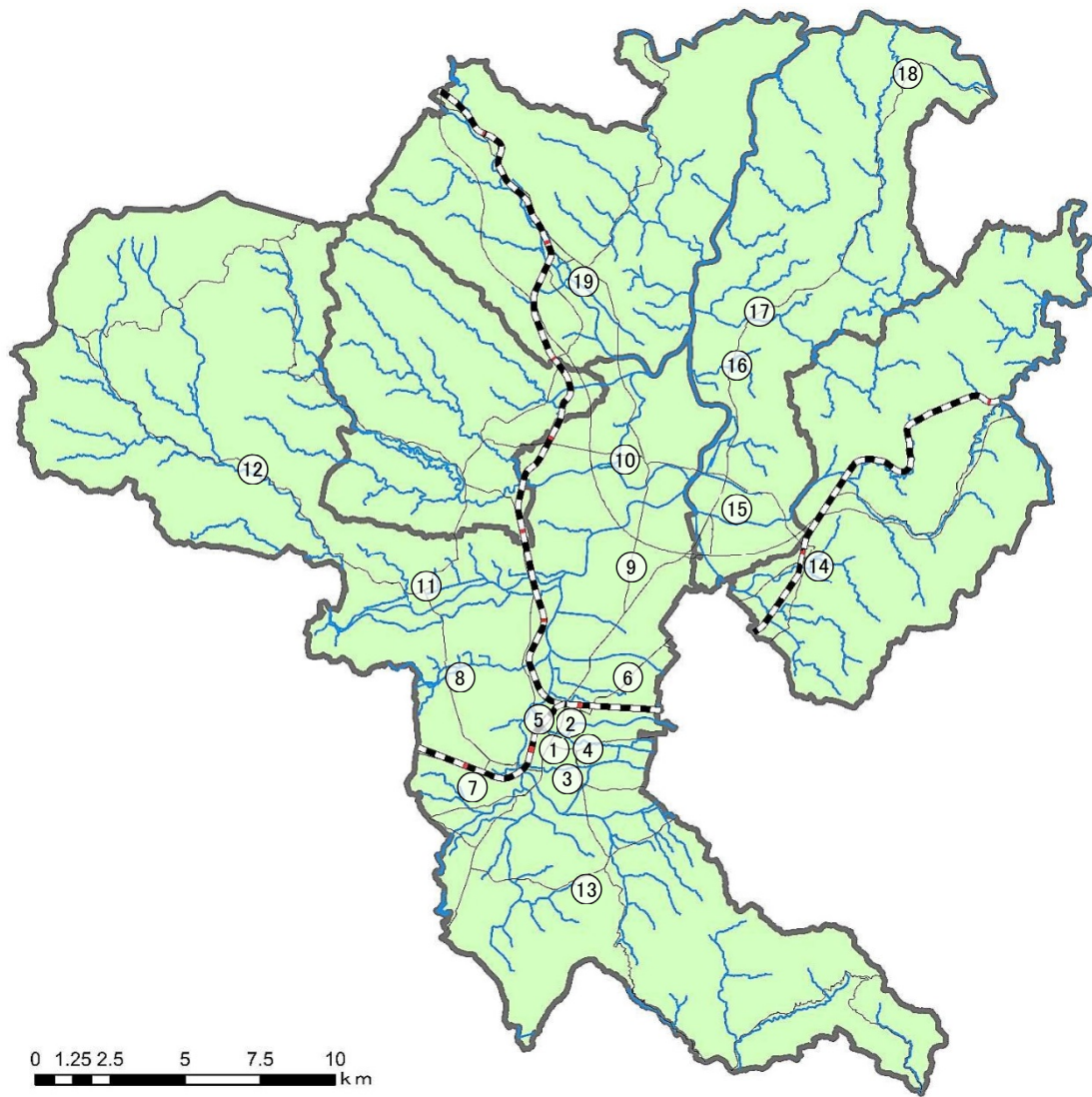
(2) 集会施設

① 保有状況の概要

No	コード	施設名称	地区	管理運営	開設年度	築年数
文化・交流ホール						2 施設
①	819	ウエルネス交流プラザ	姫城	指定管理	平成18年度	16
②	697	都城市総合文化ホール	小松原	指定管理	平成18年度	15
地区公民館						17 施設
③	1297	中央公民館	姫城	直営	昭和51年度	45
④	1298	妻ヶ丘地区公民館	妻ヶ丘	直営	昭和49年度	47
⑤	1299	小松原地区公民館	小松原	直営	昭和49年度	46
⑥	1302	祝吉地区公民館	祝吉	直営	昭和47年度	3
⑦	1812	五十市地区公民館	五十市	直営	昭和45年度	9
⑧	1301	横市地区公民館	横市	直営	昭和54年度	42
⑨	1305	沖水地区公民館	沖水	直営	昭和46年度	2
⑩	1306	志和池地区公民館	志和池	直営	昭和47年度	2
⑪	1303	庄内地区公民館	庄内	直営	昭和49年度	1
⑫	1936	西岳地区公民館	西岳	直営	昭和46年度	8
⑬	1307	中郷地区公民館	中郷	直営	昭和42年度	19
⑭	1233	山之口地区公民館	山之口	直営	昭和54年度	42
⑮	1245	高城生涯学習センター	高城	直営	平成20年度	12
⑯	1247	高城地区公民館石山分館	高城	直営	昭和47年度	48
⑰	1254	高城地区公民館有水分館	高城	直営	昭和46年度	49
⑱	1259	高城地区公民館四家分館	高城	直営	昭和48年度	47
⑲	2095	高崎地区公民館	高崎	直営	昭和41年度	33
地域コミュニティ施設						17 施設
⑳	707	都城市ふるさとセンター	姫城	直営	昭和62年度	33
㉑	1203	コミュニティセンター	姫城	指定管理	昭和56年度	39
㉒	1204	広原教育集会所	妻ヶ丘	直営	昭和56年度	41
㉓	731	長寿館	五十市	直営	平成4年度	29
㉔	1205	梅北教育集会所	中郷	直営	昭和56年度	39
㉕	1227	飛松地区集会場	山之口	直営	平成10年度	23
㉖	1463	高城横原地区コミュニティセンター	高城	指定管理	平成6年度	27
㉗	1264	山田総合センター	山田	直営	昭和53年度	42
㉘	1633	活性化センター(かかし館)	山田	指定管理	平成5年度	28
㉙	1274	前田多目的集会所	高崎	指定管理	平成4年度	28
㉚	1281	大牟田多目的集会所	高崎	指定管理	昭和60年度	35
㉛	1286	東霧島多目的集会所	高崎	指定管理	平成3年度	29
㉜	1288	縄瀬多目的集会所	高崎	指定管理	平成17年度	16
㉝	1290	江平農村環境改善センター	高崎	指定管理	平成6年度	27
㉞	1292	笛水多目的集会所	高崎	指定管理	昭和61年度	34
㉟	1837	高崎後平総合地域施設	高崎	直営	昭和61年度	35
㊱	1280	高崎たちばな学び館	高崎	直営	平成14年度	33

集会施設の現況一覧

【文化・交流ホール、地区公民館】



集会施設の配置状況①

【地域コミュニティ施設】



集会施設の配置状況②

- ・ ウェルネス交流プラザは、多目的で活用できるギャラリーや一般座席数 293 席の中ホール等が整備され、市民がまちなかで活動できる拠点となっています。
- ・ 都城市総合文化ホールは、大ホール、中ホールのほか、練習室や会議室を備えた多目的施設です。
- ・ 地区公民館は、会議室等の貸出しを行っており、地域の福祉活動やコミュニティ活動の拠点としての役割を担っています。また、台風等の災害時における避難所にも指定されています。高崎地区公民館は、平成 29 年度に高崎総合支所内に移転複合化しました。
- ・ 地域コミュニティ施設は、会議室や調理室、ホール等の貸出しを行っており、地域の集会施設として利用されています。
- ・ ふるさとセンターは、農村の人々や都市生活者に研修や交流の場を提供しています。
- ・ コミュニティセンターは、民間企業も含めて全市民が利用できる施設であり、平成 18 年度から指定管理者制度を導入しました。
- ・ 長寿館は、長寿世界一であった白浜ワカさんの長寿を顕彰し、地域福祉の増進を図るために建設されました。現在は、主に集会施設として利用されています。

- ・ 活性化センター（かかし館）は宿泊設備のある多目的施設です。農業体験学習施設や都市と農村の交流の場として利用されています。
- ・ 東霧島多目的集会所は、農業者の研修及び集会施設として建設されましたが、現在は主に集会施設として利用されています。
- ・ 縄瀬多目的集会所は、畜産物の加工体験学習及び集会施設として利用されています。
- ・ 江平農村環境改善センターは、農村地域住民の相互研修と地域集会所として設置されました。多目的ホールは江平小学校体育館としても活用されています。
- ・ 教育集会所は、地域における人権教育推進のための施設として建設されました。現在は、主に地域住民に対して貸部屋事業を行っています。
- ・ 高崎たちばな学び館は、高崎地区公民館から独立して図書施設になったものです。平成29年度に高崎総合支所内に移転複合化しました。

② 今後の方向性

- ・ 適宜、点検や修繕を行い、長寿命化を図ります。老朽化が進んだ際には、集約化や複合化を検討します。
- ・ 地区公民館については、各地域の拠点として必要な施設であり、計画的な修繕・改修を進め、適切に維持管理していきます。将来的な建替えの際は、地域の人口等の状況を踏まえて適正な面積にし、周辺施設との複合化・多機能化の可能性を検討します。
- ・ 地域コミュニティ施設については、利用者の利便性向上に向け、地域で運営することにより、地域とより密接な連携が図れると考えられる場合は、地域活動を行う団体等への運営移管等、運営体制の見直しを検討します。

(3) 社会教育・文化施設

① 保有状況の概要

No	コード	施設名称	地区	管理運営	開設年度	築年数
図書館						2 施設
①	2074	都城市立図書館	姫城	指定管理	昭和23年度	4
②		高城図書館	高城	直営	平成21年度	12
美術館						1 施設
③	1296	都城市立美術館	姫城	直営	昭和56年度	40
その他社会教育文化施設						8 施設
④	1211	都城歴史資料館	姫城	直営	平成元年度	31
⑤	1308	都城島津邸	姫城	直営	平成21年度	67
⑥	1215	都城市大島畠田遺跡歴史公園	沖水	直営	平成29年度	4
⑦	1224	山之口麓文弥節人形浄瑠璃資料館(人形の館)	山之口	直営	平成4年度	29
⑧	1236	弥五郎どん交流活性化センター(弥五郎どんの館)	山之口	直営	平成15年度	18
⑨	1237	高城郷土資料館	高城	委託	平成3年度	29
⑩	1240	牧原古墳公園	高城	直営	昭和62年度	33
⑪	1253	観音瀬便所	高城	直営	平成16年度	16

社会教育・文化施設の現況一覧



社会教育・文化施設の配置状況

- ・ 市立図書館は平成 29 年度に民間施設を大規模改修し、中心市街地中核施設「Mallmall」内に移転複合化しました。
- ・ 市立美術館は、平成 10、11 年度に増改築を行い、展示面積を拡大しました。
- ・ 都城歴史資料館は、農林水産省のモデル木造施設建設事業により、平成元年に建設された城風の建物を利用しています。郷土の歴史、文化遺産等に関する資料を展示して市民や観光客の利用に供しています。
- ・ 都城島津邸は、都城領主であった都城島津家の邸宅です。平成 27 年度には、文化財の公開に適した施設として文化庁の承認を受けた公開承認施設となり、令和 2 年度に 2 度目の承認を受けました。
- ・ 山之口麓文弥節人形浄瑠璃資料館（人形の館）は、国指定重要無形民俗文化財「山之口麓文弥節人形浄瑠璃」の保存、伝承、公開を行う施設として開館しました。平成 6 年度から都城市立麓小学校 5、6 年生を対象とした文弥節人形浄瑠璃の保存伝承活動である「麓小学校の文弥節人形サークル」の活動を行っています。
- ・ 弥五郎どん交流活性化センター（弥五郎どんの館）は、民俗文化財である山之口弥五郎どん祭りの保存継承と活力ある農山村地域振興のため、整備された施設です。弥五郎どん祭りの様子を表現した模型やパネル等の展示ホールのほか、生活改善食品加工室を併設しています。

② 今後の方向性

- ・ 適宜、点検や修繕を行い、長寿命化を図ります。また、近隣市町との連携や相互利用を検討し、質の充実を図ります。
- ・ 社会教育・文化施設の多くは、貴重な歴史や文化を保存・伝承するための施設ですが、将来的には、文化や歴史の振興・保存の観点も踏まえつつ、複合化・多機能化も視野に入れ、在り方や運営体制について見直しを検討します。

(4) 体育・レクリエーション施設

① 保有状況の概要

No	コード	施設名称	地区	管理運営	開設年度	築年数
体育館						26 施設
①	1172	姫城地区体育館	姫城	指定管理	昭和49年度	47
②	1170	妻ヶ丘地区体育館	妻ヶ丘	指定管理	令和3年度	0
③	1173	小松原地区体育館	小松原	指定管理	昭和49年度	46
④	1175	祝吉地区体育館	祝吉	指定管理	昭和50年度	45
⑤	1189	五十市地区体育館	五十市	指定管理	昭和49年度	46
⑥	1179	横市地区体育館	横市	指定管理	昭和51年度	44
⑦	1195	沖水地区体育館	沖水	指定管理	昭和48年度	47
⑧	1197	志和池地区体育館	志和池	指定管理	昭和48年度	47
⑨	1191	庄内地区体育館	庄内	指定管理	昭和46年度	49
⑩	1193	西岳地区体育館	西岳	指定管理	昭和53年度	42
⑪	1198	今町地区多目的研修集会施設	中郷	指定管理	昭和61年度	35
⑫	1199	中郷地区体育館	中郷	指定管理	昭和47年度	48
⑬	1226	多目的研修センター	山之口	指定管理	昭和55年度	41
⑭	1228	花木地区体育館	山之口	指定管理	平成3年度	30
⑮	1230	勤労福祉センター	山之口	直営	昭和54年度	42
⑯	1234	健康増進センター	山之口	指定管理	昭和54年度	42
⑰	1235	上富吉地区体育館	山之口	指定管理	平成元年度	32
⑱	1242	高城勤労青少年ホーム	高城	指定管理	平成2年度	30
⑲	1250	石山体育センター	高城	指定管理	昭和57年度	38
⑳	1255	高城農村環境改善センター	高城	指定管理	昭和56年度	39
㉑	1258	高城多目的研修集会施設	高城	指定管理	昭和60年度	36
㉒	1459	高城原ふれあいスポーツ館	高城	指定管理	平成5年度	28
㉓	1464	ふれあい武道館	高城	指定管理	平成8年度	25
㉔	1269	山田谷頭トレーニングセンター	山田	指定管理	昭和57年度	38
㉕	1272	山田木之川内体育センター	山田	指定管理	昭和59年度	35
㉖	1284	高崎大牟田地区体育館	高崎	指定管理	昭和54年度	41
総合運動場						30 施設
①	1183	都城運動公園弓道場	妻ヶ丘	指定管理	昭和60年度	36
②	1184	都城運動公園体育館	妻ヶ丘	指定管理	昭和38年度	58
③	1185	都城運動公園庭球場・管理棟	妻ヶ丘	指定管理	昭和39年度	21
④	1186	都城運動公園武道館	妻ヶ丘	指定管理	昭和47年度	48
⑤	1187	都城運動公園野球場	妻ヶ丘	指定管理	昭和37年度	59
⑥	1188	都城運動公園陸上競技場	妻ヶ丘	指定管理	昭和60年度	35
⑦	1808	都城運動公園合宿所	妻ヶ丘	指定管理	昭和48年度	48
⑧	1809	都城運動公園洋弓場	妻ヶ丘	指定管理	昭和63年度	33
⑨	1176	早水公園体育文化センター	祝吉	指定管理	昭和56年度	40
⑩	2065	早水公園体育文化センター弓道場	祝吉	指定管理	平成29年度	4
⑪	2090	早水公園体育文化センター多目的室	祝吉	指定管理	平成30年度	3
⑫	2097	早水公園体育文化センターサブアリーナ武道場	祝吉	指定管理	平成30年度	3
⑬	1232	山之口運動公園体育館	山之口	指定管理	昭和47年度	48
⑭	1472	高城運動公園野球場	高城	指定管理	昭和57年度	42
⑮	2044	高城運動公園総合体育館	高城	指定管理	昭和57年度	37
⑯	2045	高城運動公園多目的広場	高城	指定管理	昭和57年度	35
⑰	2046	高城運動公園弓道場	高城	指定管理	昭和57年度	33
⑱	2047	高城運動公園クラブハウス	高城	指定管理	昭和57年度	7
⑲	2048	高城運動公園屋内競技場	高城	指定管理	平成28年度	5
㉑	1265	山田柔剣道場	山田	指定管理	昭和56年度	38
㉒	1266	山田弓道場	山田	指定管理	平成3年度	30
㉓	1267	山田体育館	山田	指定管理	昭和46年度	49
㉔	1268	山田運動公園野球場	山田	指定管理	昭和53年度	45
㉕	2005	山田運動公園陸上競技場	山田	指定管理	昭和51年度	44
㉖	2006	山田運動公園多目的広場	山田	指定管理	昭和56年度	39
㉗	1275	高崎総合公園テニスコート	高崎	指定管理	昭和53年度	23
㉘	1276	高崎総合公園総合体育館	高崎	指定管理	昭和52年度	43
㉙	1277	高崎総合公園多目的広場	高崎	指定管理	平成18年度	19
㉚	1278	高崎総合公園野球場	高崎	指定管理	昭和51年度	19
㉛	1279	高崎総合公園陸上競技場	高崎	指定管理	昭和49年度	23

市民広場						27 施設
①	1171	下長飯市民広場	姫城	指定管理	昭和58年度	13
②	1811	姫城公園運動広場	姫城	指定管理	平成8年度	24
③	1174	小松原市民広場	小松原	指定管理	平成5年度	27
④	1178	大岩田市民広場	五十市	指定管理	平成2年度	30
⑤	2064	大岩田多目的広場	五十市	委託	平成20年度	13
⑥	2112	都城市南部ふれあい広場	五十市	指定管理	令和元年度	3
⑦	1180	横市市民広場	横市	指定管理	平成元年度	24
⑧	1182	鷹尾市民広場	横市	指定管理	昭和50年度	32
⑨	1194	沖水市民広場	沖水	指定管理	平成6年度	27
⑩	1983	浮堀地区多目的広場	沖水	指定管理	平成26年度	6
⑪	994	下水流農村広場	志和池	直営	平成13年度	20
⑫	1196	志和池市民広場	志和池	指定管理	昭和55年度	27
⑬	2037	志和池中央ふれあい広場	志和池	指定管理	平成28年度	5
⑭	1190	庄内市民広場	庄内	指定管理	昭和51年度	17
⑮	1192	西岳市民広場	西岳	指定管理	昭和51年度	16
⑯	1000	梅北運動公園	中郷	直営	昭和57年度	38
⑰	1200	中郷市民広場	中郷	指定管理	昭和50年度	29
⑱	1239	宝光芝生広場	高城	直営	平成16年度	16
⑲	1243	桜木運動公園	高城	直営	平成7年度	20
⑳	1271	山田第2運動公園	山田	指定管理	平成6年度	20
㉑	2086	かかしの里市民広場	山田	指定管理	平成30年度	3
㉒	1273	高崎前田市民広場	高崎	指定管理	平成23年度	27
㉓	1283	高崎示野原市民広場	高崎	指定管理	平成23年度	14
㉔	1285	高崎東霧島市民広場	高崎	指定管理	平成23年度	14
㉕	1287	高崎縄瀬市民広場	高崎	指定管理	平成23年度	16
㉖	1289	高崎江平市民広場	高崎	指定管理	平成23年度	15
㉗	1733	高崎大牟田近隣公園	高崎	直営	平成7年度	27
温泉施設						5 施設
①	1372	山之口総合交流活性化センター(青井岳荘)	山之口	指定管理	平成15年度	18
②	1466	高城健康増進センター	高城	指定管理	平成12年度	21
③	1646	温泉交流センター(やまだ温泉)	山田	指定管理	平成7年度	26
④	1647	総合交流ターミナル複合施設(ゆぼっぼ)	山田	指定管理	平成12年度	17
⑤	1713	高崎総合公園温泉交流センター(ラスパ高崎)	高崎	指定管理	平成10年度	22

体育・レクリエーション施設の現況一覧

【体育館】



体育・レクリエーション施設の配置状況①

【総合運動場】



体育・レクリエーション施設の配置状況②

【市民広場】



体育・レクリエーション施設の配置状況③

【温泉施設】



体育・レクリエーション施設の配置状況④

- ・ 体育・レクリエーション施設のうち、総合運動場の建物としては、体育館や武道館、トイレや倉庫等があります。市民広場の建物としては、大規模な体育館等はなく、トイレや倉庫等があります。都城運動公園体育館、武道館の代替施設として、平成 30 年度に早水公園体育文化センターサブアリーナ、武道場を新設しました。
- ・ 地区体育館は、地区住民のスポーツに適した交流の場となっています。
- ・ 高城多目的研修集会施設及び高城農村環境改善センターは、農業者の研修及び体力の維持の場として設置されています。
- ・ 健康増進センターや多目的研修センター、勤労福祉センター、高城原ふれあいスポーツ館及びふれあい武道館は、それぞれバレーボールコートやホール等が整備されており、各地域の住民に利用されています。
- ・ 市民広場は、スポーツを通じた地域住民の交流の場となっています。
- ・ 高崎大牟田近隣公園は、高崎最終処分場（危険物捨場）跡地に整備された公園です。広大な広場を有していることから、グランドゴルフ、ゲートボール、地区のイベント等に利用されています。

- ・ 梅北運動公園や浮堀地区多目的広場等は、緊急時用のヘリポートとしても利用されています。
- ・ 山之口総合交流活性化センター（青井岳温泉）は、温泉を活用した健康増進施設だけでなく、地場産品等の販売も行う等地域の交流活性化施設としての役割を担っています。高城健康増進センター（観音さくらの里）は、市民の健康増進だけでなく、観音池公園の利用促進・集客力向上の役割も担っています。温泉交流センター（やまだ温泉）は、大浴場（電気風呂、泡風呂）、サウナ室、水風呂、食堂、休憩室2室を備えており、屋外には有料の温泉スタンドがあります。総合交流ターミナル複合施設（ゆぼっぼ）は、26種類の浴槽で構成され、研修室、宿泊室11室、宴会場を完備しています。また、平成22年度に坪庭を施した家族湯12室を整備しました。高崎総合公園温泉交流センター（ラスパたかざき）は、温泉、温水プール、宿泊施設、宴会場を備えた複合型交流施設です。

② 今後の方向性

- ・ 利用率の低い施設は利用促進を図りながら、適宜、点検や修繕を行い、長寿命化を図ります。利用状況や老朽化状況、利用者のニーズを踏まえて、効果的・効率的に対応できる施設の在り方や他施設との複合化・集約化の可能性を検討します。また、近隣市町との広域連携や相互利用も検討します。
- ・ 市民広場については、建物は主にトイレ等の小規模なものですが、適宜、点検や修繕を行い、利用継続を図ります。
- ・ 温泉施設については、市民の健康増進を図るとともに、市外からの集客施設としての役割も担っており、適宜、点検や修繕を行い、長寿命化を図ります。また、効率的な運営や利用促進について検討します。なお、山之口総合交流活性化センター（青井岳荘）、温泉交流センター（やまだ温泉）及び高崎総合公園温泉交流センター（ラスパ高崎）については、今後民間活力を活かした運営を検討し、大規模な修繕が必要となった場合は、存続や廃止を判断します。

(5) 保健・医療・福祉施設

① 保有状況の概要

No	コード	施設名称	地区	管理運営	開設年度	築年数
保健施設						7 施設
①	2081	保健センター	姫城	直営	平成30年度	3
②	1840	健康医療ゾーン(健康サービスセンター)	沖水	指定管理	平成27年度	6
③	787	国民健康保険都城西岳診療所	西岳	直営	昭和50年度	46
④	1813	国民健康保険都城夏尾診療所	西岳	直営	昭和59年度	37
⑤	1443	高城保健センター	高城	直営	平成15年度	40
⑥	1455	高城四家診療所	高城	委託	昭和38年度	29
⑦	1701	高崎福祉保健センター	高崎	直営	平成22年度	11
高齢者施設						6 施設
⑧	733	老人いこいの家	祝吉	指定管理	昭和46年度	49
⑨	1449	高城老人福祉館	高城	指定管理	昭和50年度	45
⑩	1457	高城養護老人ホーム友愛園	高城	指定管理	平成6年度	27
⑪	1780	都城市山田元気な高齢者健康増進センター	山田	指定管理	平成13年度	20
⑫	1702	高崎養護老人ホームたちばな荘	高崎	指定管理	昭和30年度	15
⑬	1803	高崎介護予防ふれあい交流センター	高崎	指定管理	平成13年度	19
その他保健医療福祉施設						5 施設
⑭	736	総合福祉会館	姫城	直営	昭和44年度	52
⑮	1798	こども発達センターきらきら	祝吉	直営	平成20年度	40
⑯	732	勤労身体障害者教養文化体育施設	横市	指定管理	昭和60年度	35
⑰	1365	山之口シルバーヤングふれあいの里	山之口	指定管理	平成5年度	28
⑱	1586	都城市山田総合福祉センター	山田	指定管理	平成3年度	30

保健・医療・福祉施設の現況一覧



保健・医療・福祉施設の配置状況

- ・ 市役所地下1階にあった保健センターは、平成30年度に中心市街地中核施設「Mallmall」内に移転複合化しました。
- ・ 都城健康サービスセンターは、施設の老朽化に伴い、平成27年4月に太郎坊町の健康医療ゾーンに移転しました。建物は免震構造を採用し、都城市郡医師会病院、都城夜間急病センターとともに、三施設を一体的に一棟建てで整備しています。災害時に被災患者を受け入れるための場所や設備を備える等、これまでの検査・検診業務にとどまらず、災害拠点病院の補完施設としての役割も担っています。
- ・ 都城市高崎福祉保健センターは、市民の健康づくりを推進するための健診室や調理実習室等の保健福祉施設と、文化的事業に供することのできる座席数293席のステージ付きの多目的ホールがあります。
- ・ 高城保健センターは、旧法務局の施設を改築し健康づくりの拠点として健康サービス、世代間交流の場、情報交換の場の施設として設置されました。
- ・ 西岳診療所は、高齢化率の高い西岳地区のへき地医療サービスの拠点施設です。
- ・ 夏尾診療所は、高齢化率が高い夏尾地区の唯一の医療サービス施設となっています。また、建物内には夏尾市民センターと夏尾簡易郵便局が入居しており複合施設となっています。
- ・ 高城四家診療所は、無医地区の解消のために設置された診療所です。
- ・ 高崎デイサービスセンター・高崎老人福祉館は、平成2年度にデイサービスセンターが併設され、介護保険事業や老人福祉事業の拠点として使用されています。
- ・ 老人いこいの家は、平成26年度までは、清掃工場の余熱を利用した入浴施設を備え、高齢者が無料で利用できる施設でしたが、清掃工場稼働停止以後の平成27年度からは、地元からの存続の要望を受けて、入浴施設の熱源をボイラーに変えて運営しています。
- ・ 高崎介護予防ふれあい交流センターは、高齢者の介護予防と生活支援を実施するとともに、生きがいづくりや健康づくりを推進するために設置された高齢者のための交流施設です。
- ・ 都城市山田元気な高齢者健康増進センターは、市内に住所を有する65歳以上の者で、介護認定を受けていない人、又はこれらの申請をしていない人に対し、健康増進事業を行っています。
- ・ 山之ロシルバーヤングふれあいの里は、高齢者と身体障がい者の在宅福祉活動の拠点「高齢者生活福祉センターひばり苑」と幅広い年齢層にふれあいの場を提供する「ふれあいの館」、高齢者のスポーツに対する意識向上と健康維持のための付帯施設「弓道・四半的場及び屋内ゲートボール場」を設置しています。
- ・ こども発達センターきらきは、都城市及び三股町の発達障がい児等の診察及び相談支援を受けられる専門施設です。

② 今後の方向性

- ・ 計画的な修繕・改修を進め、適切に維持管理していきます。また、老朽化が進んだ際には、他施設での代替や他施設との複合化・多機能化の可能性を検討します。
- ・ 人口構成の変化やニーズの多様化も踏まえながら、施設機能の見直しを行います。また、民間活力の導入も含め、運用の効率化について検討します。

(6) 商業・産業施設

① 保有状況の概要

No	コード	施設名称	地区	管理運営	開設年度	築年数
観光施設						2 施設
①	1374	道の駅山之口	山之口	指定管理	平成6年度	23
②	1481	高城竹楽のおサト	高城	指定管理	平成18年度	15
商工施設						7 施設
③	2077	未来創造ステーション	姫城	指定管理	平成29年度	4
④	2078	まちなか広場	姫城	指定管理	平成29年度	4
⑤	2079	まちなか交流センター	姫城	指定管理	平成29年度	4
⑥	2080	中央バス待合所	姫城	指定管理	平成29年度	4
⑦	802	チャレンジショップ及び活性化広場	姫城	指定管理	平成15年度	17
⑧	813	カンガエールプラザ	祝吉	指定管理	平成16年度	48
⑨	814	職業訓練センター	祝吉	指定管理	平成17年度	44
農林水産業施設						17 施設
⑩	718	都城市林業総合センター	姫城	指定管理	昭和62年度	33
⑪	820	公設地方卸売市場	小松原	指定管理	昭和55年度	39
⑫	2098	森田原地区加圧機場	志和池	直営	平成8年度	25
⑬	792	西岳共同育成牧場	西岳	民営(貸付)	昭和45年度	27
⑭	1304	西岳地区農業総合センター(旧西岳地区公民館)	西岳	直営	昭和46年度	50
⑮	801	農業伝承の家	中郷	指定管理	平成19年度	15
⑯	1377	山之口畜産総合センター	山之口	直営	昭和50年度	46
⑰	1379	木材加工センター	山之口	直営	平成13年度	20
⑱	1468	高城農村婦人の家	高城	直営	昭和59年度	36
⑲	1618	ふれあい農園	山田	指定管理	平成6年度	27
⑳	1636	増殖センター	山田	民営(貸付)	平成6年度	27
㉑	1643	婦人の家	山田	指定管理	昭和60年度	35
㉒	1805	複合経営促進施設	山田	民営(貸付)	平成11年度	22
㉓	1715	高崎大牟田農産加工センター	高崎	指定管理	平成6年度	27
㉔	1716	高崎農村活性化支援センター	高崎	直営	平成11年度	21
㉕	2059	高崎縄瀬地区活性化センター(肉・乳加工室)	高崎	直営	平成17年度	16
㉖	2060	高崎江平地区農村環境改善センター(農産加工調理)	高崎	指定管理	平成6年度	27
その他商業産業施設						3 施設
㉗	1635	食文化伝統伝承館	山田	指定管理	平成9年度	24
㉘	1641	伝統伝承館・観光トイレ	山田	指定管理	平成10年度	23
㉙	1649	駒発電所	山田	直営	昭和30年度	41

商業・産業施設の現況一覧



商業・産業施設の配置状況

- 道の駅山之口は、観光客や通勤客の休憩施設、地場製品の販売及び開発支援施設として利用されています。
- 高城竹楽のおサトは、陶芸体験施設です。時期によりオリジナル記念品（こどもの日、敬老の日等）を作製する等、地域との交流活動を行っています。
- 未来創造ステーション、まちなか広場、まちなか交流センターは、市民やグループ、企業で利用できる会議室、多目的室、イベント開催が可能な多目的広場として平成29年度に中心市街地中核施設「Mallmall」内に新設されました。
- チャレンジショップ及び活性化広場は、新規創業者の育成・支援のための施設で、新規開業する際に想定される様々なリスクと問題に対し、ハード・ソフト両面から支援し、商店街の活性化に繋がることが期待されるチャレンジ精神旺盛な新規店舗の出店を支援します。
- カンガエールプラザは、旧宮崎県立南部高等技術専門校の土地・建物について都城市が宮崎県から購入し、本市の産業の発展・振興のため、将来の産業界を担う子どもたちの発想力と創造力の育成を目的とした団体活動の支援を行う場となっています。

- ・ 都城市林業総合センターは林業者の研修集会や実技訓練、木材加工センターは、木材の有効活用のために設置されており、ともに林業の活性化を図るための施設です。
- ・ 公設地方卸売市場は、昭和 55 年度に市内に点在していた市場を整理統合した施設で、青果・水産・花きの3部門があります。
- ・ 西岳共同育成牧場は酪農家の乳用牛の育成の場として、山之口畜産総合センターと高崎農村活性化支援センターは和牛の品評会や登録検査、研修会場として利用されており、ともに畜産業振興を図るための施設です。
- ・ 西岳地区農業総合センターは、農業経営及び技術の改善を図るために昭和 46 年度に建設され、西岳地区公民館としても利用されていました。
- ・ 農業伝承の家は、農村文化の継承と住みよい地域環境づくりを目的に整備されました。
- ・ 高城農村婦人の家と婦人の家（山田町）は、農村婦人の生活改善や連帯感の高揚を目的に設置されました。現在は、主に味噌作りに利用されています。
- ・ ふれあい農園は、農業者以外の方に農作業体験をしてもらい、農業への理解を深めてもらう目的で設置しており、家庭菜園愛好者の方々に利用されています。
- ・ 増殖センターは、エビネランの育苗施設として取得され、その後、甘藷や花の苗を生産したり、いちご苗生産用に貸与する等様々に活用されてきました。
- ・ 複合経営促進施設は、ナスの溶液栽培を目的に、鉄骨フィルムハウスと農畜産物集出荷貯蔵施設が整備されました。
- ・ 高崎大牟田農産加工センターは、地域の農産物を加工し特産品として販売するために設置され、市内外の購買客に利用されています。
- ・ 食文化伝統伝承館は、特産品開発等を通じて食文化の向上を図ることを目的に設置されました。現在は、隣にある婦人の家と一体利用されています。
- ・ 伝統伝承館（山田工芸伝統伝承館）は、地域の工芸品の開発・育成を目的に設置されました。現在は、陶芸教室等を開催しています。
- ・ 駒発電所は、無電気地区への電力供給を可能にすることにより住民の生活水準の向上を図り、余剰電力を売電して財源にすることを目的に建設されました。

② 今後の方向性

- ・ 利用率の低い施設は利用促進を図りながら、適宜、点検や修繕を行い、長寿命化を図ります。また、社会環境の変化や時代のニーズを踏まえ、建物の用途転用や民間移譲、他の建物への移転等の可能性について検討します。

(7) 環境・衛生施設

① 保有状況の概要

No	コード	施設名称	地区	管理運営	開設年度	築年数
ごみ処理施設						6 施設
①	730	清掃工場((H27. 2から稼動停止)	祝吉	直営	昭和57年度	38
②	725	一般廃棄物最終処分場	志和池	委託	平成11年度	22
③	726	リサイクルプラザ	志和池	指定管理	平成17年度	16
④	1363	山之口町ごみ一時集積場	山之口	委託	平成13年度	24
⑤	1932	都城市クリーンセンター	山田	委託	平成26年度	6
⑥	728	高崎一般廃棄物最終処分場	高崎	委託	平成17年度	16
し尿処理場						1 施設
⑦	1082	清浄館	沖水	委託	平成6年度	27
その他環境衛生施設						5 施設
⑧	708	都城市斎場	姫城	直営	平成元年度	32
⑨	717	地下水観測井戸 第1号観測井	姫城	直営	昭和60年度	28
⑩	2009	地下水観測井戸 第3号観測井	祝吉	直営	昭和60年度	28
⑪	2008	地下水観測井戸 第2号観測井	横市	直営	昭和60年度	28
⑫	2010	地下水観測井戸 第4号観測井	沖水	直営	昭和60年度	28

環境・衛生施設の現況一覧



環境・衛生施設の配置状況

- ・ 都城市高崎一般廃棄物最終処分場は、旧北諸県 4 町（山之口町、高城町、山田町、高崎町）の処理施設として建設され、令和 2 年 6 月に埋立てを終了しました。
- ・ 一般廃棄物最終処分場は、平成 11 年 3 月竣工、4 月 1 日供用を開始しました。平成 25 年 9 月に第 1 期処分場の埋立てが終了し、10 月より第 2 期処分場の埋立てを開始しました。令和 2 年度より第 3 期処分場の建設を開始しています。
- ・ リサイクルプラザは、不燃ごみ及び資源ごみの破碎・圧縮・選別を行う中間処理施設です。再生品販売や体験工房等を通じ廃棄物の減量や資源の有効活用に関する啓発を行う「さいせい館」が併設されています。
- ・ 都城市クリーンセンターは平成 27 年 3 月から供用を開始しました。余熱利用として 4,990 kW/h の発電が可能です。
- ・ 清掃工場は、平成 27 年 3 月の都城市クリーンセンターの本格稼動に伴い、清掃工場の運転を終了し、県に廃止届を提出しました。
- ・ 山之口町ごみ一時集積場は、昭和 47 年 7 月に、山之口町危険物埋立場として設置されましたが、平成 12 年 3 月に閉鎖しました。平成 13 年 4 月 1 日より、資源ごみの一時集積場として利用しています。
- ・ し尿処理場には、清浄館があります。膜分離高負荷生物脱窒素処理方式を採用し、汚泥をコンポスト化し、肥料として再利用できるシステムを備えています。
- ・ 都城市斎場は、平成 2 年 3 月に新斎場として竣工しました。無煙・無臭化を図るとともに、周辺環境との調和にも配慮しています。
- ・ 地下水観測井戸では、地下水位の観測を行っています。

② 今後の方向性

- ・ 市民の生活基盤として必要な施設であり、建物だけでなく設備も含めて、計画的な修繕・改修を進め、適切に維持管理していきます。また、用途廃止した施設については跡地の利用方法について、まちづくりの観点も含めて検討します。

(8) 児童施設

① 保有状況の概要

No	コード	施設名称	地区	管理運営	開設年度	築年数
幼稚園						3 施設
①	1246	高城幼稚園	高城	直営	昭和51年度	47
②	1252	石山幼稚園	高城	直営	昭和48年度	34
③	1256	有水幼稚園	高城	直営	昭和49年度	23
保育所						13 施設
④	774	大王保育所(R2. 4から休止)	小松原	直営	昭和50年度	45
⑤	776	たかお保育所	五十市	直営	昭和56年度	39
⑥	780	志和池保育・児童館	志和池	直営	昭和53年度	42
⑦	778	夏尾保育所(H19. 4から休止)	西岳	直営	昭和54年度	42
⑧	781	雄児石保育・児童館(H23. 4から休止)	中郷	直営	昭和55年度	40
⑨	782	中郷保育所	中郷	直営	昭和55年度	41
⑩	2107	やまのくち保育所	山之口	直営	令和3年度	0
⑪	2051	富吉保育所(H11. 4から休止)	山之口	直営	昭和40年	53
⑫	1448	高城保育所	高城	直営	平成4年度	28
⑬	1454	有水保育所	高城	直営	平成7年度	25
⑭	1456	四家へき地保育所(H21. 4から休止)	高城	直営	昭和54年度	42
⑮	1587	山田中央保育所	山田	直営	平成13年度	19
⑯	1606	木之川内保育所(H30. 4から休止)	山田	直営	昭和62年度	33
児童館						13 施設
①	739	神柱児童センター	妻ヶ丘	指定管理	昭和54年度	42
②	746	鷹尾児童館	五十市	指定管理	昭和50年度	46
③	749	都原児童センター	横市	指定管理	平成16年度	17
④	755	太郎坊児童館	沖水	指定管理	昭和51年度	45
⑤	757	高木児童館	沖水	指定管理	昭和53年度	43
⑥	761	下水流児童館	志和池	指定管理	昭和55年度	41
⑦	769	梅北児童館	中郷	指定管理	昭和40年度	56
⑧	770	安久児童館	中郷	指定管理	昭和40年度	56
⑨	1446	桜木児童館	高城	直営	昭和41年度	55
⑩	1447	高城児童館	高城	指定管理	平成14年度	18
⑪	1452	石山児童館	高城	直営	昭和41年度	55
⑫	1610	山田谷頭児童館	山田	指定管理	平成13年度	20
⑬	1804	山田中央児童館	山田	直営	平成14年度	19
子育て支援センター						3 施設
⑭	2082	子育て世代活動支援センター	姫城	指定管理	平成29年度	4
⑮	1369	山之口地域子育て支援センター(富吉保育所)	山之口	委託	平成20年度	54
⑯	2052	山田地域子育て支援センター(山田中央保育所内)	山田	直営	平成14年度	19
放課後児童クラブ						4 施設
⑰	2067	祝吉小こどもクラブ	祝吉	直営	平成24年度	9
⑱	1845	沖水小児童クラブ第1室	沖水	委託	平成20年度	16
⑲	1748	すくすく第2児童クラブ	山之口	直営	平成17年度	33
⑳	1846	木之川内小放課後児童クラブ	山田	直営	平成18年度	9

児童施設の現況一覧

【幼稚園・保育所】



児童施設の配置状況①

【児童館・子育て支援センター・放課後児童クラブ】



児童施設の配置状況②

- ・ 幼稚園は3施設で、5歳児のみを対象としています。
- ・ 保育所は12施設あります。令和3年に山之口中央保育所、山之口ふもと保育所、山之口乳児保育所を集約化し、やまのくち保育所を新設しました。大王保育所、夏尾保育所、雄児石保育・児童館、四家へき地保育所、木之川内保育所は現在休止しています。
- ・ 児童館は13施設あります。各地域で、子ども達に健全な遊びを与え、その遊びを通して子どもの自主性や創造性を育み、より良い人間関係の形成に努めるための事業を行っています。
- ・ 子育て支援センターは、平成29年度に中心市街地中核施設「Mallmall」内に新設された子育て世代活動支援センター、山之口地域子育て支援センター（富吉保育所）、山田地域子育て支援センター（山田中央保育所内）の3施設あります。子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行っています。
- ・ 放課後児童クラブは12施設あります。施設については、学校の教室を活用しているものと学校敷地内に別棟で建てられているもの、敷地外の学校近隣に独立して建てられているものがあります。

② 今後の方向性

- ・ 計画的な修繕・改修を進め、適切に維持管理していきます。また、人口構成の変化や交通アクセス、立地場所、環境、ニーズの多様化も踏まえながら複合化や集約化、既存施設の活用、民間活力の導入等、施設の在り方について検討します。

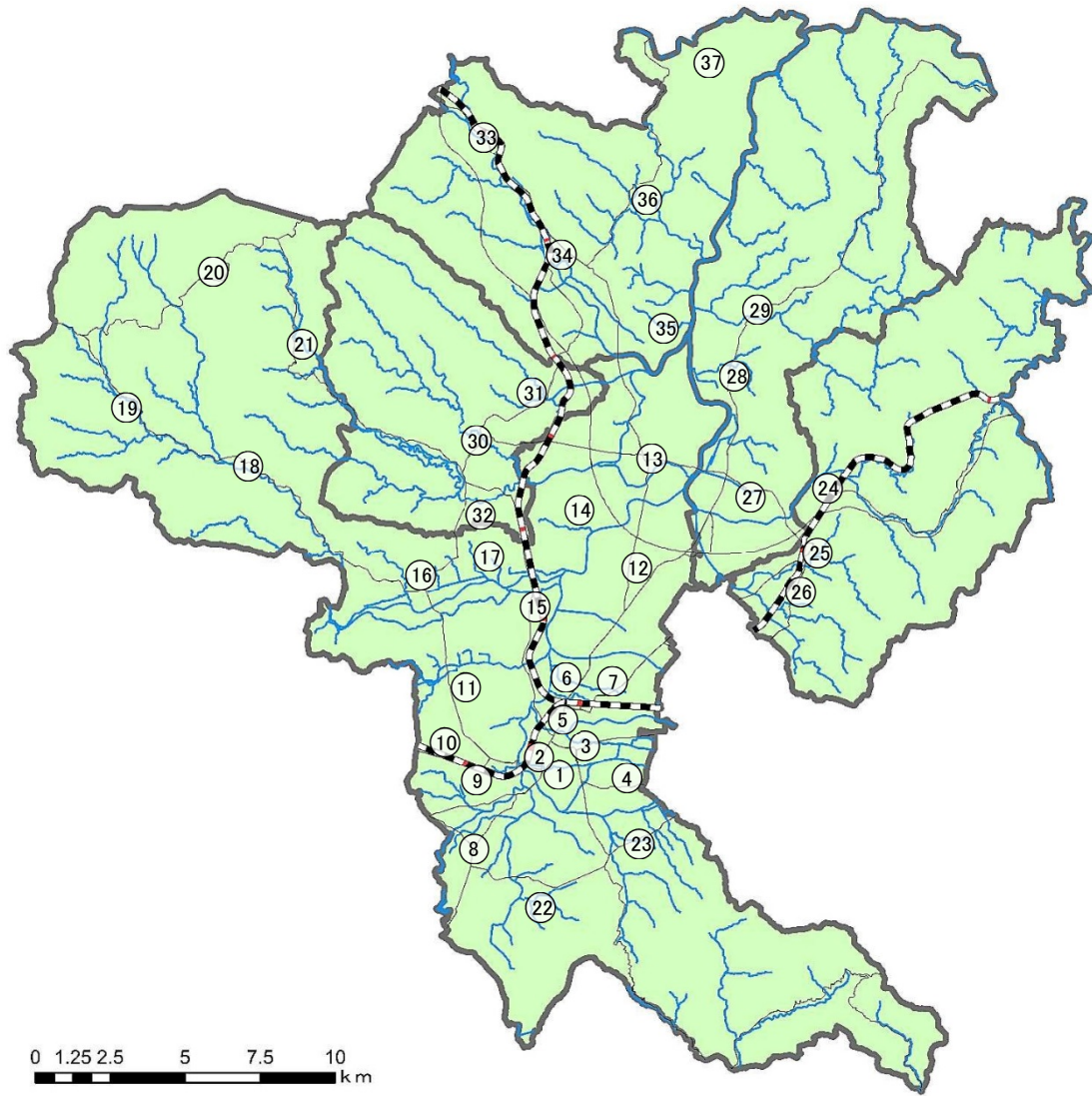
(9) 学校・教育施設

① 保有状況の概要

No	コード	施設名称	地区	管理運営	開設年度	築年数
小学校						37 施設
①	1085	南小学校	姫城	直営	昭和3年度	44
②	1087	明道小学校	姫城	直営	明治5年度	34
③	1088	東小学校	妻ヶ丘	直営	大正9年度	30
④	1089	上長飯小学校	妻ヶ丘	直営	明治6年度	29
⑤	1091	大王小学校	小松原	直営	大正4年度	38
⑥	1101	川東小学校	祝吉	直営	昭和57年度	37
⑦	1102	祝吉小学校	祝吉	直営	明治9年度	34
⑧	1093	今町小学校	五十市	直営	明治7年度	36
⑨	1095	五十市小学校	五十市	直営	明治5年度	33
⑩	1099	明和小学校	五十市	直営	平成4年度	29
⑪	1096	西小学校	横市	直営	明治6年度	26
⑫	1120	沖水小学校	沖水	直営	明治5年度	30
⑬	1122	志和池小学校	志和池	直営	明治5年度	34
⑭	1124	丸野小学校	志和池	直営	明治40年度	35
⑮	1103	乙房小学校	庄内	直営	明治6年度	34
⑯	1104	庄内小学校	庄内	直営	明治2年度	34
⑰	1106	菓子野小学校	庄内	直営	昭和25年度	36
⑱	1107	西岳小学校	西岳	直営	明治6年度	32
⑲	1111	吉之元小学校	西岳	直営	明治6年度	42
⑳	1113	御池小学校	西岳	直営	昭和30年度	34
㉑	1116	夏尾小学校	西岳	直営	明治6年度	42
㉒	1126	梅北小学校	中郷	直営	明治5年度	26
㉓	1127	安久小学校	中郷	直営	明治6年度	25
㉔	1129	麓小学校	山之口	直営	昭和28年度	36
㉕	1131	山之口小学校	山之口	直営	明治7年度	33
㉖	1135	富吉小学校	山之口	直営	昭和28年度	35
㉗	1137	高城小学校	高城	直営	明治元年度	41
㉘	1139	石山小学校	高城	直営	明治7年度	39
㉙	1140	有水小学校	高城	直営	明治8年度	41
㉚	1149	山田小学校	山田	直営	明治7年度	43
㉛	1151	木之川内小学校	山田	直営	昭和11年度	35
㉜	1152	中霧島小学校	山田	直営	昭和9年度	37
㉝	1153	高崎麓小学校	高崎	直営	明治5年度	21
㉞	1155	高崎小学校	高崎	直営	明治7年度	38
㉟	1158	縄瀬小学校	高崎	直営	明治6年度	34
㊱	1160	江平小学校	高崎	直営	明治6年度	38
㊲	1164	笛水小学校	高崎	直営	明治6年度	40
中学校						18 施設
①	1086	姫城中学校	姫城	直営	昭和22年度	40
②	1097	妻ヶ丘中学校	妻ヶ丘	直営	昭和22年度	31
③	1090	小松原中学校	小松原	直営	昭和22年度	40
④	1092	祝吉中学校	祝吉	直営	昭和22年度	39
⑤	1098	五十市中学校	五十市	直営	昭和22年度	22
⑥	1100	西中学校	横市	直営	昭和62年度	33
⑦	1121	沖水中学校	沖水	直営	昭和22年度	31
⑧	1123	志和池中学校	志和池	直営	昭和22年度	26
⑨	1105	庄内中学校	庄内	直営	昭和22年度	33
⑩	1109	西岳中学校	西岳	直営	昭和22年度	27
⑪	1118	夏尾中学校	西岳	直営	昭和22年度	25
⑫	1125	中郷中学校	中郷	直営	昭和22年度	29
⑬	1134	山之口中学校	山之口	直営	昭和22年度	44
⑭	1138	高城中学校	高城	直営	昭和22年度	45
⑮	1142	有水中学校	高城	直営	昭和22年度	43
⑯	1150	山田中学校	山田	直営	昭和22年度	43
⑰	1094	高崎中学校	高崎	直営	昭和22年度	43
⑱	1167	笛水中学校	高崎	直営	昭和22年度	23
給食施設						5 施設
①	1217	都城市都城学校給食センター	横市	直営	昭和47年度	13
②	1219	都城市山之口学校給食センター	山之口	直営	昭和50年度	23
③	1220	都城市高城学校給食センター	高城	直営	昭和45年度	24
④	1221	都城市山田学校給食センター	山田	直営	昭和44年度	20
⑤	1222	都城市高崎学校給食センター	高崎	直営	昭和42年度	23

学校・教育施設の現況一覧

【小学校】



学校・教育施設の配置状況①

【中学校】



学校・教育施設の配置状況②

【給食施設】



学校・教育施設の配置状況③

- 給食施設は、小学校、中学校及び幼稚園に給食を提供しています。一部の給食センターには、食育の観点から見学コース、研修室、会議室、調理実習室等の研修施設も整備されています。

② 今後の方向性

- 学校施設については、老朽化が進んでいる施設も多く、安全・安心な教育環境の確保のため、引き続き、施設及び各種設備の劣化状況により適時適切な施設改修を実施します。平成27年度末時点で、構造体の耐震化は完了していますが、天井板・照明器具の落下防止・家具の転倒防止等の非構造部材の耐震化を進めていくとともに、「都城市公立学校等施設整備計画」に基づき、施設の長寿命化、教育環境の質的向上を図る整備を実施していきます。また、平成30年3月に策定した「都城市小中学校適正配置方針」に基づき、学校の統廃合及び休校は、保護者や地域住民からの発意があった際に、保護者や地域住民の意向を尊重しながら検討を進めることとします。また、放課後児童クラブや集会施設等の他用途との複合化・多機能化の可能性についても検討します。

- ・ 給食施設については、学校給食センターごとに施設や設備等の適切な修繕や計画的な更新を行い長寿命化を図ります。

(10) 住宅施設

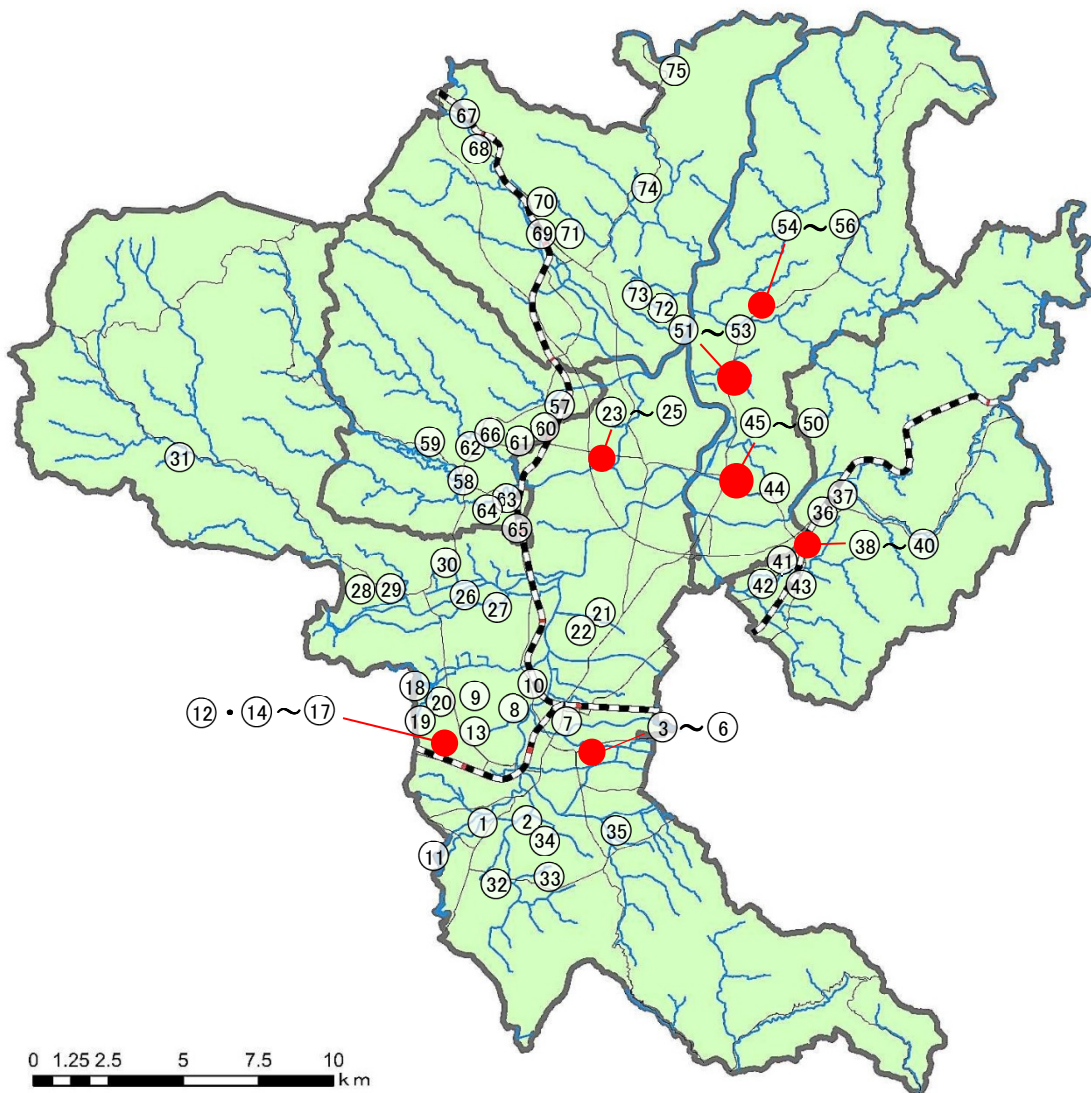
① 保有状況の概要

No	コード	施設名称	地区	管理運営	開設年度	築年数
市営住宅						75 施設
①	1036	下長飯団地	姫城	直営	昭和42年度	50
②	1037	岩淵団地	姫城	直営	昭和37年度	57
③	1028	小鷹原団地	妻ヶ丘	直営	平成元年度	31
④	1030	一万城出口団地	妻ヶ丘	直営	昭和52年度	43
⑤	1031	一万城団地	妻ヶ丘	直営	平成8年度	19
⑥	1034	一万城東部団地	妻ヶ丘	直営	昭和63年度	32
⑦	1035	菖蒲原団地	妻ヶ丘	直営	平成2年度	30
⑧	1027	平江団地	小松原	直営	昭和47年度	48
⑨	1038	志比田団地	小松原	直営	平成3年度	29
⑩	1057	西之前団地	祝吉	直営	昭和59年度	35
⑪	1040	今町団地	五十市	直営	昭和55年度	41
⑫	1042	南鷹尾団地	五十市	直営	平成元年度	31
⑬	1046	宮丸西団地	五十市	直営	昭和55年度	39
⑭	1048	内堀東団地	五十市	直営	平成7年度	25
⑮	1049	川崎団地	五十市	直営	昭和50年度	45
⑯	1050	内堀団地	五十市	直営	平成5年度	27
⑰	1052	北鷹尾団地	五十市	直営	平成4年度	28
⑱	1043	加治屋団地	横浜市	直営	昭和42年度	53
⑲	1044	藁原団地	横浜市	直営	平成13年度	18
⑳	1055	都原団地	横浜市	直営	昭和45年度	45
㉑	1066	沖水団地	沖水	直営	平成7年度	25
㉒	1067	都北団地	沖水	直営	昭和47年度	44
㉓	1069	志和池団地	志和池	直営	昭和62年度	32
㉔	1070	上水流団地	志和池	直営	昭和56年度	39
㉕	1071	中道団地	志和池	直営	平成11年度	20
㉖	1058	乙房あざめ団地	庄内	直営	昭和63年度	32
㉗	1059	乙房団地	庄内	直営	昭和42年度	53
㉘	1060	神田団地	庄内	直営	昭和51年度	43
㉙	1061	町区団地	庄内	直営	昭和40年度	55
㉚	1062	菓子野団地	庄内	直営	平成2年度	30
㉛	1063	西岳団地	西岳	直営	昭和59年度	36
㉜	1073	梅北団地	中郷	直営	昭和63年度	32
㉝	1074	王子原団地	中郷	直営	平成24年度	9
㉞	1075	藤田団地	中郷	直営	昭和37年度	56
㉟	1076	豊満団地	中郷	直営	平成8年度	24
㊱	1386	丸岡団地	山之口	直営	昭和53年度	33
㊲	1390	麓A団地	山之口	直営	昭和53年度	42
㊳	1391	花木第1団地	山之口	直営	平成5年度	26
㊴	1393	花木第3団地	山之口	直営	昭和42年度	1
㊵	1395	花木第4団地	山之口	直営	昭和48年度	46
㊶	1399	飯起団地	山之口	直営	昭和54年度	39
㊷	1401	下富吉団地	山之口	直営	平成元年度	31
㊸	1403	富吉団地	山之口	直営	昭和51年度	40
㊹	1469	春日団地	高城	直営	昭和47年度	48
㊺	1474	第1軍神原団地	高城	直営	昭和42年度	52
㊻	1475	第1鳥井前団地	高城	直営	昭和36年度	49
㊼	1476	第2軍神原団地	高城	直営	昭和51年度	42
㊽	1477	第2鳥井前団地	高城	直営	昭和41年度	54
㊾	1478	第3鳥井前団地	高城	直営	昭和49年度	45
㊿	1479	和田団地	高城	直営	昭和30年度	65
51	1482	石山団地 1	高城	直営	昭和30年度	60
52	1483	石山団地 2	高城	直営	昭和57年度	35
53	1484	第2石山団地	高城	直営	平成4年度	28
54	1485	宮平団地	高城	直営	昭和50年度	44
55	1487	第2有水団地	高城	直営	昭和36年度	59
56	1488	田尾上団地	高城	直営	昭和55年度	38
57	1650	瀬茅団地	山田	直営	平成5年度	28
58	1652	大古川団地	山田	直営	平成6年度	27
59	1653	浜之段団地	山田	直営	平成6年度	27
60	1654	万ヶ塚第1団地	山田	直営	昭和58年度	38
61	1655	万ヶ塚第2団地	山田	直営	昭和44年度	49
62	1656	脇之馬場団地	山田	直営	平成4年度	29
63	1659	谷頭5班第1団地	山田	直営	昭和41年度	55
64	1660	谷頭5班第2団地	山田	直営	昭和45年度	46
65	1661	谷頭駅前ふれあい団地	山田	直営	昭和62年度	34
66	1749	西楯第2団地	山田	直営	昭和52年度	40
67	1722	前田団地1	高崎	直営	昭和28年度	68
68	1723	前田団地2	高崎	直営	昭和53年度	43

⑥9	1726	高崎新田駅前団地	高崎	直営	平成13年度	19
⑦0	1728	上新田団地	高崎	直営	昭和54年度	42
⑦1	1730	高崎中央団地	高崎	直営	平成5年度	26
⑦2	1735	三和団地	高崎	直営	昭和52年度	44
⑦3	1737	縄瀬原団地	高崎	直営	昭和50年度	45
⑦4	1739	江平宮王団地	高崎	直営	昭和56年度	39
⑦5	1742	椎屋団地	高崎	直営	昭和59年度	37
教職員住宅						9 施設
①	1110	西岳中教職員住宅	西岳	直営	昭和59年度	36
②	1112	吉之元小教職員住宅	西岳	直営	昭和51年度	44
③	1114	御池小教職員住宅	西岳	直営	昭和63年度	32
④	1115	夏尾小・中教職員住宅	西岳	直営	昭和59年度	36
⑤	1117	夏尾小教職員住宅	西岳	直営	昭和50年度	45
⑥	1154	高崎麓小教職員住宅	高崎	直営	平成元年度	31
⑦	1156	高崎小教職員住宅	高崎	直営	平成7年度	25
⑧	1161	江平小教職員住宅	高崎	直営	平成8年度	24
⑨	1162	椎屋第1教職員住宅	高崎	直営	平成4年度	29
その他住宅施設						4 施設
①	1029	一万城アイリス団地	妻ヶ丘	直営	平成12年度	20
②	1489	四家特定住宅	高城	直営	平成7年度	21
③	1731	特定公共賃貸住宅高崎中央	高崎	直営	平成6年度	26
④	1743	椎屋特定団地	高崎	直営	昭和59年度	36

住宅施設の現況一覧

【市営住宅】



住宅施設の配置状況①

【教職員住宅】



住宅施設の配置状況②

【その他住宅施設】



住宅施設の配置状況③

- ・ 教職員住宅には、市営住宅と同一敷地内に設置されている住宅もあります。
- ・ 山村定住住宅団地は、山村地域における定住を促進し地域の活性化につなげるために建設された賃貸住宅です。
- ・ 一万城アイリス団地と特定公共賃貸住宅高崎中央は、中堅所得者等を対象とした居住環境が良好な賃貸住宅です。

② 今後の方向性

- ・ 適宜、点検や修繕を行い、長寿命化を図ります。また、社会環境の変化等を考慮し、適正な施設数及び延床面積を目指します。設置目的と社会環境の変化を照らし合わせ、必要性が乏しくなった際には、用途転用や売却等を検討します。
- ・ 市営住宅については、いわゆる「セーフティネット」としての役割も担っていることから、必要な施設については、都城市公営住宅等長寿命化計画に従って、適切に維持管理を進めます。

(11) 公園施設

① 保有状況の概要

No	コード	施設名称	地区	管理運営	開設年度	築年数
総合・大型公園						25 施設
①	887	川の駅公園	姫城	委託	明治38年度	20
②	833	神柱公園	小松原	直営	平成17年度	22
③	880	早水公園	祝吉	直営	昭和31年度	32
④	804	母智丘関之尾公園	横市	指定管理	昭和53年度	24
⑤	806	関之尾公園	庄内	指定管理	昭和53年度	37
⑥	808	北前公園	庄内	直営	平成12年度	12
⑦	810	サンバ広場	中郷	委託	平成20年度	11
⑧	811	金御岳公園	中郷	指定管理	昭和46年度	27
⑨	1382	山之口あじさい公園	山之口	直営	平成6年度	28
⑩	1385	榎安森林公園	山之口	直営	昭和59年度	26
⑪	1996	青井岳会館	山之口	指定管理	平成2年度	31
⑫	1997	滝水亭	山之口	指定管理	平成元年度	32
⑬	1998	青井岳キャンプ場	山之口	指定管理	昭和63年度	31
⑭	1999	青井岳自然公園	山之口	指定管理	昭和44年度	26
⑮	1480	観音池公園	高城	指定管理	昭和63年度	22
⑯	1619	一堂ヶ丘公園	山田	指定管理	平成2年度	22
⑰	1622	かかしの里 パークゴルフ場用地	山田	指定管理	平成14年度	17
⑱	1628	一堂ヶ丘公園 流れるプール	山田	指定管理	平成7年度	26
⑲	1631	稲妻郷土の森	山田	指定管理	平成5年度	28
⑳	1632	稲妻郷土の森遊砂池	山田	直営	平成3年度	22
㉑	1709	高崎総合公園たちばな天文台	高崎	指定管理	平成3年度	30
㉒	1710	高崎総合公園たちばな北斗ハウス	高崎	指定管理	平成4年度	29
㉓	1711	高崎総合公園パークゴルフ場	高崎	指定管理	平成11年度	19
㉔	1717	木場城公園	高崎	直営	平成8年度	31
㉕	1727	高崎総合公園	高崎	直営	平成7年度	22

公園施設の現況一覧



公園施設の配置状況

- 公園施設として、総合・大型公園が25施設あります。建物としては、トイレや倉庫のほか、天文台やキャンプ用のバンガロー等があります。

② 今後の方向性

- 適宜、点検や修繕を行い、長寿命化を図ります。また、観光拠点としての役割も視野に入れ、広域的な集客方策等も検討し、利用者・来場者数の増加のための工夫をしていきます。利用者ニーズに合致しなくなり、今後の利用が見込めない施設については、用途転用や民間移譲等の可能性について検討します。

(12) 駐車・駐輪施設

① 保有状況の概要

No	コード	施設名称	地区	管理運営	開設年度	築年数
駐車場						2 施設
①	818	中央地区立体自動車駐車場	姫城	指定管理	平成17年度	16
②	1987	中心市街地中核施設附帯駐車場	姫城	指定管理	平成28年度	19

駐車・駐輪施設の現況一覧



駐車・駐輪施設の配置状況

- ・ 中央地区立体自動車駐車場は、近隣の大型商業施設等の集客を支える基盤施設として整備されました。
- ・ 中心市街地中核施設附帯駐車場は、平成 29 年度に開設した中心市街地中核施設「Mallmall」の利用者駐車場として整備されました。

② 今後の方向性

- ・ 個別に策定された長期修繕計画に基づいて、適切に維持管理していきます。近年は中心市街地中核施設「Mallmall」の開設等により利用者が増加しており、今後の市街地整備と併せて有効活用を図ります。

(13) 防災施設

① 保有状況の概要

No	コード	施設名称	地区	管理運営	開設年度	築年数
防災施設						14 施設
①	1015	姫城水防倉庫	姫城	直営	平成12年度	20
②	1017	西町排水ポンプ場	姫城	直営	平成5年度	27
③	1021	横市水防倉庫	横市	直営	平成5年度	27
④	1023	沖水水防倉庫	沖水	直営	昭和57年度	38
⑤	1995	都北町別館倉庫	沖水	直営	平成23年度	23
⑥	2115	志和池水防倉庫	志和池	直営	昭和38年度	2
⑦	1022	庄内水防倉庫	庄内	直営	昭和35年度	61
⑧	466	板川内防災無線中継局	西岳	直営	平成9年度	23
⑨	1933	西岳地区体育館防災備蓄庫	西岳	直営	平成24年度	8
⑩	1934	夏尾小学校防災備蓄庫	西岳	直営	平成24年度	8
⑪	670	鶯ヶ岡防災無線中継局	中郷	直営	平成9年度	23
⑫	1935	山田防災備蓄庫	山田	直営	平成24年度	8
⑬	1679	防災無線設備天文台中継局舎	高崎	直営	平成4年度	28
⑭	1687	高崎水防倉庫	高崎	直営	平成3年度	30

防災施設の現況一覧



防災施設の配置状況

- ・ 水防倉庫では、水防資機材の整備、保管を行っています。
- ・ 防災備蓄庫は発電機や避難所用品、救助用資機材の保管を行っています。小学校や福祉センターと隣接して設置されています。
- ・ 西町排水ポンプ場は、豪雨時に旧志布志線アンダーパス部の道路冠水を防止するために、雨水を強制排水するための施設です。
- ・ 板川内防災無線中継局は、都城市地域防災行政無線の整備の一環として整備されましたが、廃局に伴い休止しています。将来、再び無線中継局として使用する可能性もあるため、当分の間、普通財産として保有します。

② 今後の方向性

- ・ 風水害、地震災害及び火山災害等に対応するための施設として必要であり、計画的な修繕・改修を進め適切に維持管理していきます。また、他の建物の空きスペース活用の可能性等、新築や建替え以外の整備方法についても検討します。

(14) 消防施設

① 保有状況の概要

No	コード	施設名称	地区	管理運営	開設年度	築年数
消防庁舎						4 施設
①	1744	消防局 南消防署	妻ヶ丘	直営	昭和57年度	35
②	1745	南消防署鷹尾分署	五十市	直営	昭和62年度	33
③	2018	北消防署	沖水	直営	平成29年度	4
④	1979	北消防署高崎分署	高崎	直営	平成25年度	7
消防団詰所兼格納庫						89 施設
①	159	第9部詰所	姫城	直営	昭和53年度	39
②	1903	第8部詰所(新)	姫城	直営	平成25年度	8
③	165	第5部詰所	妻ヶ丘	直営	昭和63年度	46
④	187	第7部詰所	妻ヶ丘	直営	昭和56年度	41
⑤	307	第6部詰所	妻ヶ丘	直営	昭和60年度	42
⑥	200	第12部詰所	小松原	直営	昭和48年度	47
⑦	203	第10部詰所	小松原	直営	昭和60年度	33
⑧	204	第11部詰所	小松原	直営	昭和60年度	37
⑨	217	第13部詰所	小松原	直営	昭和56年度	47
⑩	356	第14部詰所	祝吉	直営	平成21年度	11
⑪	374	第15部詰所	祝吉	直営	平成5年度	27
⑫	225	第1部詰所	五十市	直営	昭和57年度	44
⑬	246	第3部詰所	五十市	直営	平成13年度	19
⑭	253	第2部詰所	五十市	直営	平成12年度	21
⑮	265	第4部詰所	横市	直営	平成10年度	22
⑯	513	第16部詰所	沖水	直営	昭和63年度	42
⑰	520	第17部詰所	沖水	直営	昭和58年度	41
⑱	527	第18部詰所	沖水	直営	昭和56年度	40
⑲	567	第21部詰所	志和池	直営	平成2年度	28
⑳	580	第22部詰所	志和池	直営	昭和59年度	46
㉑	587	第23部詰所	志和池	直営	昭和52年度	40
㉒	611	第19部詰所	志和池	直営	昭和60年度	33
㉓	2123	第20部詰所	志和池	直営	令和元年度	2
㉔	388	第24部詰所	庄内	直営	昭和63年度	32
㉕	389	第25部詰所	庄内	直営	昭和61年度	41
㉖	412	第26部詰所	庄内	直営	昭和61年度	40
㉗	413	第27部詰所	庄内	直営	昭和63年度	43
㉘	420	旧第28部詰所	庄内	直営	平成元年度	44
㉙	421	第29部詰所	庄内	直営	昭和58年度	34
㉚	422	第30部詰所	庄内	直営	昭和63年度	45
㉛	437	第31部詰所	庄内	直営	昭和60年度	46
㉜	438	第32部詰所	庄内	直営	昭和59年度	46
㉝	439	第33部詰所	庄内	直営	昭和58年度	37
㉞	2039	第28部詰所	庄内	直営	平成29年度	4
㉟	451	第34部詰所 機庫	西岳	直営	昭和45年度	47
㊱	465	第35部旧詰所機庫	西岳	直営	昭和45年度	46
㊲	479	第36部詰所	西岳	直営	昭和63年度	32
㊳	480	第37部詰所	西岳	直営	昭和56年度	39
㊴	499	第38部詰所	西岳	直営	平成11年度	21
㊵	500	第39部詰所 機庫	西岳	直営	昭和62年度	44
㊶	1994	第35部車庫兼詰所	西岳	直営	平成26年度	6
㊷	2104	第34部車庫兼詰所	西岳	直営	平成30年度	3
㊸	624	第41部詰所	中郷	直営	昭和52年度	44
㊹	625	第43部詰所	中郷	直営	昭和56年度	36
㊺	626	第45部詰所	中郷	直営	昭和57年度	35
㊻	627	第47部詰所	中郷	直営	昭和56年度	37
㊼	667	第40部詰所(安久)	中郷	直営	昭和50年度	46
㊽	668	第42部詰所	中郷	直営	昭和56年度	36
㊾	669	第44部詰所	中郷	直営	昭和56年度	40
㊿	692	第46部詰所	中郷	直営	平成8年度	24
①	2038	第40部詰所(藤田)	中郷	直営	平成15年度	34
②	1319	山之口消防団旧第5部詰所	山之口	直営	昭和55年度	41
③	1321	山之口消防団第1部詰所	山之口	直営	平成17年度	15
④	1323	山之口消防団第6部詰所	山之口	直営	昭和55年度	41
⑤	1341	山之口消防団第2部詰所	山之口	直営	平成5年度	27
⑥	1361	山之口消防団第3部詰所	山之口	直営	平成16年度	16
⑦	1362	山之口消防団第4部詰所	山之口	直営	平成21年度	21
⑧	1984	山之口方面隊拠点施設	山之口	直営	平成27年度	6
⑨	1409	大井手地区消防団拠点施設	高城	直営	平成12年度	20
⑩	1410	第1部消防格納庫・宝光詰所	高城	直営	平成4年度	28
⑪	1411	桜木地区消防団拠点施設	高城	直営	平成13年度	19
⑫	1412	第2部消防格納庫・横手詰所	高城	直営	平成14年度	18
⑬	1418	高城消防団本部(高城総合支所庁舎内)	高城	直営	昭和56年度	39
⑭	1423	穂満坊地区消防団拠点施設	高城	直営	平成15年度	17

65	1426	石山地区コミュニティ消防センター	高城	直営	平成11年度	21
66	1427	第5部消防格納庫・香禪寺詰所	高城	直営	平成元年度	20
67	1428	第5部消防格納庫・新地詰所	高城	直営	平成17年度	15
68	1429	第5部消防格納庫・片前詰所	高城	直営	平成17年度	15
69	1431	有水地区コミュニティ消防センター	高城	直営	平成10年度	22
70	1438	四家地区消防団拠点施設	高城	直営	平成14年度	18
71	1512	消防団山田方面隊消防会館	山田	直営	昭和62年度	33
72	1513	消防団山田方面隊第1部第1班詰所	山田	直営	平成13年度	19
73	1514	消防団山田方面隊第1部第2班詰所	山田	直営	平成15年度	17
74	1515	消防団山田方面隊第2部第1班詰所	山田	直営	平成4年度	28
75	1516	消防団山田方面隊第2部第2班詰所	山田	直営	平成11年度	21
76	1517	消防団山田方面隊第3部第1班詰所	山田	直営	昭和55年度	40
77	1518	消防団山田方面隊第3部第2班詰所	山田	直営	平成12年度	20
78	1519	消防団山田方面隊本部第2班詰所	山田	直営	昭和49年度	46
79	1572	消防団山田方面隊第3部第3班詰所	山田	直営	昭和48年度	47
80	1573	消防団山田方面隊第4部第1班詰所	山田	直営	昭和49年度	46
81	1574	消防団山田方面隊第4部第2班詰所	山田	直営	昭和54年度	41
82	1575	消防団山田方面隊第4部第3班詰所	山田	直営	平成2年度	30
83	1576	消防団山田方面隊第4部第4班詰所	山田	直営	平成12年度	20
84	1664	前田地区コミュニティ消防センター	高崎	直営	平成4年度	29
85	1671	高崎消防防災会館	高崎	直営	平成8年度	25
86	1681	東霧島地区コミュニティ消防センター	高崎	直営	平成3年度	29
87	1686	縄瀬地区コミュニティ消防センター	高崎	直営	平成3年度	29
88	1688	江平地区コミュニティ消防センター	高崎	直営	平成6年度	26
89	1692	笛水地区コミュニティ消防センター	高崎	直営	平成元年度	31
消防格納庫						13 施設
①	1424	消防水防倉庫(石山片前)	高城	直営	平成10年度	22
②	1434	第6部消防格納庫(岩屋野)	高城	直営	平成17年度	15
③	1435	第6部消防格納庫(雁寺)	高城	直営	平成17年度	15
④	1436	第6部消防格納庫(星原)	高城	直営	平成4年度	28
⑤	1439	第7部消防格納庫(雀ヶ野)	高城	直営	平成6年度	27
⑥	1440	第7部消防格納庫(大開)	高城	直営	平成17年度	15
⑦	1441	第6部消防格納庫(西久保)	高城	直営	平成13年度	19
⑧	1666	迫間消防倉庫	高崎	直営	昭和40年度	55
⑨	1680	東霧島消防倉庫	高崎	直営	昭和40年度	55
⑩	1682	三和消防倉庫	高崎	直営	昭和50年度	46
⑪	1684	蔵元消防倉庫	高崎	直営	昭和50年度	46
⑫	1690	竹元消防倉庫	高崎	直営	昭和40年度	56
⑬	1691	笛ヶ水消防倉庫	高崎	直営	昭和40年度	56

消防施設の現況一覧

【消防庁舎】



消防施設の配置状況①

【消防団詰所兼格納庫】



消防施設の配置状況②

【消防格納庫】



消防施設の配置状況③

- ・ 消防庁舎には、消防署2署（消防局南消防署と北消防署）と2分署（南消防署鷹尾分署と北消防署高崎分署）があります。
- ・ 消防団詰所兼格納庫は、消防団の拠点として、各地域に整備されています。
- ・ 消防格納庫は、消防倉庫7か所、消防格納庫6か所があります。

② 今後の方向性

- ・ 事故や災害等の緊急時に対応するための施設として必要であり、計画的な修繕・改修を進め適切に維持管理していきます。
- ・ 消防団詰所や格納庫については、都城市消防団施設等整備計画に基づいて検討します。

(15) その他施設

① 保有状況の概要

No	コード	施設名称	地区	管理運営	開設年度	築年数
その他施設						13 施設
①	52	旧九州農政局(シルバー人材センター貸付地)	姫城	民営(貸付)	平成9年度	50
②	44	旧菖蒲原保育所	妻ヶ丘	民営(貸付)	昭和63年度	46
③	1081	旧都城市衛生センター	小松原	直営	平成6年度	46
④	2	南九州大学都城キャンパス	祝吉	民営(貸付)	平成16年度	29
⑤	121	旧庄内郵便局舎(庄内土地改良区事務所)	庄内	民営(貸付)	昭和63年度	53
⑥	124	高野市有地(旧都城地区農業共済組合事務所)	西岳	民営(貸付)	平成29年度	41
⑦	1315	旧青井岳小学校	山之口	直営	昭和43年度	53
⑧	1143	旧四家小学校	高城	民営(貸付)	昭和54年度	35
⑨	1147	旧四家中学校	高城	民営(貸付)	昭和60年度	40
⑩	1415	旧第4部格納庫・詰所	高城	民営(貸付)	平成3年度	30
⑪	1432	旧田辺小学校	高城	直営	昭和24年度	72
⑫	1663	割付消防倉庫	高崎	民営(貸付)	昭和50年度	46
⑬	2128	都城北高速バス乗り場トイレ	沖水	直営	令和2年度	0
墓地管理棟						7 施設
①	709	都城市南墓地	姫城	直営	大正13年度	43
②	705	都城市上長飯霊地公園	妻ヶ丘	直営	平成19年度	14
③	706	都城市東墓地	妻ヶ丘	直営	大正12年度	43
④	704	都城市北墓地	小松原	直営	大正12年度	35
⑤	716	都城市川東墓地	祝吉	直営	昭和42年度	34
⑥	712	都城市西新墓地	五十市	直営	平成9年度	23
⑦	713	都城市西墓地	五十市	直営	大正13年度	43
倉庫						21 施設
①	5	石蔵倉庫	姫城	直営	大正2年度	108
②	1016	姫城倉庫	姫城	直営	平成16年度	15
③	1084	早鈴倉庫	姫城	直営	平成7年度	26
④	1206	埋蔵文化財倉庫	姫城	直営	平成8年度	25
⑤	1295	旧都城市立図書館	姫城	直営	昭和46年度	49
⑥	1309	選管プレハブ倉庫	姫城	直営	平成8年度	25
⑦	73	年見町東倉庫①②	祝吉	直営	平成22年度	27
⑧	304	年見西倉庫	祝吉	直営	平成17年度	56
⑨	751	旧隔離病舎管理人宿舎(こども発達センターきらきら)	祝吉	直営	昭和56年度	40
⑩	62	今町倉庫	五十市	直営	平成27年度	33
⑪	747	旧母子生活支援施設	五十市	直営	平成25年度	45
⑫	143	安久家畜防疫用資材倉庫	中郷	直営	平成23年度	39
⑬	1026	梅北資材置場	中郷	直営	昭和47年度	48
⑭	783	豊満保育所(H8.4から休止)	中郷	直営	昭和57年度	38
⑮	1229	旧都城市立山之口幼稚園	山之口	直営	平成24年度	48
⑯	1397	道路維持資材倉庫	山之口	直営	平成3年度	29
⑰	1244	旧高城地区公民館	高城	直営	平成26年度	50
⑱	1929	高城家畜防疫用資材倉庫	高城	直営	平成23年度	28
⑲	1511	書庫センター	山田	直営	平成14年度	51
⑳	1696	ストックヤード(倉庫)	高崎	直営	平成17年度	16
㉑	1928	(旧)農業機械センター	高崎	直営	昭和17年度	55

その他施設の現況一覧

【その他施設】



その他施設の配置状況①

【墓地管理棟】



その他施設の配置状況②

【倉庫】



その他施設の配置状況③

- その他施設として、墓地管理棟が7施設、倉庫が21施設、その他施設が13施設あります。
- 倉庫は資機材置場や書庫、選挙資材倉庫として利用されています。既存建物を転用したものもあります。
- その他施設は、設置当初の目的を終了し、現在は他の目的で事業者等に貸し付けている施設（貸付予定施設も含む）です。

② 今後の方向性

- 墓地管理棟については、運営の効率化を図りながら、適宜、点検や修繕を行い、長寿命化を図ります。
- 倉庫については、老朽化が進み建替えの時期を迎えた際には、建替えを行わず、他の建物の一部を倉庫として利用することを検討します。
- その他施設については、施設個別に用途転用や貸付、民間への譲渡等、有効利用の方策を検討していきます。

3-3 インフラ系施設

3-3-1 インフラ系施設の管理に関する基本方針

インフラ系施設は、市民生活を支える基盤であり、建築物系施設と同様に統廃合や複合化を進めることは困難ですが、長寿命化、包括委託等によりライフサイクルコストの縮減を図ります。また、既に長寿命化計画等、個別の計画の策定が進んでいる施設類型については、各計画の方針に従って整備・管理を進めることとします。計画が未策定の施設類型については、本計画の方向性を踏まえた検討を進めます。

3-3-2 類型別方針

(1) 道路（市道・農道・林道）

市道

【課題】

- ・ その他路線の延長が長いため、市民からの道路に関する要望の全てには応えられていない状況です。

【今後のマネジメント方針】

- ・ 生活基盤施設として不可欠なものであり、総量の縮減は困難であることから、予防的・計画的な修繕を行うことにより、コスト縮減、平準化を図ります。
- ・ 要望、苦情、修繕及び工事のデータを土木 GIS に集約し、分析・解析を行い道路の現状をデータで把握した上で、交通量、緊急性、公共性、ネットワークとの整合等を勘案し、立地適正化計画等に基づき、整備・維持管理を行います。

農道

【課題】

- ・ 一部、生活道路としても利用されており、市道並みの交通量があること、また、農業用車両の大型化に伴い、舗装や路肩の損傷が激しい路線もあります。

【今後のマネジメント方針】

- ・ 計画的な補修等による延命化を図りながら事業費の抑制と平準化に努めるとともに、改良・更新に当たっては、経年劣化に伴う単なる再投資を行うのではなく、将来の需要を考慮した効率的な施設整備を行います。

林道

【課題】

- ・ 林道 28 路線のほとんどが供用開始をしてから数十年がたっており、経年的な劣化箇所も多く見受けられるため、今後維持管理費の増加が見込まれます。

【今後のマネジメント方針】

- ・ これまでと同様、定期的なパトロールと年度ごとの修繕による維持管理を行います。
- ・ 計画的な補修等による延命化を図りながら事業費の抑制と平準化に努めるとともに、改良・更新に当たっては、経年劣化に伴う単なる再投資を行うのではなく、将来の需要を考慮した効率的な施設整備を行います。

(2) 橋りょう

【課題】

- ・ 橋りょうの多くが高度経済成長期以降に建設されているため、その更新時期は同時期に集中し、大きな財政負担となることが想定されます。

【今後のマネジメント方針】

- ・ 定期点検結果を踏まえ、現状の劣化状況等を把握した上で、修繕優先順位を見直すとともに、橋りょう長寿命化修繕計画に基づき維持管理を行っていきます。
- ・ また、補修・更新コストと将来便益との比較に基づき、著しく効果や利用の低い橋りょうは廃止も視野に入れて、今後の施設管理を行います。

(3) 上水道

【課題】

- ・ 本市の水道事業は、高度経済成長期における人口の増加に伴い、管路・施設の建設を行ってきました。今後これらの管路・施設が耐用年数超過により順次更新時期を迎えることとなります。加えて、安全で安定した給水が確保できる災害に強い施設が求められており、管路・施設の耐震性が課題となっています。

【今後のマネジメント方針】

- ・ 水道ビジョン・耐震診断・アセットマネジメントに基づき、計画的な補修等による管路・施設の延命化を図りながら事業費の抑制と平準化に努めるとともに、管路・施設の更新に当たっては、将来の水需要を考慮した効率的な施設整備を行います。

(4) 下水道

【課題】

- ・ 約 500km の管渠と 6 か所の処理場を有しており、老朽化の進んだ管渠・施設が増大しています。

【今後のマネジメント方針】

- ・ スtockマネジメント計画に基づき、管渠については、長寿命化計画を含めた計画的な改築、施設については、延命化と改築費用の平準化を図ります。
- ・ し尿処理施設との連携を強化し、各地域の特性に合わせた計画的・効率的な管理を推進します。

(5) 農業集落排水

【課題】

- ・ 管渠の総延長は、平成 27 年 4 月時点で約 156 k m となっています。管渠及び附帯設備の老朽化等に起因した道路陥没等による事故を未然に防ぐための取組が重要となっています。

【今後のマネジメント方針】

- ・ 最適整備構想に基づき、管渠の改築、施設内の機器更新を計画的に行います。
- ・ し尿処理施設との連携を強化し、各地域の特性に合わせた計画的・効率的な管理を推進します。

(6) 公園

【課題】

- ・ 植栽等の維持管理費や、遊具等の老朽化に伴う更新・修繕費の負担が増大しています。

【今後のマネジメント方針】

- ・ 立地適正化計画を勘案しつつ、公園の維持管理に努めます。
- ・ 施設及び各種設備の劣化状況や利用頻度等も勘案し、適時適切な施設改修・設備更新を実施します。
- ・ 避難場所として利用されることも想定し、公園内に設置されている遊具や樹木について、適切な点検、及び維持管理による安全確保に努めます。
- ・ 植栽数の調整や維持管理費用負担の少ない樹種の選定、また遊具の規模・種類の調整・制限により、維持管理費の抑制に努めます。

3-4 フォローアップの実施方針

公共施設等は、施設類型ごとに、維持更新に関する取組方法が異なりますが、今後は、本計画の基本的な方針に沿って、施設所管課において、個々の施設における適正配置や保全等に関する取組を推進していきます。

また、本計画は、全体的な基本方針を示すものであるため、建築物系施設とインフラ系施設を合わせて、公共施設等の一体的・総合的な調整を図りながら推進し、P D C A（Plan：計画の策定 Do：実行 Check：点検 Action：見直し）サイクル等の進行管理について検討していきます。

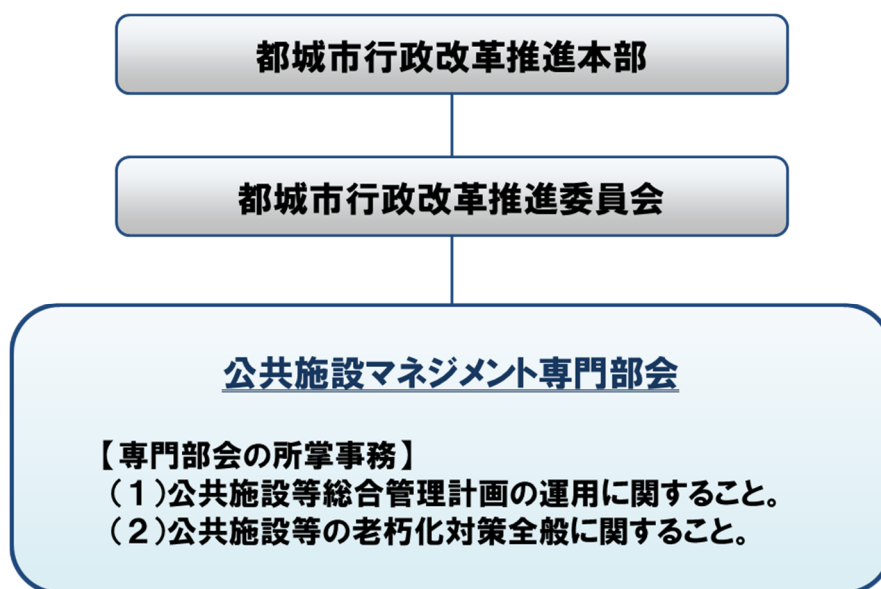
なお、本計画は、長期的な取組となることから、国の制度変更や社会情勢等の変化に応じて、適宜見直しを図りながら内容の充実を図っていきます。

第4章 推進体制

4-1 推進体制の構築

計画の推進に当たっては、全庁的な取組が必要なことから、「都城市行政改革推進本部」において、計画の進行管理と評価を行い、定期的に計画のフォローアップを実施します。そのため、「公共施設マネジメント専門部会」において、課題等の検討・整理を行います。

施設所管部署は、本計画に基づき取組を進めるとともに、公共施設等の大規模改修や建替えを検討する際には、今後の公共施設の在り方について整理し、関係部署と事前協議を行うなど実効性を担保する仕組みづくりを進めます。具体的には、公共施設の集約化等の協議を円滑に進行するため、施設方針の検討における基本的な考え方や手続の流れを示したマニュアルを整備するとともに、集約・複合化した公共施設の実績を取りまとめ、ノウハウとして蓄積することで、更なる公共施設マネジメントを推進します。

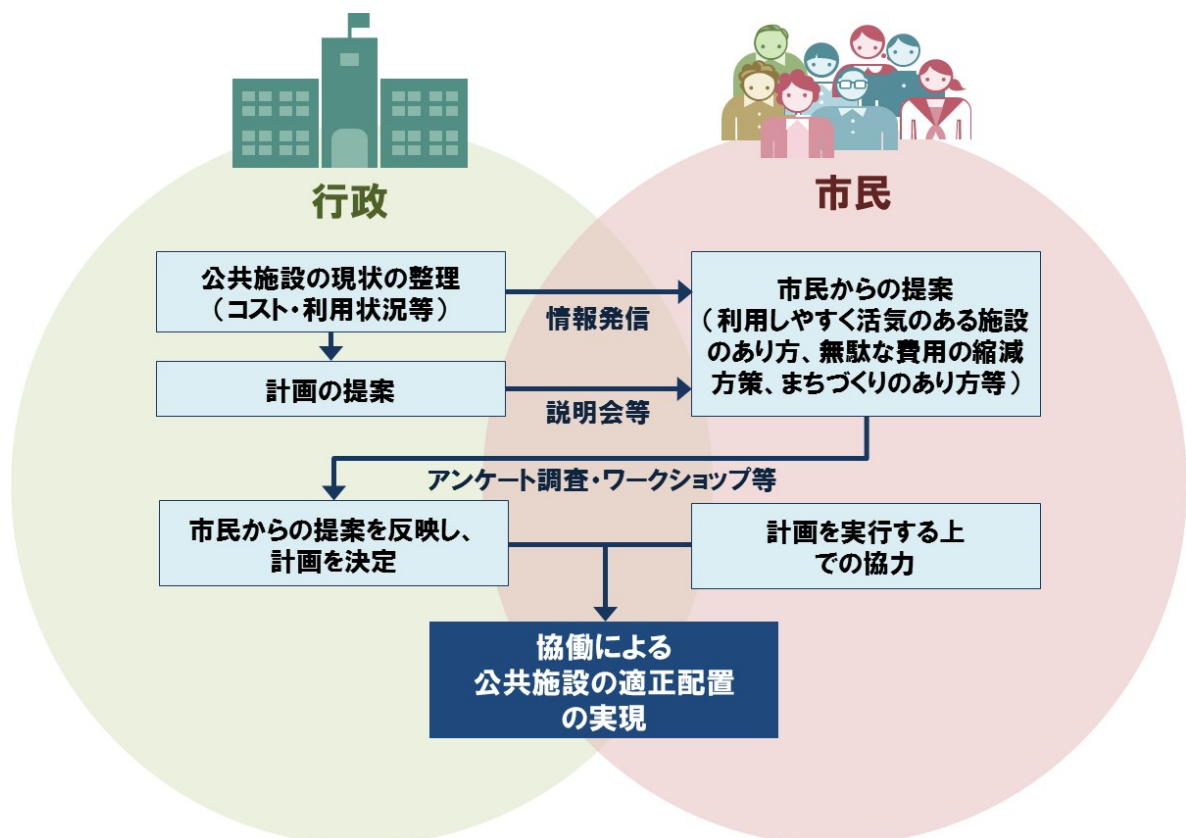


公共施設マネジメントの推進体制

4-2 市民との協働

公共施設等をよく利用する団体や市民だけでなく、日頃施設を利用することが少ない市民の声も反映させながら、より公平性の高い市民サービスの提供に努めます。

また、公共施設マネジメントの必要性について全市的な課題として問題意識を共有するため、公共施設の利用状況や劣化状況、運営状況等の情報発信や市民向けの説明会、公共施設等に関するアンケートの実施、パブリックコメントの実施等により、市民と協働しながら公共施設マネジメントを進めます。



市民との協働による適正配置の推進

4-3 情報管理・共有化の必要性

施設を担当する組織ごとに分散管理している情報をデータベース化し、情報の一元化、見える化、共有化を図ります。管理する情報は、土地・施設の面積、構造、建設費用、劣化状況、工事履歴、利用者数、維持管理費用等で、具体的な情報は現地劣化調査、施設実態調査等により収集します。

一元化した情報に基づき、施設評価を行います。老朽化した施設や、利用が少ない施設、支出が大きすぎる施設等を抽出・把握するため、品質（劣化状況、安全性等）、供給（利用状況等）、財務（収益性等）の視点で点数化を行います。その上で、ハード（品質）、ソフト（財務・供給）の2つの軸で公共施設を4グループに分類し、継続保有、改修、用途変更、統廃合、廃止等、各グループの公共施設の今後の大まかな方向性を検討します。

